

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成22年第6回沖縄県議会（12月定例会）

平成22年12月17日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年12月17日 金曜日
開 会 午前10時3分
散 会 午後9時0分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 甲第4号議案 平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）
- 2 平成22年第4回議会乙第1号議案 沖縄県立浦添看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 3 乙第6号議案 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例
- 4 乙第7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例
- 5 乙第16号議案 指定管理者の指定について
- 6 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 7 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 8 陳情平成20年第41号、同第43号、同第53号、同第57号、同第63号、同第64号、同第78号、同第112号、同第125号、同第134号、同第137号、同第142号、同第148号、同第188号、同第189号、同第192号、同第195号、同第199号、陳情平成21年第8号、同第9号、同第13号、同第32号、同第41号、同第50号、同第52号、同第57号、同第60号、同第61号、同第65号、同第67号、同第68号、同第72号、同第80号、同第84号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第99号、同第105号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第113号、同第116号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第137号から同第139号まで、同第142号、同第145号、同第148号、同第149号、同第153号、

同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第200号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情第2号、第8号、第23号、第24号、第27号から第33号まで、第38号、第40号、第49号、第52号、第53号、第57号、第61号の2、第62号、第76号、第78号、第83号、第84号、第95号、第97号から第99号まで、第101号、第103号、第104号、第106号、第120号から第123号まで、第128号、第129号、第137号、第139号、第143号、第145号、第147号、第153号、第154号、第158号の3、第160号、第162号、第164号、第174号から第176号まで、第179号、第183号、第185号、第194号、第199号、第200号、第202号及び第206号

- 9 閉会中継続審査（調査）について
- 10 脳脊髄液減少症の診断・治療法の早期確立等を求める意見書の提出について（追加議題）
- 11 視察調査日程について（追加議題）

出席委員

委員 長	赤 嶺	昇 君		
副委員 長	西 銘	純 恵	さん	
委 員	桑 江	朝千夫	君	
委 員	佐喜真	淳	君	
委 員	仲 田	弘 毅	君	
委 員	翁 長	政 俊	君	
委 員	仲 村	未 央	さん	
委 員	渡嘉敷	喜代子	さん	
委 員	上 原	章	君	
委 員	奥 平	一 夫	君	
委 員	比 嘉	京 子	さん	

委員外議員 なし

欠席委員

なし

 説明のため出席した者の職・氏名

福祉保健部長	奥村啓子さん
福祉企画統括監	當間秀史君
保健衛生統括監	宮里達也君
福祉保健企画課長	金武武君
医務課長	平順寧君
病院事業局長	伊江朝次君
県立病院課長	武田智君
県立病院課看護企画監	佐久川和子さん
教育長	金武正八郎君
総務課長	前原昌直君
総務課副参事兼班長	親泊信一郎君
県立学校教育課特別支援教育監	大城徹彦君
保健体育課長	渡嘉敷通之君
生涯学習振興課長	親泊實君
文化課長	大城慧君

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

甲第4号議案、平成22年第4回議会乙第1号議案、乙第6号議案、乙第7号議案、乙第16号議案から乙第18号議案まで、陳情126件及び閉会中継続審査調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として福祉保健部長、病院事業局長及び教育長の出席を求めております。

まず初めに、乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 それでは、教育委員会所管に係る議案の説明をさせてい

ただきます。

議案書14ページをお開きください。

乙第7号議案地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく、沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、沖縄県教育委員会の職務権限に属するスポーツに関する事務及び文化に関する事務を知事が管理し、及び執行することに関して必要な事項を定める条例を制定するものでございます。この条例は、平成23年4月1日から施行することとし、附則第2項から第5項に必要な経過措置について定めております。

また、附則第6項で沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するとともに、附則第7項から第10項に必要な経過措置について定めております。

以上が、概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの乙第7号議案をお尋ねいたします。スポーツに関することと、文化に関することというのを知事部局にということになっているのですけれども、教育というものから切り離される形になるのかというところを危惧しておりまして、この条例改正に至る法律改正のときに議論をされた文化・スポーツに関する部分の内容についてお尋ねします。

○金武正八郎教育長 これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の新設に係る地方教育審議会の審議がございまして、平成16年3月4日に地方分権時代における教育委員のあり方について諮問がされております。内容としましては、首長と教育委員会の権限分担の弾力化ということで、文化・スポーツ等に関する事務については基本的には教育委員会の担当することの利点が多いものと考えられるが、地方自治体の実情や行政分野の品格に応じ、

自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることを検討するべきということで検討されております。結論といたしましては、スポーツに関することつまり学校体育に関することを除くと。学校における体育に関することを除くスポーツに関すること、それから文化に関することの中で、文化財の保護に関する以外は知事部局に移すことができるという形で法律が定められております。

○西銘純恵委員 そのときの議論の内容についてお尋ねしたいのですけれども、重要な議案だということで国会でも審議されていますけれども、地方公聴会が開かれているのですよ。この地方公聴会で、文化、スポーツについて発言された方の一これは参考人として発言された方の発言の趣旨についてお尋ねをしたいのですけれども。

○金武正八郎教育長 その関係者の方の発言の趣旨については把握しておりませんが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の新施設設についてはこちらとしては把握しておりますけれども、その方の審議会の中での発言の趣旨は把握していません。

○西銘純恵委員 この議案はすぐ賛否を問われるということで、今度は県議会も短いものですから、重要な議案ではないかと思って一私はほかの委員の皆さんが継続にしてももう少し詳細な審議ができるということであれば、なるべく質疑は次回にしたいという気持ちもあったのですけれども、もし今県議会で賛否を問うということがはっきりするのであれば、今の法案審議の中での問題点について、やはりきちんととらえないと賛否が表明できないと思ひまして質疑を行っているのですけれども。皆さんはどうですか、きょう賛否を問うのかということに気にはなっていますけれども。時間がないということで、質疑をそのままやってよろしいでしょうか。私はこの議案が出たときに、どうして文化とスポーツを外すのかというような、それなりの議論があったらと思ってお尋ねしたのですよ。でも教育長は、それについて内容はわからないということをおっしゃられたものですから、これはきちんと公聴会の中で、この文化、スポーツに関して賛否の論が出たというのであれば、それについてもきちんと報告してほしいし、問題があるということで出たのかどうかも含めて教育長から答弁をいただきたいと思っているのですが。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、教育長より地方公聴会の内容については手元に資料がないので報告できない旨の説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 これは法改正をするということで中央教育審議会が出してきて、それが国会に諮られて、これは問題があるということ指摘した中身について把握されているかというところを私はお尋ねしたかったのですけれども、把握されていないというものですから、一応、私が紹介をして、どうなのかと委員の皆さんにも検討の資料としたいと思うのですが。1つは、地方公聴会まで開いた国会審議なのですから、国会は平成18年ですか、3カ年前ぐらいの法改正、教育三法の改正のとき—私は改悪だと思ったのですが、改正のときの議論の一つとしてやられています。地方公聴会の参考人という—私はこれを参考にしたいと思ったのですが、これは比治山大学といいますか、非常勤講師、前の東広島市教育委員会教育長荒谷信子さんという方の地方公聴会での発言というのが唯一、文化、スポーツに関する参考人意見として聞かれているのですよ。この荒谷さんの参考人としての意見がこのように出ていますので紹介したいと思います。東広島市において教育長としてやってきた方で、地元の件で述べています。本人の発言の部分を紹介します。社会、文化、スポーツ行政は、すべて教育委員会にあると。私個人の意見としては、これは教育委員会で安定的に所管していたほうが良いと思います。というのは、生涯学習の分野においても、首長部局に関して首長さんが熱心に生涯学習に取り組んでおられた。全国にもそういう例はたくさんありましたけれども、その首長さんがやめられると同時にダウンしてしまったというような事例が、そしてまた教育委員会に戻された、所管が移された、そういう事例もあります。しかし今回は社会教育は残って、文化、スポーツは選択していいということになっているけれども、私個人としては教育委員会が持っていたほうが良いと思う。そして学校教育も、学校教育と生涯学習が互いに相乗り入れして、非常に充実した教育内容が構築できる、このように考えている。ですから、文化、スポーツに関するものは教育委員会で所管していたほうが良いと。そして、首長部局に移されたけれども教育委員会に戻されたという事例もあるということをお方は発言しているのですよ。ですから教育長としてこのような、実際に法改正のときに、文化、スポーツを、学校における体育に関するものを除くということがあるにせよ、

知事部局に移すということが、実際は教育の手を離れる部分が文化にしてもスポーツにしてもあるわけですから、これについて教育と不離一体のものという立場に立つのであれば、この条例改正についてはどうなのかということでお尋ねしたいわけですよ。切り離せるものなのかどうか、いいものかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 文化とスポーツに関してはこれまで学校教育の一教育委員会の範疇で、ある程度昔というか、一昔、二昔前はある程度カバーできると、そういう時代でしたけれども、生活が豊かになり、いろいろな文化も、それからいろいろな面で人の活動も盛んになる中で、スポーツの範囲も非常に層が広がってきております。教育委員会としてはなかなか手に負えない部分がございます。例えば行政とのかかわり、それから観光とのかかわり、地域とのかかわり、いろいろなことがこれから今望まれています。そういう面で、また十分に対応できないところもございますし、それから知事部局にもまたスポーツに関するところを扱っていますけれども、その役割の分担が、今一層不明確な部分が出てきております。そういう役割分担を明確にして、そして県民が本当に使いやすい、利用しやすい形になれるものと私は思っております。スポーツの振興、文化の振興につながるという理由は幾つかございますけれども、スポーツや文化に関する事務を知事部で担当することによって、まず1つは新規事業の企画や予算確保、そして他の行政分野における諸施策との連携、協力などについて利点があると考えております。また、今回は移すことによって学校教育一特に学校体育だけ残しますので、本当に教育にもっと力を入れられるのではないかと私は思っております。

○**西銘純恵委員** サッカーくじを導入してから赤字を抱えていると思うのです。もう230億円近くの赤字を抱えていると思うのです。サッカーくじもこの法律改正後に多分、国の教育から離れた別部局でなされてサッカーくじが導入された、私はそう認識していますが間違いありませんか。

○**金武正八郎教育長** サッカーくじの導入はわかりますけれども、その前後の経緯は、今確かではございません。

○**西銘純恵委員** 教育長が、文化やスポーツは知事部局に移したほうがいろいろ多面的に県民の要求にこたえるということを思っていらっしゃるということをお先ほどの参考人が言ったように、首長がこれに熱心にやっているところはや

はり予算もつけていると。でも首長がかわったらこれは変わっていくよということ参考人自身が述べているというところに注目してほしいのです。サッカーくじについても教育と切り離されて、子供たちの教育の問題で、国民的にこれは問題があるということやられながらも導入をされてきたわけですよ。そして、それを収入源にしてスポーツの振興に充てると言われたけれども、実際は赤字が出ているという実態があるわけです。もう一つは、この制度後一時的なものにはっきりしないのですけれども、社会体育施設の整備費の補助、社会体育施設は教育で必要だということやずっとやるわけですよ。だけれども国の予算そのものはずっと減額ということで衰退してきているわけですよ。だから本当は教育の分野で、これは社会体育や社会教育は大事だよということや独立した形で教育の側で主張しない限り、結局、行政の側、首長の側がだめだと言えば減っていく事例だと思うのですよ。先ほど私が言った社会体育施設整備補助というのは、今はその項目はないと聞いていますけれども。現時点では、補助金そのものの項目も国の予算制度そのものがなくなっていると。だからそういう意味では、逆に教育の観点からやるのであれば、しっかりと教育施設や教育を振興する、スポーツを振興する、文化を振興するという立場では、きちんと教育委員会の所管にするというのを守る立場になるのではないかと思いますよ、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 今、西銘委員がおっしゃる件についてですけれども、社会体育施設の改築を行う場合はスポーツ施設の整備等を所管している土木建築部が同じ知事部局であることから、計画策定から建設までの調整が比較的容易となり工事をスムーズに行うことができるものに、そういう形で連携をとりやすくなると思います。

○西銘純恵委員 でも、土木建築部関係にしても、今事業仕分けと国が言っているぐらい箱物問題については厳しい目が向いてきているわけですよ。だから、教育の観点からしっかりとこれは、教育の側で大事だよということで押さえて計画的にやっておかなければ土木建築部はやるのがたくさんあるわけですから、今答弁されたことは逆に土木建築部の中にくくり込まれたらもっと教育の観点を持っていない分野がやるのですから、ではこれは後回しにということが逆に危惧されると私は思っているのですよ。今、別の答弁をされたものから一応指摘をしておきます。あともう一つは、事業仕分けでスポーツ予算が相当縮減されていることに対してオリンピックメダリストなどが会見をしたりとか、これはスポーツの予算ですよ。それと文化人が今、署名運動をやっている

ますよ、文化予算が削られたと。これもやはり文部科学省—文化とスポーツは首長が別部局だと。文部科学省は、離れてやったところに事業仕分けとして予算が削られているというのが、今、表に出てきていると私は認識しているのですよ。それで、このスポーツ金メダリストを含む関係者、そして文化関係者もすごい有名な文化人が、文化予算をふやしてほしいという運動を今現在されていますよ。沖縄県内の団体もそうだと思うのですけれども、それについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。予算が削減されてそれを戻してほしいと、ふやしてほしいということが起こっているというのと、今の条例との関係で。私は不離一体だと思っているのですよ、どうですか。

○**金武正八郎教育長** これは今回移設する文化の内容に移して後も、やはりそのこの部局と、そして私たちがしっかり連携をしてそういう予算を確保していくことは私たちの役目ですし、今後ともまたそういう連携をしてしっかりと国にも要望していきたいと思っております。

○**西銘純恵委員** 今、教育長は国に要望すると言いましたが、国自体が文化、スポーツの予算をばんばん削っているということなのですよ。だから、全く説得力のない答弁だなと思っています。ですから、あとは文化ということに関しては県立博物館・美術館の問題も関連しますので、そこの議案の審議のところで触れたいと思うのですけれども、一応私が問題だなということでお尋ねしたいということについては、これだけにとどめたいと思います。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○**渡嘉敷喜代子委員** 大人のものに関してはすべて切り離していく、学校教育の分は残していくという説明ですけれども、現在、生涯学習振興課においては、やはり大人の生涯学習もかかわっていますよ。そのあたりの議論というのは、内部でどのような話になりましたか。

○**金武正八郎教育長** 生涯学習はうちにそのまま残します。

○**渡嘉敷喜代子委員** その生涯学習の中に入る、大人の皆さんの文化とかスポーツに関する学習も入っていますか、現在やっていますか。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が執行部に対して事前に各委員に配付した資料をもとに事務移管について説明を求めた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

渡嘉敷通之保健体育課長。

○渡嘉敷通之保健体育課長 それでは生涯スポーツに関してですけれども、今現在で保健体育課一教育委員会で管轄しているのは、全国あるいは県内のスポーツ・レクリエーション祭を中心とした生涯スポーツ、それから体育指導員の件、それと兵庫友愛とか、そういうような形でのつながりなのです。ですから、どちらかというとな成人を対象とした形の生涯スポーツを教育委員会では担当している。そういう部分が今回、新しい部局に移管をします。スポーツの面で教育的なものというとな、教育長が言ったように学校体育になりますけれども、その中で中学校体育連盟、高等学校体育連盟、それから高等学校野球連盟、そういうふうな学校体育にかかわる協議会等についてはすべて教育委員会で管轄をします、これまでどおりやりますということなのです。ですから、そのような形で教育委員会というのは純粋に学校現場にかかわる子供たちに対してのスポーツ活動は、これまでどおりやりますということでの今回の部局への移管、それはきちんとすみ分けをしましょうということで行っているものでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 ですから、今切り離していく部分があるわけですよ。そのことによって、本当に生涯学習振興課としてこれまでやってきたことが何だったのかという思いもするのですよ。そのことが、もしかしたら行財政改革にもつながるのではないかという思いがするのですよ。例えば、各部局の研究機関の機能をすべて企画部に移しましたが、それではやはりだめだったということで、今回また戻すわけでしょう。何か新聞に出ていましたよ。これは研究機関で教育委員会に関することではないけれども、各部局の、農林水産部とかいろいろな研究部門を企画部に移しましたよ。それではやはり機能しないということで戻すことになったわけでしょう。そういうことで、今回のこのようなやり方も、もしかしてそういうことになりかねないのかと。行財政改革につながらないのかという思いがしてならないのですけれども。今、渡嘉敷保健体育課長がおっしゃったように、やはり学校教育だけを残しますというけれども、実

際には生涯学習の中で大人の皆さんの文化やスポーツに関するものもかかわってきているわけですから、そういうことが切り離されていくということも今後考えられるわけですよ、そうではありませんか。

○**金武正八郎教育長** 危惧されている件ですけれども、決してそういうことはないとは考えております。知事部局にスポーツ部が移された場合でも、ほとんどが大体、スポーツに関する業務は、競技スポーツ、それから社会体育のスポーツなどは、ほとんど学校の先生方のノウハウとか、これまでの経験とか、その指導力とかが非常にニーズが高まってきます。ほとんどの市町村においても、大体は体育関係の方がそこに入ってきます。ですから新しい部局に行っても、今いる部局がさらに向こうに行って、そして体育協会も行きますけれども、決して向こうに行ってそのままではなくて、さらに私たちは知事部局の中でいろいろな形で今、社会体育というのは地域と自治体全体とかかわる行事が非常に多いのです。ですから、そういう面でさらにできますし、さらに教育委員会と知事部局とタイアップをして、さらにスポーツが生徒たちを育てる部分、そして社会を育てる部分があって、そしてより連携をとって充実していくものだとは思っています。さらにもう一つ大事なことは、これまで何か住民から要望が出てきたときに、これは教育委員会だ、これは観光だという形で、スポーツに関しても非常にあったわけです。今回のサッカー場に関しても、部局からいろいろなものがあるわけです。そういう意味で一つの窓口にされるという形で、お互いに連携をとって、さらにスポーツが振興されるものだとは思っています。

○**渡嘉敷喜代子委員** 結局は、窓口がふえるということになるわけですか。教育委員会でできるものはこっちでもやりますよということになって、窓口がふえてどこにやっていいのかわからないという状況も出てくるのではないかと、今の教育長の話ではそう感じました。それはもういいです。そして、平成16年に諮問があってということなのですからけれども、これまでこのことについて、皆さんではどのような討議がなされましたか。いきなり降ってわいたような今回の知事の公約の中で、文化観光スポーツ部をつくるということで、そのことに合わせて、今回そういう理由づけがされているのではないかという気もするのですけれども、平成16年からこういう諮問—いろいろな公聴会とか出てきているわけなのですからけれども、その権限のあり方について教育のあり方について。では、教育庁内部でこのことを受けてどのような話し合いがこれまでになされたのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** 今回の流れは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の新設に係りまして、首長と教育委員会との権限分担の弾力化が図られまして、地方自治体の判断によって首長が担当することを選択することができるようになりました。それを受けまして、今回、知事部局から、文化とスポーツを知事部に一元化をして、観光と結びつけて振興を図りたいと。そして、そういうことの申し出がありましたので、私たちとしては教育委員会、それから体育協会と、それからその関係するところと調整をした結果、やはりより文化やスポーツを振興させるためにそういう部局を設立することは望ましいという形が出ましたので、今回、知事部局にも賛成であるという形で、サインを向こうに伝えたところであります。

○**渡嘉敷喜代子委員** 今、教育長がおっしゃるのは、知事部局からそうやってほしいというアタックがあったから、自治体の判断でそうしようとなったということですよ。私が聞いているのは、これまでこのことについてどのような討議がなされたのかということなのです。全く話はなかったのですか。いきなり知事部局からそういう話が出て、ではそれが望ましいでしょうと投げているわけですか、そうではないでしょう。

○**金武正八郎教育長** いろいろな議論をしております。例えば、教育委員会で担当する利点はどういうことがあるとか、それから首長部局で担当する場合に利点はどういうことがあるか、欠点はどうあるか議論をしております。その中の利点の中で、まず教育委員会で担当する場合の利点としましては、学校教育や社会教育との連携、それから事業の安定性、継続性が図られるということでございます。それから首長部局で担当する場合の利点等につきましては、新規事業の企画や予算の確保、それから他の行政分野における諸施策との連携協力、それからもう一つ大きいのは公立大学や私立大学との連携ができる。つまり、私立大学、公立大学というのは知事部局です。私立高校もそうです。私学はそういう部分です。ですから、やはり今いろいろな形で窓口がいっぱいあるわけです。公立学校教育に関しては、私たちでしっかりと窓口をしましょうと。それについては、もう一つの文化観光スポーツ部というのを、今までは課だったものが部局として大きく一つのくくりとして、学校体育以外のスポーツはここですよという窓口を明確にします。そして、県民からもスポーツに関することはどこだなということは一目瞭然です。それは学校といえば学校体育で、学校の教育課程に関することについては教育委員会が受けると。それ以外のス

ポーツについては文化観光スポーツ部でやると明確になりますし、ばらばらかという国民体育大会というものは高校生も入れます、国民体育大会も県民体育大会も一緒ですから。高校生も一緒に入りますので、どうしても一緒にやる部分がいっぱいあります。ですからお互いに連携をとり合ってください。今まではあっちこっちにあったのですが、それが一つになるという形はより明確になって、よりスポーツに対して県民にもっとサービスができるような形になると私は思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほど、平成20年4月に法整備がされたことですが、そのことによって平成20年から今日まで、そのことについてこういうことが法的には可能だけれども、我が県としてはどうあるべきかという議論はされたことはあるのですか。法整備がされた後です。今、管轄になっているのを移していくわけですか。

○金武正八郎教育長 教育委員会としては非常に関心がありまして、やはりスポーツの窓口が一つになると。そして明確になるということは、私たちとしては大変いい機会だと思って議論をしました。しかし、機が熟するのが長くて、知事部局としても必要性とかもいろいろと、そういう機がまだまだ熟してなくて、今回、こういう形で知事部局から提案が出たということで、教育委員会としてはこれまで自分たちがいろいろな形で、予算面、企画面等で大分苦勞をした面が、今回でかなり改善されるのではないかという期待を持っております。

○比嘉京子委員 文化面に対してはどうですか、スポーツのことはおっしゃいましたけれども。

○金武正八郎教育長 これまで文化振興に関しても、ほとんど知事部局に移してございます。ですけれども、まだまだその役割の一つ一つについては不明確な部分があって、なかなかわかりにくかったわけです。例えば、県議会の中で玉城満議員からこれは文化振興課の問題か、あるいは教育庁の文化課の問題かといつも言われて、窓口はどこなのかということがありましたので。今回は、つまり文化財の保存継承に関することについては教育委員会がしっかりやりましょうと。それ以外については、新しく文化観光スポーツ部という大きな部局

をつくる。つまり課の中に小さい班をつくるのではなくて、大きな部局をつかって文化に関することをやりましょうと、保存継承については私たちがやっていきましょうという形でやっております。ですから、これまでの私たちが、さらに役割分担が明確になるようなこととなりますので、そういうことで期待をしております。

○比嘉京子委員 皆さんからもらった資料の2番目に文化の現行と、それから移管後の分類がありますが、その中で県立博物館・美術館というのがありますが、県立博物館・美術館が移管後は2つにまたがっているのです。県立博物館・美術館というのを皆さんのところに移管するのは法だけなのか一法的なもの、例えば県立博物館・美術館の運営事業的には知事部局という理解なのですか。県立博物館・美術館に関することというのが現行でありまして、隣に博物館法に関する事、移管後ですね。この県立博物館・美術館の今の、言ってみれば管理運営等を移管するという事なのですか。2つの部局にあるのですが。

○金武正八郎教育長 県立博物館・美術館は社会教育機関であることから、これは移管することはできません。県立博物館・美術館についても、知事部局から観光とか地域振興の関係で担当したいという要請がございました。それについて、全国的な美術館、博物館等でそういう事例があるかということ調査をした結果、これができると。どういう形でできるかということ、同機関の管理運営に関する事務を新たに知事部局に設置される部局の部長に委任することができるといことがわかりましたので、そういう方向で今検討をしているところでございます。

○比嘉京子委員 では今検討中で、このことに対しては結論はまだ出ていないという理解でいいのですか。

○金武正八郎教育長 委任する方向で調整をしております。ですので、法的に何かクリアすべきところとか細かいところは総務課長に説明させます。

○前原昌直総務課長 教育長がおっしゃったとおり、これは社会教育に基づく施設でございますので、この分については移管という形はとれません。今は事務委任という形で調整しているところでございます。失礼いたしました。現行の博物館に関する事というものは、この博物館法に基づく登録博物館、そして博物館担当施設の指定についての業務内容でございます。市町村の博物館等

がございますので、それに対するものでございます。県立博物館・美術館については事務委任をしたいということで今検討しているということでございます。

○比嘉京子委員 もう少し明確にお答えいただきたいと思うのですが、今回、県立博物館・美術館の委託業務が行きますよ。つまり企画運営といいますか、運営事業があります。次回から、例えばこれは知事部局に回されるということですかということも含めて、今ある県立博物館・美術館というものの運営形態—運営はどこがやるのですかということを知りたいです。

○大城慧文化課長 今、比嘉委員がおっしゃった件ですけれども、現在の教育委員会が持っている博物館に関することですが、それがそのまま文化課に博物館法に関することと残っています。これにつきましてはの業務は、要するに登録博物館とか、博物館相当施設ということの登録業務があるのです。これにつきましては、これまでどおり教育委員会の業務として担当すると。今、比嘉委員のおっしゃった県立博物館・美術館の運営といいますか、それにつきましては新しい部局に移してそこでやってもらうということを知りたいです。

○比嘉京子委員 ではもう一点、先ほど知事部局と教育庁でこの話が出たときにどういうことが—メリット、デメリットの話がされたというのがありました。そのときに、例えば教育委員会がやることで、連携安定性、継続性というところでは利があるというお話がありましたが、そのことを移管することによって、皆さんから切り離すことによって、それが維持できるという担保はできているのですか。

○金武正八郎教育長 県立博物館・美術館は社会教育施設ですので……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉京子委員より質疑の趣旨についての説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長　これまで教育委員会が預かってまいりましたスポーツ、文化に関する業務内容、それから継続性等につきましてはしっかりと担保をしていただくと、そういう形を踏まえた運営がなされるよう調整を今しております。そういうことをお願いをしております。人事面でもそういうことが配慮できるような形もまた工夫をしてまいりたいと思っております。とにかく、これまでの教育委員会でやっていたスポーツ、それから文化のものをさらに部局という大きなくくりの中にすることによって、教育委員会としてはこれまでの内容がさらに重視されるものと大きな期待をしておりますし、これまでのしっかりとしたものに担保がとれるように調整をしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員　今お話を伺っていると、これまでは思うようにできなかったというようにも聞こえるのですよ。結局、移すことによって充実するのだというような論理になっているものですから、ではこれまでは皆さんの所管の中においてはそれが十分に、思うように運べなかったのかという色にまた展開してしまうものですから。皆さんの中で、例えば私が考えるのは、経験であるとか知的な構築であるとか、そういう継続性の中から生まれてきた財産があるはずですよ。そういうものというのが、では知事部局に移りましたと言った上で、それが本当に損なわれないような状況の中で、果たしてそれが皆さんが思うように—これはどう見ても皆さんのスリム化にはなると思うのですよ。業務のスリム化は確実ですよ。教育委員会の業務的なスリム化にはなると思うのですよ、担当していた人たちがそこをやらなくていいわけです。そういう意味では重たかったというか、そういう部分はあるかもしれません。だけれども一方で言うと、県民的に考えると、では連携だからうまくいったことというのはどうなるのかとか、継続してきたからどうなるのかということをやはり問うていかなければいけないわけです。そこら辺の懸念材料というのは話し合いには出ていないのですか。

○金武正八郎教育長　先ほど、これまでの私たちの活動に問題があったのではないかという形ではなくて、一番最初に戻りますけれども、一昔二昔まではスポーツとかいうものは学校のスポーツ、ちょっとした地域での運動会、そういうスポーツの範囲だったわけです。それから文化に関しても、とにかくある程度学校教育の範疇におさまりましたけれども、最近、沖縄県は経済的にも豊かになった中で本当に層が広がってきています。いろいろなところで重なり合ってきて、教育委員会の中で十分対応ができないところがあるということでありまして、決して教育委員会がこれまでできていないということではなくて、こ

れは一生懸命やりましたけれども、それが今、各部局のあるところに散らばっていたものが一つの部としてスポーツができるということで、私たちは大きくスポーツが充実していくのではないかと。そして、私たちのスポーツに関するものも、スリム化というよりも、そこにあった班がそのままそっくり行くのです。職員もそのままいくのです。その職員でないと一例えば、高等学校から来たスポーツのいろいろなノウハウを持った、今言ったいろいろと蓄積した財産を持っている方がいますので、その方が行って、そして学校体育はさらにありますので、そことその方々と連携をしてさらにいい形でやるということで、必ずしも今までの連携が無になるのではなくて、さらに連携が深まってくるものだとは思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今回の、連携がよりスムーズに行くというお話ですが、なぜそういうことをもっと前にやらなかったのですか。なぜ、今ごろそういう話が出てくるのですか。

○金武正八郎教育長 先ほど申し上げましたように、その法律改正が最近だったということと、そしてこれまで熟して、今になってそういう機会になったと私はとらえております。

○奥平一夫委員 僕らからすれば、今回のこの提案が非常に唐突に見えるわけですよ。これは先ほどから話ししていますように、文化観光スポーツ部ですか、それへの移行ということが下地になって、このことが議案として提案されてきていると思うのですけれども、ちなみに知事からぜひお願いしたいとこの提案が来たのはいつごろですか。何月何日ですか。

○金武正八郎教育長 平成21年8月12日でございます。

○奥平一夫委員 去年の8月12日ということなのですが、実はこの部局の設置については、仲井眞知事がこの選挙に入って、一つの公約として出してきた我々は初めて目にするのです。選挙が終わったのが11月28日、それ以降でないとつじつまが合わない。つまり、知事はこのことを初めて県民に約束をしているわけです。それがなぜそう去年の8月12日という時期になるのですか。

○金武正八郎教育長 これにつきましては、私たちもこれまでサッカー場の問題、それから空手会館の問題、いろいろな問題の中で連携する中で以前からそういう業務の連携をいかにとっていくかという形でニーズは非常に感じておりました。担当同士のレベルではいろいろな形でやっておりますけれども、実際に総務部長として持ち上がってきて、教育庁と総務部との話し合いが去年の8月12日ごろに話が煮詰まって上がってきたと認識しております。

○奥平一夫委員 わかりました。それはそれでいいと思います。こういう提案をされて、教育長の答弁はすべてよしと、すべていいことだらけだと聞こえてきます。だけれども、これまで所管をしていた担当課の課長の皆さん、例えば文化課、あるいは保健体育課の職員の皆さんの本音も聞きたいと思うのですけれども一まあ本音は出さないのしょうけれども。これまで自分が携わってきた仕事が教育委員会の中でなくなってしまうということになるわけで、先ほど担当はみんな知事部局へ行くのだとお話しされていましてよ。それで、これは大分仕事もスリム化されるという指摘もありまして、まあそうだろうと私も思っているのですけれども、ちなみにこの提案をする中でこの組織編成、一体どれぐらいの人間がそこから移動していくのか、どれぐらいスリム化されるのか、職員の人員は試算をされていますか。

○前原昌直総務課長 保健体育課にスポーツ振興班というものがございます。そこが約10人の移動と。そして文化課関係では、今、文化振興の業務自体が少ないところがございますので、そこが1人という予定でございます。失礼いたしました、移管に伴うものでは2人でございます。今ある資料編集関係が、今委託している部分がまた直営という形になりますので、その部分がふえることになります、文化課のほうはです。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から答弁が中途半端であるので説明できる者が答弁するようにとの指摘があった)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
前原昌直総務課長。

○前原昌直総務課長 今回の条例制定に係る者が12名になります。そして事務の移管といいますか、直営になる分で18名という数字になります。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、奥平委員が執行部に対して直営についての説明を求めた。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親泊信一郎総務課副参事兼班長。

○親泊信一郎総務課副参事兼班長 スポーツ関係、保健体育課の関係で10名、それから文化課の移管に関するもので2名、あと直接この条例とは関係ないのですが、資料編集というのが直営化されるということで、これとのかかわりはないのですけれども9名ふえます。それと県立博物館・美術館の委任に伴うものが18名移るということになります。そういう計算をしております。

○奥平一夫委員 つまり教育委員会から移動していくのは12名、あとは県立博物館・美術館に勤めている方が行くのが18名、合計30名ですか。それで、先ほど言い忘れましたが、メリットだけが今教育長から聞いているのですけれども、担当課のそれぞれの課長、デメリットというのは何がありますか。それを聞きたいと思います。

○金武正八郎教育長 デメリットということにつきましては、大きなことは今ごさいませんが、まず1つはこれまで市町村教育委員会と県の教育委員会のスポーツ関係で連携がありました。それが知事部局に移りますので、その連携を最初のある一定時期、なれるまでは業務のすり合わせで少し困難というか、そういうことがあると思います。それにつきましては、移すときにそういう配慮もしながら、市町村にもまた周知をしながら、連携をとりながらまた調整をしていきたいと思います。それからもう一つは、現場から指導主事等が配置されてきますので、多分、そのスポーツに関することは学校の体育の先生方がノウハウを持っているので、いろいろな形で協力する場面がありますけれども、今までは教育委員会はすぐ転勤という形でしたけれども、そういう人事の配置の面でいろいろな連携が、少しタイムラグができたりすることがあると思います。ほかには、例えばこれまでかかわりがあった国民体育大会とか、いろいろな形で教育委員会が華々しいところに、私もあいさつに行ったりといろ

いろやってきましたけれども、これから部局が変わって、部長とか知事とかそういう形でやりますので、そういう大きな流れが変わって、県民の方々が、教育長が出るべきなのにどうしてかとか、そういうことは多少はあると思いますけれども、それにつきましてはいろいろな形で連携をして周知を図って、スムーズにこれが運べるように、デメリットも今のところ—他にもあるかもしれませんが—せんけれどもそういう形で考えております。

○奥平一夫委員 出番が少なくなるという意味では、教育長にとっては相当なデメリットではないですか。先ほど、市町村との連携というお話が出てきましたのでこれは少し聞こうと思っていたのですけれども、今回の編成がそれぞれの市町村にもたらす影響といたしますか、それは皆さんはどのように考えていますか。影響はないと思いますか。それとも例えば、また県の部局の編成に合わせてそれぞれの市町村で課を編成し直すという影響などはないのか、あるいは体育協会だったり、そういうものとの関係が非常に煩雑にならないかという心配もあるのですけれども、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 組織につきましては、県の組織と市町村の組織は全くイコールでないところも—教育委員会にスポーツ関係が入っている部分もありますし、外にあるところもありますし、また外部の体育協会にあるところもありますし、いろいろな形でスポーツ関係は市町村にありありますので、そこのこれまでの教育委員会と連携していたのが知事部局に移るということで。先ほども申しあげましたように、最初の段階で事務手続とかお互いの連携のとり方について、少しいろいろとトラブルがあるかもしれませんが、それは時間をかければ少し解消していくのではないかと。それは早目に解消できるように努力をしてまいりたいと思っております。

○奥平一夫委員 もう一つ、少し教育長がおっしゃったことが気になるのですが。体育にしても、文化にしても、これまでのいろいろな市民の生活がどんどん変わってきて、働き方も変わり、生活も変わってきた。今まではそれでよかったけれども、もう非常に業務量が仕事の範疇を超えたと、非常に手に負えない部分も出てきたと教育長は先ほど冒頭でお話しされていましたが、この手に負えない部分というのは、どういうことが手に負えなかったのですか。

○金武正八郎教育長 まず1つは、これまで学校体育とは少し離れたアマチュアの範囲でしたけれども、最近はプロも非常に盛んになりまして、プロフェッ

シヨナルなのかアマチュアなのかもわからないような境目の団体も出てきております。ですから、そこをどこが取り扱うかとかです。それに関する事業とか、そういうものが出てくるわけです。そういうものについて、では教育委員会だ、いや向こうだという形でそういうことが現在一決して手に負えないということではなくて、県民がこれをやってくれと言ったときに、ではどこの仕事かという形でその境目がほとんどいろいろな部分で、これはプロフェッショナル、アマチュアだけではなくて、いろいろな場面でそういうものが出てきているということで、やはりある程度整理をして窓口をしっかりと、学校関係、教育関係に関するものは教育委員会に行けばいい、それ以外はここだという形で、県民にとっては本当にわかりやすい、サービスがしっかりと提供できる、県民にとっては非常にいい形になるのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 言葉の使い方なのですけれども、教育長は確かに手に負えない部分というお話をされたのですよ。だからそういう意味では、それは少し削除しておいたほうがいいと僕は思います。ある意味、確かにその境目がほとんどわからなくなっているというのは非常にわかります。ただ、やはり一番の学校教育も社会とのつながりといいますか、社会と密接に関係をし合っているわけですから、この辺の連携の仕方、あるいはこの結びつき、何といいますか、学校教育と社会教育、あるいは社会とのつながりを、連携を強化していくというのは今後も大事だと思うのです。そういう意味で、今回のこの編成もある意味、すばっと切ることができるようなものでもないと思うのです。その辺のつながりもしっかりと強化をするという部分も持たなければ、やはり今度のこういう改正はなかなかうまくいかないと僕は思います。最後にお聞きしたいのが一つだけありました。県立博物館・美術館の所蔵物—例えばたくさんありますよね、絵画にしても、写真にしても、いろいろな文化財にしてもありますけれども、これは同じように教育委員会の財産として残るのですか、どうなるのでしょうか。

○大城慧文化課長 これは、これまでどおり教育委員会の所管の施設ですから、教育委員会の財産ということになります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 少しわからなかったところを何点か教えていただけますか。

先ほど、この議論のきっかけになった当局からの意見が示されたのが去年の8月21日ということでしたが、それから今日に至るまで教育委員会の中での議論は何回ぐらい行われて、プロジェクトチームか何かを組んできた経過があるのか、そこを少し時期的なことがよくわからなかったのです。

○親泊信一郎総務課副参事兼班長 プロジェクトチームという形ではつくっておりませんが、昨年受けまして、庁内で文化課、それから保健体育課、関係する課について意見—このことについてどう考えるかといったような調整は去年のうちから行いまして、その方向で準備はしていたということで、今年度に入って具体的に総務部長と教育長でその意志を確認して、あと教育委員にも、その後2回意見も伺いまして決定をしたという経緯になっております。

○仲村未央委員 だからその関係課に意見調整を求めたのがいつで、書面でどうアンケートをとったのか、総務部と調整をしてということもおっしゃっていましたが、それがいつだったのか。それから教育委員会のそもそもの、委員会としての議題にこれが上がったのはいつだったのですか。

○親泊信一郎総務課副参事兼班長 文書で正式に関係課の意見を聴取したのは平成22年7月です。総務部長から教育長への打診がございましたのは、平成22年10月になります。あと教育委員への説明につきましては、平成22年10月20日に御意見を一度伺いまして、最終的に平成22年11月24日に教育委員協議会という正式な会合で、教育長を含めた6名の委員の意志決定をいただいたということになっています。

○仲村未央委員 かなり最近だということがよくわかりました。まず文化のところでは少し気になるのは、今回、特に県立博物館・美術館に関して—文化財に関して—もそうなのですが、保存にかかわること、継承にかかわることと、公開や展示にかかわることとあえて分けましたが、これはなぜ県立博物館・美術館に関することを教育委員会からわざわざ委任をする形になるのか、その議論の経過をお示しいただけますか。

○金武正八郎教育長 私たち教育委員会としましては、今回の文化に関しては、先ほど申し上げたように、ここも役割分担を明確にするという点でございます。決して教育委員会は保存と継承だけではなくて、展示、それから広報とかそういうことでもありますけれども、文化財の保存に関してこの辺に特化していくと。

それ以外については、文化振興課にまとめていくという形にすれば、さらに業務が、今まで不透明な部分をもっとクリアになるのではないかという形の議論をして分けたわけでございます。

○仲村未央委員 教育長、今の説明では全然意味がわかりません。わざわざ文化財の保存、継承を一括して、公開や展示のあり方も含めてできるということなのですよ、この法律を見ても。それはあえて、今回、委任という形をとって県立博物館・美術館に関することを分けるというこの整理については、何か議論があったからこうなっているわけでしょうか。

○大城慧文化課長 仲村委員が今おっしゃったことは、文化課は今までは文化財の保護といいますか、保護活動ということですずっとやってきたのですが、なぜその県立博物館・美術館だけをそこに移すかというお話なのですけれども、今までは学芸員をきちんと配置して保護活動を図っていますし、効果も上げてきたのですけれども、新しい県立博物館・美術館ができて入館者が140万人を突破してきています。ただ、いま一つ県立博物館・美術館の入館といいますか、そういったことを考えますと、やはりこれも観光との結びつきも出てくるのですけれども、観光面からの活用もまだ十分でないということもあって、そうなるのであれば新しい部局に移して、そこでタイアップすることで活用がもっと図れるのではないかという期待を込めて、そういうことに至っています。

○仲村未央委員 先ほど、県立博物館・美術館にかかわる30名のスタッフが今回移るといふことの流れがありましたが、学芸員とか、調査員とか、その資料の直接的な扱いを通じてそれを公開しようか、展示しようかという企画にかかわる部分というのは切り離せないと思うのです、そのスタッフと文化財の保護ということに関しては。それは学芸員とかも含めて知事部局に移していくのですか。

○大城慧文化課長 今、県から18名の学芸員が行っていますけれども、それはそのままその業務を引き継いで、新しい部局に移っていくという形に一併任という形です。

○仲村未央委員 つまり今、所管を明確にしていこうというのが今回の皆さんの分けた趣旨だとおっしゃるのですよ。わざわざその文化財にかかわることの保存と公開ということ所管を分けた上で併任にするということは、切り離し

ているのかくっつけたいのかということがよくわからないのですよ、そこはいかがですか。

○**金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館は先ほども申しあげましたように、社会教育施設ですので移管はできないわけです。だから事務委任でしかできませんので、それで職員も併任という形でやることになっているわけです。

○**仲村未央委員** ですから、わざわざ委任をするという形をとってまで、本来であれば教育委員会の文化の保存に直接かかわる学芸員とか、調査にかかわるこういった方々はいわゆる専門家ですよ。そういう専門的な分野をわざわざ委任するからには、それなりの議論があったでしょうということを先ほど教育長に聞いたのですよ。そうしたら、あえて併任でも出したいということがあるということなので、それはなぜですかと聞いているわけです。

○**金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館はその設置の目的がありますので、それをしっかり踏まえて運営をしていくと、これまでどおり行います。さらに沖縄県の場合は、博物館と美術館が一つになっております。博物館もそうですけれども、美術館の場合もいろいろな企画をして多くの方々に見ていただく、そういうことが必要です。やはりそういう企画とか、多くの方々に県立博物館・美術館に足を運んでもらうためには、観光とかそういうところと結びついていろいろな企画をすれば、さらに県立博物館・美術館の振興に結びつくと、そういう議論も一つありましたので、そういう形で今回は向こうに事務委任をしてもいいということに至った経緯がございます。

○**仲村未央委員** この分野に関しては余りにも観光に帳じりを合わせようとして、無理やり運営に一公開にシフトしたいということかもしれませんけれども、やはりそういう専門的なスタッフがかかわる分野を、今本当に教育委員会から離していいかどうかというのは議論が十分になされたような答弁が返ってきていないなという印象を強く持っています。それからもう一つ、スポーツに関することなのですが、学校の部活動がありますが、これは教育課程の中に入っているのですか。

○**金武正八郎教育長** 教育活動の一環としてとらえられています。教育課程の中には入っておりませんが、学校教育活動の中の一つとしては入っております。

○仲村未央委員 その学校教育活動という範疇では、これは小学校、中学校、高等学校まで学校に残る業務になるのですか、その取り扱い全般は。今回の社会スポーツ、いわゆるスポーツの振興に関することという中で知事部局に行きますが、そのスポーツの振興に入るのか、学校の、いわゆる教育委員会の保健体育、学校教育の中で置いておく業務ですか、どちらですか。

○金武正八郎教育長 これは学校体育の中に入ります。子供たちの学校教育に関することですので。

○仲村未央委員 あと派遣というのが出てくるのですが、いわゆる沖縄県中学校体育連盟とかそういった教育委員会の中での団体が主催するものはそうでしょうけれども、一般的な民間の派遣というのもあると思うのですが、それは小学校、中学校、高等学校にかかわる子供たち、生徒、親一児童の派遣というものの全般は、これは教育委員会の管轄ですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 ただいまの御質疑ですけれども、私どもの理解としては各競技団体—バレーボール、バスケットボールなどいろいろな競技団体がありまして、沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟から離れた競技大会というのはたくさんあります。これまでどおり教育委員会が所管していましたが、これは新しい部局に移りますので、ただ派遣についてはこれまでどおり、派遣の費用等については学校で対応すると。ですからこういう細かい調整を、今後しっかりとりながら、子供たちにマイナスがいかないような形の連携が必要だということになっております。

○仲村未央委員 派遣の予算は、いわゆる沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高等学校体育連盟という学校教育の中で整理される派遣の予算と、いろいろな企業とか、県外とかに行くときに違う項目で出ていると思うのですが、予算の整理とかというのは教育委員会ですか、知事部局ですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 子供たちの県外派遣については、各学校で派遣旅費というのを集めていきますので、そこで各学校で対応すると。例えば、沖縄県高等学校体育連盟、沖縄県中学校体育連盟で派遣旅費の補助というのは、その主催をする九州大会、全国大会の大会に参加する学校に関しての補助は教育委員会で管轄をしてやると。単独の協会主催の大会というのがございますので、

それについての派遣も県が後援をするとか、共催をするというものに関しては、イコール教育委員会も一緒ですよという理解をすべてに統一してやるということで、今、進めていますので、そういう場合の派遣についても各学校の派遣旅費で対応していくということになると考えております。

○仲村未央委員 つまり、派遣に関しては、今までどおりPTAとかそういう方々が申請する窓口は、教育委員会に生かしてということなのですか。その方向で進めていくということですか。他の民間団体の主催も含めて、派遣に関するいろいろな調整ごとは児童や生徒の場合であれば、主催団体にかかわらず窓口を教育委員会に置きますよという説明ですか。そこがよくわからないのですよ。知事部局に行くけれども、派遣はこちらでやっていきたいというものだから。

○金武正八郎教育長 これにつきましては、線が引きにくいところがありますので、これはこれから事務の中で一つ一つ整理をしなくてはいけないと。一つ一つのケースに対応してきちんと整理しなくてはいけないものがあるのではないかと考えております。

○仲村未央委員 もういいですけども、皆さんは窓口をはっきりさせて、県民からも見えやすくするために今回は所管を分けましょうというから、だったらそういった学校の部活動を通じた延長線上にあることの整理はどこに行きますかということで、それこそ窓口をはっきりしないと。一つ一つ個別の一ケース・バイ・ケースで主催団体によってはこっちです、あっちですとなりかねないから質疑をしているわけで、それは今から調整して行って、その調整の方向は教育委員会に集約しますよということなのか、その方向性を聞いているわけですよ。

○金武正八郎教育長 基本的にはこれまでと変わらなくて、教育委員会がやります。けれども、これから一例例えばおっしゃることについては、地域の少年一ですからこれまでどおり教育委員会からは出ておりません。ですので、それぞれの親の負担とかいろいろな形でやっておりますので、そういう形でこれまでのとおりで行われます。ただ、窓口として児童生徒に関することについては、私たち教育委員会がまずは引き受けて対応していかざるを得ないと思っております。先ほど申し上げた一つ一つのケースというのは、これからいろいろなものが出てくると思いますので、ここは一つ一つ整理をしなくてはいけないので

はないかと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案指定管理者の指定について、乙第17号議案指定管理者の指定について及び乙第18号議案指定管理者の指定についての3件について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件についての説明は一括して行い、質疑は各議案ごとに行いますので御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案3件について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 議案書28ページをお開きください。

28ページから29ページの乙第16号議案、乙第17号議案について一括して御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立青少年の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。沖縄県立青少年の家の指定管理者につきましては、石川青少年の家及び玉城青少年の家を一括して募集し、共同企業体うないシルバー人材センターを両施設の指定管理者の候補者として選定いたしました。なお、指定の期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間としております。

続きまして、議案書30ページをお開きください。

乙第18号議案について、御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者として、文化の杜共同企業体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるものであります。なお、指定の期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。

以上が、概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、各議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

まず、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 教育長、県のいろいろな施設の指定管理をやるときにいろいろと問題提起もされましたけれども、その青少年—今回の議案で上がってきた石川青少年の家あるいは玉城青少年の家も含めて、何件の青少年に関する自然の家等が、今現在、指定管理を受けておりますか。

○金武正八郎教育長 今、2件でございます。名護少年自然の家と、糸満少年自然の家の2件でございます。

○仲田弘毅委員 この名護青少年の家と糸満青少年の家の両施設は、これだけ今指定管理を受けてきて、どういう現状であるかというのをまず説明していただけませんか、あるいは実績みたいなものもあれば。

○金武正八郎教育長 青少年施設の指定管理を受けまして、今、いろいろな報告を毎月受けて、大分改善したという報告を受けております。詳しいことは生涯学習振興課長からお願いしたいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 2つの大きな目的があったように思います。1つは財政的な効果、もう一つは事業的な効果。実績ですがまずは両施設のトータルの話でいきますと、名護青少年の家、糸満青少年の家を合わせまして主催事業が前年等と比べて、これは学校教育での事業の延長でございますので、それは昨年の22件からことしは23件の予定です。それから自主事業について、これは指定管理者の創意工夫による企画事業ということで、これは前年度ではなかったのですが、ことしはトータルで15件を一応予定しております。

○仲田弘毅委員 この指定管理を受けてその後の子供たち、あるいは大人も含めてで構いませんが、この需要率、回転率、これは現状はどのようになっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 主催事業でトータルは386名ですが、それから自主事業で、これは11月末現在ですけれども96名となっております。

○仲田弘毅委員 この利用状況は、指定管理になる前となった後の比較はどうなっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 総利用者数の説明をいたします。まず平成22年11月末現在で、去年と比べまして名護青少年の家が5036名の増となっております。率にして22.4%の増でございます。それから糸満青少年の家においては2119名の増、率にして6.1%の増ということで、両者を合わせると7155名の増ということで、利用者総数において12.5%の増となっております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 名護青少年の家と糸満青少年の家のことについて今答弁があったのですけれども、名護青少年の家の施設が老朽化していて、改築はどうなるのだろうということが出ているようなのですけれども、この施設の問題については改築等も含めてどこをどのようにやるのでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理者を受けた施設の補修につきましては、利用に基づく経年劣化については、当然、指定管理者が責任を持って補修することになりますけれども、それ以外の施設の根幹に係る補修というのですか、それについては県でということで、一応50万円という目安をつけておりますけれども、個別具体的に出た場合には、毎月1回の業務に絡む連絡会議を設けていますので、その場での整理整頓を行うということになっています。

○西銘純恵委員 名護青少年の家については改築計画というのはどのようになっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 ちなみに指定管理に向けての補修ということで、名護青少年の家については平成21年度一済みません、補修と改築ということで先ほど補修について説明いたしましたけれども、西銘委員の御質疑は改築だということですので、まず青少年の家6施設については、順次、指定管理制度を導入しているところであり、必要な箇所につきまして修繕等適宜実施しており

ます。改築が必要かどうかについては、今後、施設の状況等を見ながら具体的に検討してまいりたいと思います。

○西銘純恵委員 改築は検討がこれからということですが、名護青少年の家の建築はいつだったのでしょうか。何年たっていますか。

○親川實生涯学習振興課長 名護青少年の家の改築は平成7年度でございます。

○西銘純恵委員 平成7年に改築された施設ですか。

○親川實生涯学習振興課長 はい、そうです。

○西銘純恵委員 改築ということは、作り直したということですか。

○親川實生涯学習振興課長 全面改築でございます。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員の質疑を整理)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 名護青少年の家ではなくて、一番古いところの石川青少年の家の現場から老朽化がひどいという声を聞いていまして、築年数と、改築計画6施設についてこれから検討されると言われたのですけれども、石川青少年の家についてどのようにやるおつもりですか。そして、平成21年度の補修の費用と内容についてもお尋ねします。

○親川實生涯学習振興課長 石川青少年の家は昭和49年度に建築されております。それから平成21年度の補修箇所ということですが、石川青少年の家は平成21年度の補修関係では、プレイホールの防水工事等をー5件の補修工事がございまして、金額では936万6000円となっております。

○西銘純恵委員 築36年ということで、現場からも声を上げているということで私は聞いているのですけれども、これについて教育長としては、改築はこれから検討ということでは言われているのですけれども、そんなに計画そのものも、検討すらもまだなされていないということ、修理費も1000万円近くかけてやりながら、そのまま危険な状態にまできているのではないかと私は推測するのですけれども、現場をごらんになったことはあるのでしょうか。そして検討はどのようにするという事なのでしょうか。

○金武正八郎教育長 私は、地元が近くですので何度か行ってはいますが、最近この二、三年はまだ行ったことがございません。今後の改築については、親川生涯学習振興課長から説明をさせます。

○親川實生涯学習振興課長 今、6施設等について、あり方検討委員会というのを庁内につくってございまして、そこでいろいろと検討を重ねているという状況でございます。ただ、維持補修等につきまして、少ない予算なのですけれども指定管理者側と調整を重ねて、緊急的な補修工事はきちんとやっているという状況でございます。

○西銘純恵委員 あり方検討委員会をつくっているということは、民営化も含めて検討がなされるということでしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 今のところ、民営化云々というところの検討はいたしておりません。

○西銘純恵委員 そうしますと、築36年といったら学校の施設であってもほとんど改築をされている時期にはなっていますよ。ほかの公共施設と比較して、そして修理費が実際それだけかかっているという現状からいって、計画も検討していないというところは、朽ち果てるまで置いておくのかということになるわけですよ。ましてや、それは利用者がふえていると。指定管理をしてふえているという中で危険ではないのかということ、もっと緊急に対応すべきところがあるのを補修で済ませているのではないかと私は指摘したいのですよ。改築の検討計画を早急にすべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 西銘委員のおっしゃるとおり、石川青少年の家につきましては、その6施設の中で一番古い施設でございます。青少年の家につきまし

ては、今後のあり方等についての検討も含めて、改築等も含めて、その中で検討してまいりたいと思います。特にまた石川青少年の家につきましては、危険がないようにそういう配慮をしっかりとしながら、使えるところは—そういう危険があればそこで見直しをするなり、改築を検討するなり、いろいろな形で検討委員会の中で総合的に検討してまいりたいと思っています。早急にやっていきたいと思っています。

○西銘純恵委員 先ほどから民営化の検討はしていないと。そして改築を含めて検討するということですがけれども、教育長にもう一度確認をしたいと思うのですがけれども、今は民営化の検討はしていないけれども、民営化については教育長としてもこれは必要な施設を直営でやると、指定管理ということでやっていますけれども、その方針を貫くのか、そして改築は早急にやるということなのかお尋ねをします。

○金武正八郎教育長 青少年の家につきましては、あり方検討委員会の中でこれからの青少年の家の施設をどうするか、どういう形にするか検討しますので、民営化についても現在のところは考えておりませんが、その中で議論はあり得ると思いますし、それから施設を改築していくことに対しては財政的なものもありますので、いろいろなものを総合的に検討して、早目に青少年の家のあり方について、今後の方向性を出していきたいと思っています。

○西銘純恵委員 私は、教育長の意見を伺いたいのですよ。民営化も含めて検討していただくということも今におわせたものですから、あり方検討委員会の中に教育長は入っていらっしゃいませんか。

○親川實生涯学習振興課長 教育長は、あり方検討委員会に入っておりません。

○西銘純恵委員 教育長が入っていない社会教育施設のあり方検討委員会で、どうして存続も含めて、改廃も含めて、県民の教育的観点からの議論がなされるのでしょうか。

○金武正八郎教育長 普通の委員会につきましては、私から依頼をしまして、そこで議論をしてもらいますので、私はその中に入らないのが普通でございます。そこから審議の中で決まったことを答申を受けて、または意見として上げていただいて、それを踏まえて私で判断をして実行していくという形になって

おります。

○西銘純恵委員 それでは、この委員会についての教育長の御意見をお尋ねします。

○金武正八郎教育長 この委員会については、それぞれの専門家の人たちの、有識者の方々がいろいろな角度で、沖縄県の子供たちが野外活動の中で、自然体験をする中で、健全育成によりどちらがいいのかという方向性を検討していただくようお願いしたいと思っています。

○西銘純恵委員 あり方検討委員会のメンバーはどういう皆さんですか。肩書、名前を出していただけですか。

○金武正八郎教育長 まず、本課からは各関係課長が出ます。それから各青少年の家の所長と、それからその指定管理をしている代表者、そしてその他の有識者等を交えてあり方検討委員会を開催しているところでございます。

○西銘純恵委員 有識者というのはどういう人ですか。教育者とかそういう人もいらっしゃるのですか。

○親川實生涯学習振興課長 この施設の運営に詳しい立場の方々から構成されています。

○西銘純恵委員 名前を出してこないのですけれども、施設運営は実際は指定管理をされていますから指定管理者も入るし、指定管理施設の所長も入るし、だからこれは民営化の流れの中で、そういう意見を出してくる皆さんというのはわかるわけですよ。教育長も入っていないのであれば、では教育的な観点から意見を出せる方が何名いるのですか、半分はいるのですかと聞きたいのですよ。

○親川實生涯学習振興課長 何と申しますか、青少年の育成事業に従事し、今さまざまな意見を持っておられる方ということでございますが……

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長より、西銘委員から質疑のあったあり方検討委員会の構成員について、名簿が出せないか執行部に対し確認があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 はい、出せます。

○西銘純恵委員 名簿をいただいて、その後の質疑は午後にしたいと思います。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時21分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 あり方検討委員会ですが、私は老朽施設の改築や施設の一名護も平成7年につくられたと言っているけれども、やはり現場からはいろいろと移設修繕ですか、そういう要望が上がっているのですが、やはり指定管理ということでなかなかそのような施設の維持管理運営ですか、そこら辺で弊害もあるのではないかとということ指摘をして、あり方検討委員会名簿を出していただいたのですが、有識者という皆さんが、学校、直接の関係者は高等学校長協会の元会長ということで、その方になるのかというぐらいで、やはり教育的な部分からの皆さんの検討ということでやらないと、行財政改革プランに押されて本当に民営化していくという、教育も福祉と同じようにこのような道に行くのかなということ、やはり特に教育を拡充するという立場からは危惧をしています。次にお尋ねをしたいのは、共同企業体のうないシルバー人材センター、ここが指定を受けるということに第17号議案とも関連はするのですが、あわせてお聞きします。この団体について、うるま市のシルバー人材センター、そして南城市もそうだし、糸満市もそういう、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づいてその地域で一つの団体しか認められていないといわれている人材センターが共同体をつくったというところで、実際は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に照らしてどうなのかという、検討されたことに

ついて答弁をいただきたいと思います。

○親川實生涯学習振興課長 シルバー人材センターについては、就業を希望する高齢者等への職業あっせん、就業に必要な知識と技能の講習会等を行う団体であります。この3者が今回、指定管理者を受けるということに際しては、3カ所のシルバー人材センターが任意団体をつくりまして、そこでもって指定管理者としての用務を受けて遂行していくと、そういうことになっております。

○西銘純恵委員 それはわかるのですけれども、最初に聞いた高齢者の、それも臨時的な仕事、雇用の確保という法に基づいたシルバー人材センターが、代表者が今の指定管理者となる団体というのは共同企業体うないということで書いてはいるのですけれども、任意団体ということでは書いているのですが、その代表者という長になる部分が、各3カ所の地域のシルバー人材センターという法に規定をされた団体になっているけれども、それは一つになって事業を受ける任意団体として、法的な整備について明確に回答をいただきたいということなのですよ。まだはっきりしていないのですよ、今の答弁では。

○金武正八郎教育長 シルバー人材センター自体がやることではございませんで、共同企業体をつくりまして、これまでの一現在の体制ができるように、若い人たちも雇用して管理をしていくという形をとっておりますので、決してシルバー人材センターだけではなくて、学校経験者、それから社会教育主事有資格者などをバランスよく、年配の人たちだけではなくて若い人たちも含めて構成をして、現在の水準と同等のレベルを保っていただきたいということで要望をしておりますし、仕様書にもそういう形で提案をしております。

○西銘純恵委員 このシルバー人材センターという3者は、どのようなかかわりになるのでしょうかということなのですよ。

○親川實生涯学習振興課長 会員というのがいるのですけれども、会員の中には相当、青少年教育に熟知した方々もいるように聞いております。この共同企業体ができたときに、この具体的なプログラムを組むときの、この一つの意見の提案とかそういった中で生かされるのかと。そういうことで選考委員会の中でも選考する際には、人材の蓄積ノウハウがあるということが高く評価されております。

○西銘純恵委員 私の聞いていることにきちんと答えていないものですから、私も大変困っているのですけれども、例えばシルバー人材センターの代表が兼ねているということであれば、この企業体をつくったところに代表者の個人名が入ってくるのであれば、1つずつのシルバー人材センターとは関係ないのですけれども、今は丸ごとシルバー人材センターが関与しているわけですよ。そのシルバー人材センター自体がどっぷり共同企業体として入り込んでいるものだから、65歳以上の高齢者の皆さんの仕事、そして会員の皆さんの仕事なのに教育長は先ほど逆に若い人も採用しますというから、法にのっとなってどうなのですかということを知っているのですよ。

○親川實生涯学習振興課長 共同企業体うないシルバー人材センターは指定管理を行うために設置された任意団体ということで、全く3者のシルバー人材センターとは別組織ということでございます。

○西銘純恵委員 皆さんからいただいた提案、説明ですけれども、丸ごと6ページ、これは説明していただけますか。独立して別の共同企業体をつくったと言われてはいますが、説明資料はすべて3つの団体が丸ごとかかわっていますよ。だから説明と実態とは全く違うのですよ。それで私は、この法にのっったシルバー人材センターの仕事として抵触する部分も出てこないかということで、今一点お尋ねをしているのですよ。説明してください。共同企業体うないシルバー人材センターというものを、6ページに基づいて説明をいただきたいと思えます。

○親川實生涯学習振興課長 西銘委員の資料6ページというのは、共同企業体うないシルバー人材センターそのものではございませんで、この共同企業体シルバー人材センターを一3シルバー人材センターの内容についての資料でございます、この6ページの資料はですね。それで、このうないシルバー人材センター共同企業体というのは全く別法人として立ち上げるわけです。

○西銘純恵委員 そうしますと、皆さんこの議案書一覧ですよ、議員みんなに渡したこの議案書、これは差しかえになるのですか。わざわざシルバー人材センターみんな書いているでしょう、代表者も。違うということですか。

○親川實生涯学習振興課長 これは先ほどの説明と全く同じなのですけれども、指定管理者の団体というのはあくまでも共同企業体うないシルバー人材セ

ンターということでございまして、各3つのシルバー人材センターからこれを任意の団体として構成すると、そのようなことになっております。

○西銘純恵委員　そうしますと、議案提案資料のこの6ページというものは丸ごと共同企業体のシルバー人材センターの組織図ですということで、皆さん説明を出しているわけですよ。そうしたら、これが共同企業体にはなっていないということであれば、代表者にしても、所在にしても、どのようにするのかきちんと整理した上で提案をするということになりませんか。会員数もみんな書いていますでしょう。教育長は休憩中に一共同企業体は自由にできるから別に構わないのですよ。でもこのシルバー人材センターというのは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の中で、年齢制限や職種の制限、そういうものがみんな書かれているわけですよ。それとの関連で、このシルバー人材センターがそのまま3者の企業体としてそのまま構成をしているという受け方にするならば、法に抵触するのではないですかということ、私は再三ずっと聞いてきたのですよ。でもそのまま差しかえも何もないし、新しい単一、単組といいますか、うるま市、南城市、糸満市、そこから集めた皆さんがうないをつくって組織構成をしまして、その中のどういう皆さんをこの仕事につかせるという、これが仕様書の中に出てくるのが普通ではないのですか。そうならないからどうなのとずっと聞いているのです。

○親川實生涯学習振興課長　指定管理者の範囲については、西銘委員の御存じのとおり、法人であろうかあるいはNPO法人であろうか、2人以上の方がそろえば受注可能だということになっておりますけれども、今回のシルバー人材センターの件で申し上げれば、指定管理の範囲については特段の制約は受けていないということと、それから法人その他の団体が幅広く含まれております。したがって、一定の団体であれば法人かの有無は問われていないということで、その趣旨に照らしても、シルバー人材センターについて指定管理者を妨げるものではないということでございます。

○西銘純恵委員　聞いていることに全然答えていないのですよ。どんな団体が入っても構わないと。そもそも指定管理という大もとから議論はしていないのですけれども、参加をする、指定を受けるといふ団体がどういうところも排除されているものではないと。私はそれを言っているわけではないです。排除しなさいということは言っていません。うないシルバー人材センターというものを、新たな企業体をつくったというのであれば、新たな企業体というもの—シ

ルバー人材センターというものをしっかりと組織を明らかにしないと審議ができないわけですよ。今のやり方は3つの単体が構成していますということであれば、先ほど言ったように法に触れませんかというだけなのですよ。そこはクリアしているのですか。

○金武正八郎教育長 御指摘のことは、つまりシルバー人材センター自体がそこを自分たちで運営するわけではなくて、シルバー人材センターというのはそこに人を派遣する、人を配置するという役割であります。ですから、この手渡した資料につきましては、今現在の各シルバー人材センターの構成の様子を述べております。仕様書の中には、この3者が人材派遣を責任を持ってやると。どういう形でやるかという、総括責任者1名、常勤職員、庶務会計事務を担当する職員を必要人数配置すること、指導系職員、いろいろあります。レクリエーション、野外活動、青少年教育等の指導能力を有する者を4名以上配置すること、その他の職員とか調理員、警備員等を配置するとか、まあいろいろ細かいことを書いております。そこにその3者が責任を持って運営できるような組織、そして人員を配置するというところでございます。ですので、西銘委員のおっしゃる法には特に触れないと認識しております。

○西銘純恵委員 共同企業体うないシルバー人材センターというのは、事務所はどこにあって、代表者はどなたですか。

○親川實生涯学習振興課長 窓口といいますか、事務所の所在地といいますか、当企業体の事務所は、沖縄県うるま市宇川崎です。当企業体代表者は金城盛功を代表者とするということでございます。

○西銘純恵委員 社団法人うるま市シルバー人材センターも同所にあるのですけれども、このシルバー人材センターが法にのっとってつくられたものであれば、同じ場所にシルバー人材センターの住所と、そして任意団体共同企業体うないのシルバー人材センターが代表者も同居していて、社団法人うるま市シルバー人材センターは逆に法に抵触するといいますか、そういうことにはなりませんか。

○親川實生涯学習振興課長 同一の場所にあるということについては特に問題ないということでございます。

○西銘純恵委員 問題ないという論拠、資料をください。私は今、これは後で問題になると思っていて、今しっかりと共同企業体うないシルバー人材センターをつくったのであれば、つくったなりのものをきちんとやらないと。先ほどから説明を聞いたら、うるま市の会員が571名いる、南城市も154名の会員がいる、そして糸満市も482人いると、この中から派遣もするし、若年者をやるとするならば別にやりますよということをつけ加えて言われたのですけれども、実際はこのシルバー人材センターの会員の皆さんを派遣していくということになれば、2つの事業をなしていくということが、これは違法になるのですよ。だからそこをきちんと検討されたかと、私は提案されたときに何度も聞いたのですけれども、なかなかそういうことがきちんとできていますということがなくて、今引きずっている状況があるのですよ。もっと整理してやらないと、これは後で監査や何なりで必ず問題が出てくると私は見ているのですよ、どうですか。

○金武正八郎教育長 今回の西銘委員がお話しした件につきましては、そういうことが法に抵触しないように、仕様書の中でしっかりと総括責任者、管理責任云々事業について、そのシルバー人材センターが責任を持ってそこに配置すると。ですから年齢—西銘委員がおっしゃるような方については、これは採用はないと思います。ただ、子供たちのレクリエーションとか何かの活動のときに、この人たちはいろいろな形で会員を持っております。例えばレクリエーションをしたりするときに、そういう形で支援とかすることはあっても、年齢が—今おっしゃるような指摘があるものについては採用枠の中に入っていないと私たちは認識しております。

○西銘純恵委員 そうしますと、今度は指定管理にする2カ所については、65歳以上の会員も派遣をします。そして、若い人は採用はないだろうということで受けとめられるのですけれども、青少年の家というところはやはり児童、そして子供たちを対象にする施設である以上、やはりこのような高齢者ということで施設を任せるということに、逆の意味で私は疑問が出てくるということになるものですから、もしおっしゃるように、多分うるま市がいろいろと過去にかかわった、現にボランティアとかそういうことをおっしゃると思うのですけれども、私はここはきちんと職員は専門性のある、そして学校教育—児童教育とか、心理士とか必要なそういうものも専門性を持った職員を配置すべきところだと思っているものですから、ある意味ではもっと問題が出てくるのではないかと考えているのですよ。だから今、新たなことを提供しますけれども、こ

れについても問題として指摘をして、あとこの施設そのものが、先ほどのやりとりでそのまま老朽化したまま改築の予定もしていない部分を見たら、民間移譲という行財政改革プランを進めるというところで、教育もなっていくのかということに危惧しておりますが、一応この件については質疑は閉じたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回、この指定管理者を応募するに当たって、何団体が応募されたのですか。

○金武正八郎教育長 応募は1団体でございます。

○仲村未央委員 比較の対象がないのですが、今皆さんの提出された資料を見ますと、順位が第1位で当該団体になっているわけですが、その合計点が287点ということで総合点が400点ですが、これは何点以上が適切な団体となるわけですか。

○親川實生涯学習振興課長 大体、6割以上の評価をしていただければということで、今考えております。

○仲村未央委員 大体ですか。厳密な資格の基準というのはないのですか。

○親川實生涯学習振興課長 はい、そういうことでございます。

○仲村未央委員 今回、指定管理をするに当たっての予算ですが、直営でされようとするときと、このたびの指定管理にするときのそれぞれの予算についてお尋ねいたします。運営費、人件費等々です。

○親川實生涯学習振興課長 平成22年度のこの2施設の管理運営といたしましゅうか、管理運営費が2062万3000円、人件費が1億24万2000円、トータルで1億2086万5000円となっております。そして指定管理料ですが、これは平成23年度一指定管理制度に移行して後の内訳でございますけれども、管理運営費については1856万円、人件費については5114万円、トータルいたしますと6970万円で

すか、その中から使用料相当額というのを除外いたしますので、その3年間の平均値の収入が315万6000円、したがってその収入を除きますので、6654万4000円となっております。

○仲村未央委員 今の数字ですと、単純に見ても人件費は丸々半分に縮減されるということになりますよ、そうですか。

○親川實生涯学習振興課長 はい、そのようです。

○仲村未央委員 人件費にかかわる一雇用する人員が減るのか、それとも全く同じ人数で人件費が50%に落ちるということなのか、石川青少年の家と玉城青少年の家のそれぞれの施設管理について、何名でどうなるのかということをお尋ねします。

○親川實生涯学習振興課長 現行の陣容が石川青少年の家6名、玉城青少年の家6名の合計10名になっています。今後、指定管理に移行した後も6名、6名で合計12名、職員数は変わりません。

○仲村未央委員 先ほど、指定管理—今回、任意団体として共同企業体ができているわけですが、その構成団体から人が送られてくるかのようなやりとりがありました。この12名というのは固定する職員として、固定される人数と考えていいのか、それが入れかわり立ちかわりで、いわゆる派遣みたいな形で人がその日によって違ってきたりするのか、そこはいかがですか。

○親川實生涯学習振興課長 1施設当たり、今8名を前提として積算いたしております。それから議決された後に、この陣容については新たに採用するということになると思います。

○金武正八郎教育長 雇用形態について、何名採用するかについては、今回受ける共同企業体が決めます。しかし、私たちがこれまでやっていた人数は最低でもしっかりと守っていただくと。ですから現在、名護青少年の家とか糸満青少年の家も私たち直営でやったときよりも人数を多く採用して、雇用して運営をしております。今回も8名と出たのは、向こうから出た仕様書の中に8名という形が出たと。しかしまだ、これ以上のこともあるかもしれません。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員より先に質疑した職員の常勤かどうかという質疑に対する答弁がないとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

親川實生涯学習振興課長。

○親川實生涯学習振興課長 常勤でございます。

○仲村未央委員 ここで、この施設の運営にかかわる青少年の教育施設であります。問われる専門性というのは何ですか。

○親川實生涯学習振興課長 児童生徒等の社会教育を充実するわけですので、社会教育に従事できる一例えば社会教育主事とか、あるいは現に従事した知識経験を持っているとかそういう人を一応想定し、協定書の中にもそういう方を採用する方向での調整をいたします。

○仲村未央委員 今おっしゃるようなその経験なり、あるいは実際に従事したということの資格要件みたいなものはあるのでしょうか。

○金武正八郎教育長 県がつくりました仕様書の中に「指導系職員一青少年教育、野外活動、レクリエーション等の指導能力を有する者を4名以上配置することとし、以下の1以上に該当する者をバランスよく配置すること。ア、社会教育主事資格保持者、イ、学校教育経験者3年以上、ウ、社会教育関係団体等での指導歴3年以上ある者、エ、青少年教育、野外活動、レクリエーション指導等の指導歴3年以上ある者」という形で、そういう指導系職員については、こちらからこれだけはぜひ配置をしていただきたいということでやっていますし、また向こうもそれをクリアする形で応募しております。

○仲村未央委員 そういった資格を持つ方の人件費というのが、県が持つことと一直営で持つことと。いわゆる指定管理者に出すときとで50%に落ちてくるということは、そういった人材の求め方として支障はないのか、十分にそれが確保できるとされる根拠というか、これまでとの資格は恐らく変わらないと思うのですよ、これまでに直営でされたときとは。そのときの人件費が半分という

ことは、どういうからくりになるのですか。

○**金武正八郎教育長** これまでそういう社会教育施設—青少年の家等に配置する職員につきましては、学校で教頭職を、合格した方々を主にはめておりました。そういうクラスをはめていました。ですから50代後半ですので、給与としては800万円からその辺の近くですので一番高額の所得の方々です。今回、採用する方については20代から30代になりますので、そのギャップが大きいものになると思います。

○**仲村未央委員** 20代、30代の方々を雇うということになっているわけですか。今、向こうが示している資料は。

○**親川實生涯学習振興課長** 何歳の方を採用するかについては、指定管理者の議決を得た後に、この指定管理者で決定することだと思います。ただ、指定管理料の積算を出すときに一つの標準がございまして、厚生労働省で調べている賃金基本調査、それから金額というのを参考にしていると。そういうことで、名護青少年の家あるいは糸満青少年の家についてもそのような形できて、そして先ほど実績はいかがかということ述べたとおりにきちんと掲示をされているということになると思います。

○**仲村未央委員** 県がやるときの人件費と同じ資格要件でありながら、その賃金が妥当だということを皆さんがあまり露骨に主張されると、逆に今までは高い、払い過ぎだったということを言わんばかりの事になりかねないので、やはりそこは民間のそういった方に対していかがかと聞かれますので、今の言い方は余りよくないのではないかと指摘をして終わります。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**赤嶺昇委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの指定管理者の指定について、公の施設が沖縄県立博物館・美術館—これは前にも一度指定管理をやって2度目ということですが、前回やったときの議論で指定管理にする、今度は2度目ということで、そこら辺が資料として余り触れていないのかと思いますので、議論された中身について、多分、博物館法との関連も出てくると思うのですが、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○大城慧文化課長 今、西銘委員がおっしゃったところの内容につきましては承知していませんけれども、ただ指定管理者を導入するとき、施設の管理ということではなく、調査研究それから資料収集とも、博物館の大きな目的になっていますので、その学芸員をきちんと配置するという含めてのいろいろな議論があったのではないかと、ううん、あいに考えておりますけれども。

○西銘純恵委員 2つの施設を1つにしているし、そしてすべてを指定管理に任せているということになっているのかどうか、そうでなければどういうことがあって今の指定管理の形態をとったのかをお尋ねします。

○大城慧文化課長 現在の指定管理の状況ですけれども、主とするところは建物、施設の管理運営、そして指定管理者が美術館の展示の一部を担当しているというようなこと、それからボランティアとか講座のそういった運営等も見えていますけれども、博物館の調査研究、それから資料の収集、保管・管理というものにつきましては、これはやはり学芸員がきちんと配置されていないということで、今はその両方のすみ分けといいますか、そういった形で一応対応しております。

○西銘純恵委員 建物の管理だけを業者にやるとか、委託をするとかはわかるのですよ、メンテナンスということで。だけれども一部を指定管理者に任せた

という、この一部というのはどういう理由で、どのような一部になっているのか。

○大城慧文化課長 県立博物館・美術館における指定管理者と県の役割分担ですけれども、基本的に県は指定管理者の指導監督、それから資料作品の収集、保管・管理、それから常設展、企画展の実施、教育普及業務の企画、そして指定管理者につきましても、施設全体の管理運営、それから広報、教育普及業務の実施、そして美術館の企画展の実施というようなことになっております。

○西銘純恵委員 これを見たら余計一つの中に、公共の公務員の皆さんがしっかりと教育の側から専門性をもって、一つの建物の中に派遣されていると。そしてある意味では指揮系統が違うわけですよ。そして一方では指定管理者がやっていると。見ていましたら、教育の普及事業といったら両者にあるし、やはり煩雑な中身になっているとも思うわけですよ。ですから、3年間やってみただけでも直営がいいとか、そのような3年間やった評価はどうだったのでしょうか。

○大城慧文化課長 評価といたしますか、メリットといたしますか、効果ですけれども、これも展示会でいわさきちひろ展とか、あるいは漫画展とか、話題性があり県民の関心も高いタイムリーな企画展を実施してきております。また県民参加型の県民キューレーター展とか、民間ならではの柔軟な発想に基づいた企画展もこれまで実施してきました。ほかには県内の小中学校生、中学校生に人気があります恐竜展とか、メディア展とか、貸館事業においてそういう展示等の効率的な利用など、民間のノウハウを活用した県民へのサービスの向上が図られたのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 今の事例、いわさきちひろとか私が飛びつくようなことを言われたのですけれども、民間でないとできなかったのですか。こういう企画等については公共であっても必要だと、教育的値打ちもあるし、また県民が求めているものとかそういうことであれば何も、そういう企画が指定管理がやったからということでの総括にはならないと思うのですよ。私はきのう、小林淳子さんという方のブログをたまたま、この間どういう議論があったのかと思って引いてみたのですけれども、美術館問題について大いに語るということで県立芸術大学一現在どうなのかわかりませんが、この方が言うには、沖縄県には美術館や博物館を建設する動きが数十年にわたって行われてきたと。そし

て最後に、どうして民間に管理を任せているのかと、大事な県立美術館・博物館を県民の宝としてきちんと管理運営を県が担っていくということでないところに、本当に、思いをブログで公開しているのですけれども、これはきのうとったのですけれども、皆さんはこのいきさつについても、小林淳子さんは建設に至るまでのアドバイスなどもやってきたようですので、この方の思いを含めてどのように考えていらっしゃるのか、この方の意見等との関連で一言お尋ねしたいと思うのですけれども。もう終わったことだからといいことにするのか、3カ年指定管理をやってどうだったのかと。先ほど言った答弁では、民間にしたからよい企画ができたというわけではないと思うので、そこら辺の絡みで答弁をいただけたらと思うのですけれども。

○**金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館を建設するに当たって、さまざまな議論があったことは認識しております。今おっしゃる大学教授の意見についても、お名前はその場でお聞きしております。ただ、ブログの内容については把握はしていません。指定管理者の導入につきましては、さまざまな意見がありまして、県としてもやはり県の公の施設の管理のあり方に関する基本方針に基づいて、そういう流れの中での指定管理者に移ったものと思われまして、またその導入によって指定管理者による企画展の実施、それから貸館による展示の効果的な運営、それから自主事業の実施、広報、宣伝の強化など、指定管理者のノウハウを活用したサービスの向上が図られたものと思います。それから、今月の12月末までの入館者数ですけれども140万人を超えております。本県の自然と歴史、芸術、民族などの情報を発信する、紹介するなど、本県文化の発展に寄与したものと思っております。

○**西銘純恵委員** 指定管理ということを先ほどから話ししているのですけれども、全面的に指定管理をしなかった理由はあるのでしょうか。

○**金武正八郎教育長** 県立博物館・美術館の目的は、御承知だと思いますけれども、歴史、芸術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために事業を行い、あわせて博物館・美術館に関する調査研究を行うために設置された社会教育のための施設でございます。そのために専門の職員、学芸員等を配置せざるを得ませんので、全部指定管理をしますとその設置目的を踏まえた運営がまだまだそこまでいかないのではないかと。そういう設置目的を踏まえた運営をするために、こういう部分的な指定管

理になったものと認識しております。

○西銘純恵委員 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の設置の目的からしても、教育長がおっしゃるように本当に教育的配慮をしてやっていくというのが何よりも大事だと思うのですけれども、私はこの博物館や美術館を一沖縄県は平成20年からですか、これが最初ということになっているのですけれども、ちょうど前の県議会で議論がなされたときに、これは5年前になりますか、平成17年の文化の日に国がいろいろそういう美術館や博物館に対して効率化ということで、指定管理や独立行政法人化や民間にしていくという動きの中で、効率性追求による文化、芸術の衰退を危惧するという声明が発表されたということが、前の議論もあったと思うのですけれども、私はここが、この沖縄県の美術館や博物館に対する考え方を、本当にどういう目的でこれをつくったのかということとを根本から問いかける文章ではないかと思しますので読み上げたいと思うのですけれども。これは、平成17年文化の日に平山郁夫さん—もう亡くなくなりましたが、日本画家、東京芸術大学長だった方、高階秀爾さん—美術評論家、大原美術館長、それとノーベル物理学賞をとった小柴昌俊さんとか、中村鴈治郎さんとか、三浦朱門さんとか、結構な文化人や日本でも高いレベルにいらっしゃる皆さんがあえて国に対して、日本の文化・芸術のあり方に対して声明を出したというのでは、とても大事な大もとから問われているものではないかと思うのですよ。ちょっと読みます。「文化は、人が人として生きていくことのあかしである。文化は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、人生を豊かにしてくれる。太古の昔から人類は絵を描き、器に文様を施し、うたを歌い、舞ってきた。富めるときも貧しいときも、平和な時代だけでなく戦いや災いで悲嘆に暮れたときも、我が国においても千数百年にも及ぶ時の積み重ねの中で、今日の文化が形づくられてきた。現在の我が国の文化力は一朝一夕になったものではない。昨今、国や地方で財政難や行財政改革を背景に、文化芸術の分野においても市場原理の導入や効率性、採算性を重視した施設運営などを求める声がある。しかし、文化芸術の振興にはそもそも市場原理や効率性、採算性とは相入れない面があり、一律に効率性を追求することは極めて危険である。目先の利益にとらわれることなく、息の長い取り組みにより優れた文化を創造し、かつ継承していくことが世界に誇れる品格ある国づくりにつながるのである。」それでその後、国立美術館や国立博物館、文化財研究所を統合すべしということに対する危惧や、あと、これらの文化的な機関はどこの国においても国の顔であるので、公的組織が長期的ビジョンのもとに運営をしていると。そして、各機関の独立性を保障している。でもそのような

中、日本のみが安易に採算性や経済、効率追求を至上命題とする改革を行っているということに対する危惧なのです。そして最後、「また、我が国のすぐれた文化を海外に発信する機能の弱体化や、国民の宝である貴重な文化財を守るための調査研究など長期的な取り組みの軽視につながるであろう。」もっと続きますけれども、これはやはり教育長が、他の都道府県とも違う沖縄の文化芸術というのには特にすぐれている、歴史的な文化を継承するという意味でもすぐれた文化という立場に立つのであれば、このような声明が発表されているような中身で、博物館や美術館も運営していくと。だから今度、この指定管理にするのではなくて、やはり沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例の目的に沿ってやろうとするのであれば効率化ではないでしょうということをもう一回真摯に見直して、そして長い間やってきたこの小林さんという方も、まだ思いが払拭できていないといえますか、特にそういうものにかかわってきた皆さんであればこそ、そういう思いがあると思うのですよ。私はやはりこの指定管理について、ひとつ公共に戻すべきではないかということを考えるものであるのですけれども、教育長の意見を伺いたいと思います。

○金武正八郎教育長 ただいま西銘委員からお話がありました件につきまして、そういう危惧や懸念、それから小林教授の思い等をしっかりと受けとめて、今やっている指定管理者、部分的な指定管理ですけれども、沖縄の顔である県立博物館・美術館となるように努力してまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 指定管理では、そういうの話をしないのですよと言っているのですよ。市場原理ではできないのですよと。それともう一点お尋ねしたいのは、この美術館の問題で陳情が2件出されたのがありますけれども、1つは展示拒否問題がありました。去年6月に我が文教厚生委員会に陳情が付託されたアトミックサンシャインの中へ in 沖縄—日本国平和憲法第9条下における戦後美術展において、この展示の内容に意見が出されて、この制作者の意図に反することがなされた。そこら辺について、現にそういう問題が起こる大もとは何かがあるのか、表現の自由とかそういうのも含めてどうなのでしょう。

○金武正八郎教育長 その当時の意見につきましては、いろいろと議論がありまして、またいろんな陳情等もございました。その中でも申し上げましたように、教育委員会としては社会教育施設、社会教育をやる場ですので、やはり教育的配慮が必要だということで、教育的配慮の部分で私たちはそういう判断をし、そういうことを申し上げたわけでございます。

○西銘純恵委員 私は今、指定管理がすみ分けをしていて、館長も一普通のところは、美術館とかそういうところは教育長とかが大体兼任しているということがあると思うのですけれども、元行政経験者が館長をやっているのですよ。牧野さんが館長をやっているときでした。ですから、本当に学芸員という学術的な立場に立つ職員の皆さんがしっかりそこに意見を言えるといえますか、運営の中核をなすといえますか、そういう仕組みになっていないところにこのような作品を一展示に対する物言いをするとか介入をするということが起こるのではないかと。今、教育的な配慮と言われたのですけれども、もう一つは人体の不思議展がありましたけれども、あれも陳情が出て、実際の人の遺体を日本の法律では展示ができない、そういうものをやっているということで陳情を出されながらもこれはまたそのまま展示したのですよ。それは教育的な配慮ということであれば、逆にそこは問題があるとされながらもそれに長い間広報されてきたから求めることはできないと。でも県教育庁は後援からおりましたよ。だから県教育庁が後援からおいたら、何らかのことができたはずなのですよ。でも指定管理者に任せていて、そして館長も、教育長がやったのかどうしたのかはわからないのですけれども、いずれにしてもこのような配慮がなされないことをやられた、片方では干渉されたというような矛盾したことが起こるのは、もっと専門員を配置してその施設にふさわしいものにすべきだと思うのですよ。これについて最後に答弁を受けて終わります。

○金武正八郎教育長 ただいま西銘委員から御指摘がありました件につきましては、現在、沖縄県立博物館・美術館運営協議会というものがございます。学識経験者、自然史から歴史、美術、それから学校関係者、社会教育関係者等の15名の皆さんがいらっしゃいます。この方々は、外部から県立博物館・美術館に対して直接に運営とか、そういう展示とかに対していろいろな形で御意見をいただく方々でございます。そういう方々の御意見を伺いながら、県立博物館・美術館が県民のためにすばらしい展示ができるように努力してまいりたいと思っています。

○西銘純恵委員 運営協議会があると、学識経験者と先ほどの議論と一緒になのですけれども、私は先ほど読み上げた小林さんという方が、長い間かかわってきた方が入っていないであろうと思っているし、その構成メンバーについて本当に有識者、学識経験者ということで、そのまま受け入れていいのかどうかというのも問題にしたいとは思っています。名簿を提供していただけたらよろしくお

願いたします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 少しの時間だけ確認をさせていただきたいと思いますが、今回2回目ということで3年間の総括といいますか、数字的にどういう動きになっているのか、まずお聞かせ願えますか。

○大城慧文化課長 この3年間の総括ですけれども、まず成果としましては、指定管理者制度を導入しまして、指定管理者による企画展の実施、それから貸館による展示室の効率的な運営、自主事業の実施、広報宣伝の強化など指定管理者のノウハウを活用したサービスの向上が図られたと考えております。ことし10月、今年度には入館者が150万人を超えるということもありまして、本県の自然、歴史、芸術、民族などの情報発信、紹介など、本県文化の発展への寄与は、この3年間で指定管理者の努力で発信できたと考えております。

○佐喜真淳委員 今、どちらかという評価の部分が主にありましたが、入館者とか、あるいは予算的なものを含めての3年間の総括というのはどうなっていますか。

○大城慧文化課長 成果は今お話ししたとおりなのですが、実はこれには課題もございまして、一般的に県立博物館・美術館の入館者の数ですけれども、開館した当初、それから展示会の時期には入館者が増加するという傾向がございまして、ただ、それが2年、3年と一巡した後に、入館者がどうしても減少に転じるということが出ております。当館におきましても、開館から3年が経過しまして、入館者が半分とまでいっていないのですけれども、やはり減少傾向はあります。今後は、いかに入館者をふやすかが課題であると考えております。

○佐喜真淳委員 確かに、皆さんの資料を事前にいただいていますから、利用者の方々が減っているのは事実だと思うのです。それで今回、5年というスパンで延長をされておりますので、そのあたりはどのようなプレゼンテーションの中でお話しされたのか。例えば、成果はお話がありましたけれども、この懸念させる一例例えば予算、あるいは場合によっては利用者の減少を含めてですが、そのプレゼンテーションのときはどういう形で皆さんは今回一結果的には延長

というか継続になっていますので、どういう形で指定管理者選定委員会の中では議論されたのですか。

○大城慧文化課長 プレゼンテーションでのことですが、当初は指定管理の期間は3年ということでセッティングしたのですが、その中で一番設定した中で問題になっていましたのが入館料の算定です。それが、その当時はまだできて間もないということもありまして、他都道府県のそういった情報等も取り入れながら算定をしたのですが、それが60%というかなり高目でセッティングをしたということがありまして、それが結果としては特に、有料の入館料なのですけれども、そういったところに少し響いて入館者が少なかったということになっています。今回、そういったものも見直しまして、この3年間の実績をもとに入館料の算定を少し変えてやっていこうということで今考えております。

○佐喜真淳委員 時間もありませんから、今回5年間ということで、当然これは3年間の総括を入れながら5年間という中で、しっかりと経営努力をしながらやっていくと思うのですが、ただ、どうしても利用者というか入館者の方々がそこに入ってこない。今回、観光と結びつけて文化観光スポーツ部となりましたので、そのあたりはどうですか。今後の展望として、平成23年から平成27年の中でどういう形でこの運営形態をもっていくのかというお話まで、教育委員会は何かされているのですか。今回、スポーツと文化が部署を統合されますよね、その中で。そこまではまだ話し合いというか一例えば数字の目標値とか、あるいは観光客をいかに呼び込むとか、そういうことまでを見込んで皆さんはなされたのか。

○大城慧文化課長 まだ入館者の数とか具体的には出ていないのですが、ただ、これまで3年間の目標というのは、年間50万人という入館者のセッティングをしておりました。一応、出入りはあったのですが、入館者全体からしますとその50万人の目標に達していると。今後は、新しい部局に移っていったときに、その辺の数をいかにふやしていくかということと、それから沖縄県の施設の場合は、無料入館というのがかなりのウェイトを占めていることもございます。そういったものもございまして、それとは別に今後、入館料の算定等も含めてふやしていきたいと考えております。

○佐喜真淳委員 3年間の総括の中で今言ったメリット、デメリット、成果と

かあると思いますから、ぜひ今回、部局の再編もございましたので、そういうところだけではなくて戦略的に取り組みながら、指定管理者としっかりと連携をとりながら利活用できるような施設にさせていただきますよう要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 最低限の質疑をしたいと思いますが、まず今回の候補の際に説明会に来た業者の名前を教えてください。

○大城慧文化課長 今回、説明会に来ました業者ですけれども、4社でございます。1つが株式会社琉球新報社、2つ目が株式会社国際ビル産業、これは文化の杜共同企業体です。3つ目が株式会社沖縄文化の杜、これが文化の杜共同企業体です。そして4つ目が有限会社ロードでございます。

○比嘉京子委員 実際に入札に参加したのはどちらですか。

○大城慧文化課長 4社が説明会にいらっしゃったのですけれども、プレゼンテーションには文化の杜共同企業体の1団体だけでございました。

○比嘉京子委員 その説明会に来た4社の中から1社に減った理由はどこにあると思いますか。

○大城慧文化課長 県立博物館・美術館の指定管理業務と申しますのは、美術館の企画展の企画、それから実施、それから博物館の展示室等の活用、施設の貸し出し、それからサービスの提供、県立博物館・美術館の教育普及活動、広報宣伝活動と利用促進に関する事、それからカフェやミュージアム、ショップもございまして、その運営、施設・設備の維持管理、修繕に関する事ということで、環境の維持管理に関する事と専門的な業務が占められているということで、業務が多岐にわたっているということからいろいろと現状を申しまして、バックヤード等もごらんになっていただいたのですけれども、結果としては1社だけが応募してきたということです。

○比嘉京子委員 その公募をする際に、ことは3年ではなく5年だというこ

とは前もって提示がされていたのでしょうか。

○大城慧文化課長 募集要項の中で、それはもう最初にうたっております。

○比嘉京子委員 今、ここにいただいている資料で478点となっていますよ、文化の杜です。皆さんの的には、例えば先ほどの青少年の家にもありましたけれども、何点以上というか、何点以下では困るという数値目標はあったのですか。

○大城慧文化課長 5名の先生方で600点満点なのですけれども、その結果478点ということになっていきますけれども、300点以下。その半分ですと、これは選定しないことができるということであっています。

○比嘉京子委員 この文化の杜の中で、今一番課題だと思っている分野はどこですか。

○大城慧文化課長 この3年間はまだ終わっていないのですけれども、一応今、文化の杜にずっと管理してもらっているのですけれども、特に大きな課題といえますか、デメリットは今のところは出ていません。

○比嘉京子委員 先ほど入館者の目標が50万人というお話がありましたが、実際に1年単位で何名ずつ入られたのですか。

○大城慧文化課長 これは総入館者の数でございます。平成19年度が11月のオープンでしたので21万1509人、それから平成20年度が49万6767人、平成21年度が40万8670人、平成22年度が10月末現在ですけれども、30万5027人となっております。

○比嘉京子委員 この指定管理料を見ますと、前回より低いように思うのですけれども、少し教えてほしいのは、この上限額というのが指定管理料だと受けとってよろしいのでしょうか。

○大城慧文化課長 そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 では金額の違いというのはどこから生じるのでしょうか。

○大城慧文化課長 この3年間の文化の杜の努力もございまして、大きいのは施設の光熱費と施設の管理のこの2つで節減ができたということで、その分だけこれから5年間、指定管理にまた反映されていると思います。

○比嘉京子委員 では、これは運営の中身的には問題がなくて、管理上の問題として今の光熱費ですか、つまりハードを管理する面として、見積もりよりも低かったからという理解でいいのですか。

○大城慧文化課長 結果としてはそういう実績が出てきております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外58件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は陳情59件で、内訳は継続58件、新規1件でございます。

継続審査となっております陳情58件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございません。

続きまして、新規陳情について、御説明いたします。

説明資料の72ページをお開きください。

陳情第199号の子供を貧困から守るための施策を求める陳情が、沖縄県母親大会実行委員会共同代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 これまでも教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

2 学校給食費は、学校給食法の規定により、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者である市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。また、授業等で使われる教材の中で、教科書については、国から全児童生徒に無償で給与しておりますが、それ以外の教材については保護者負担となっております。経済的困窮による給食費や教材費等への支援が必要な児童生徒については、市町村において、教育の機会均等の立場から学用品や学校給食等の就学援助が行われております。県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ就学援助費の助成等について要請を行っているところであります。

3 学校におけるヘルパーとして、現在、学校の要望に応じて特別支援教育支援員を各市町村が配置しております。幼稚園及び小・中学校において、発達障害を含むさまざまな障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員が、小・中学校429校中268校に、483人の特別支援教育支援員が配置されており、そのうち生活介助ヘルパーを主に行っている人数は114人、学習支援を主に行っている人数は201人、両方とも行っている人数は168人となっております。県教育委員会としましては、特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置の拡充については、全国都道府県教育長協議会等を通して国に対して要望をしているところであります。スクールカウンセラーについては、いじめ等の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期解決を図るため配置しております。平成22年度は、小学校67校、中学校90校、高等学校43校、合わせて200校に配置しております。今後も、その成果及び状況を見ながら配置に努めてまいります。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 要望なのですが、今回のこの新規で上がっている貧困の指摘がある陳情なのですが、今回の母親大会から出された陳情というのは非常に重大な内容だと思うのです。きょうは少し時間の制約もあっていちいち質疑ができないのですが、教育長にぜひお願いしたいのは、ことしの6月に日本は国際連合の児童の権利に関する条約を批准した締約国ですから、これの第3回の勧告が出ています。これには各所において、今、貧困の格差が物すごく日本の中で問題であると国際連合からかなり厳しい勧告の内容になっています。それで陳情の処理方針を見ていると、すべての項目で国に要望していきたいというのが教育委員会の方針のようですので、ぜひこの勧告の指摘の内容を踏まえて、国に要望する内容をぜひ精査して、そして何を自治体から要望すべきなのかということを、ぜひ次の委員会では細かくお尋ねしたいと思っていますので、国際連合の勧告をぜひそれまでに資料提供も含めて準備をしていただけないかと思えます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 1点だけ確認なのですが、71ページの陳情第176号、医療的ケアに関する陳情で、陳情者から看護師のお願いということで、処理方針で特別支援学校においては医療的ケア体制整備事業により看護師を配置し、安心・安全な学習環境の整備に努めておりますと。県内の特別支援学校の幾つのうち幾つの看護師の配置がされているか、まずそれを教えてもらえますか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 県内の特別支援学校、分校も含めて16校ありますが、平成22年現在、5校に9名の看護師が配置されております。

○上原章委員 これは、各支援学校から希望があるところはすべて配置していると認識しているのですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　そういうことではありません。現在、医療的ケア対象児が在籍している学校であっても、看護師が配置されていない学校もございます。

○上原章委員　この理由は何なのですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　今年度、保護者の方から申請があって、各学校現場で医療的ケアの対象児を受け入れて、校内における医療的ケアを実施している子供は46名いらっしゃいます。しかし、それ以外のお子さんもいらっしゃいます。これは細かく言うと時間がかかるのですけれども、そういったお子さんについて、46名のお子さんすべてに看護師を配置して対応をしているという状況ではございません。そういった中では、前回の文教厚生委員会でも少しお話を申し上げましたけれども、保護者の方にも協力をお願いして実施している学校もございます。

○上原章委員　医療的ケアが必要とされるお子さんに看護師をつける必要がある、これは基準があると思うのですけれども、今この9名の派遣の皆さんは、その必要とする子供にはみんな対応していると認識しているのですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　今、医療的ケアが学校現場でできる行為というのは限定されております。まだ医療的ケアの行為の中には、10何種類があるのでございますけれども、校内でできるケアというのは経管栄養と……。

○赤嶺昇委員長　休憩いたします。

(休憩中に、委員長より質疑に対する答弁のすれ違いがあるとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長　再開いたします。

大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監　先ほど申し上げました46名のお子さんについては、保護者から校内における医療的ケアを実施するという要望もあって、校内で看護師を配置する中で、そしてまた保護者の協力を得る中で対応をしております。

○上原章委員 看護師をつけないといけない子供にはきちんとつけていますかと私は聞いているのです。親御さんの協力とかはそれはそれで、症状はみんなありますから。ただ、今、国が定めている看護師をつけて医療的ケアをしないといけない子供にはすべて対応できていますかと聞いているのですけれども。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 先ほど申しあげました46名の子供たちについては対応していると思っております。しかし、先ほど申しあげましたその他の行為が必要なお子さんの保護者の方から、自分たちの学校にも配置をしてくれという要望があることも事実であります。しかし、そのお子さんについては先ほど申しあげました9名の看護師しか現在いませんので、保護者の方の要望に十分にこたえられているという状況ではございません。

○上原章委員 この医療的ケアが必要な子供、特に看護師をつけなくてはいけないお子さんのケースで、例えば教育委員会の中で1校につき何名以上いないと看護師はつけられないとか、そういう基準があるのかないのか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 基準はございません。

○上原章委員 ぜひ、これは必要なお子さんの支援を、これは数ではないと思います。それで石垣市が来年、新しい入学児にそういったお子さんが入ってくるという話も聞いているのですが、ぜひ看護師をつけてもらいたいということで教育委員会に要望も出したというのですけれども、その辺はどうですか。

○大城徹彦県立学校教育課特別支援教育監 今、上原委員が御指摘の事例については承知しております。次年度に向けて、今、財政課には3名の看護師の増を要求しております。それが認められれば、今全県的な、また次年度、保護者から何名の子供たちの申請が出て来るのか、そういったことも踏まえて配置をしていければと思っております。それから、離島、先島地域については、各地区の拠点校を置く必要があるだろうということも庁内で議論しておりますので、偏りがないように適切に配置できればと考えております。

○上原章委員 国も、今、この医療的ケアを子供たち、職員とかいろいろな専門員の指導のもとで、できる環境をとということでいろいろ今非常に大きく動き出そうとしていますけれども、今、我々議員にも、現場からそういったことで

相当悩んでいる親御さんからの相談もあります。ぜひそういった看護師を、1人でも手を打てる配置を強化すべきだと私は思います。先ほどの46名、それ以外の、ぜひその辺の改善を教育長も真剣に対応してもらいたいなと思っておりますので、最後をお願いします。

○**金武正八郎教育長** 医療的ケアのお子さんたちの支援をすることは大変重要なことだと思っておりますので、私たちもぜひ該当する子供たちがしっかりサポートできるように増に向けて努力をしまいたいと思っております。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**赤嶺昇委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○**赤嶺昇委員長** 再開いたします。

次に、平成22年第4回議会乙第1号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。

なお、本議案につきましては、9月定例会において提案されましたが、なお慎重に審査及び調査する必要があるとの理由で継続審査となった議案であり、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

奥村啓子福祉保健部長。

○**奥村啓子福祉保健部長** 継続審査となりました本議案に関し、特に御説明する新しい事実はございません。

民間移譲については、県の限られた資源を踏まえ、民間力の活用を図るとともに、看護師の養成・確保対策を拡充する等、県の役割を強化することを目的としております。県としては、財政効果等を踏まえつつ、新看護研修センターの整備、離職防止対策、修学資金による学生への支援等、県が担うべき役割を総合的に強化していきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、平成22年第4回議会乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 時間がありませんので1点だけ質疑させていただきま
す。代表質問の中で、私は県議会で県立浦添看護学校の存続の決議が全会一致
で出されたが、そのことは県議会軽視ではないのかということ質問しました。
福祉保健部長はこれに対して答えていないのですよ。私は時間がなかったの
であえて再質問はしなかったのですけれども一会派の代表質問ですよ。このこと
自体がもう既に軽視ではないのかということですのでごく怒りを感じているので
すけれども、なぜ答弁をしなかったのか、そしてこの質問に今答えてください。

○奥村啓子福祉保健部長 今手元に答弁の内容そのものはないのですけれど
も、県議会の議決が行われた時点においては、看護師の不足があったという状
況があると。それに対して、現在そういう状況が変わってきて、もう民間の養
成所の力もついたので、そういう意味で民間でできることは民間で、そして官
で、県がやるべきことはやっていくということで、あ那时的状況とは違うと。
そして、そのときに反対していた医師会等看護師会の方たちの理解も得られて
いるという旨の答弁をしたように思っております。そういう意味では、質問に
は答えたと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員 今おっしゃったことは言われています。でも、なぜ答弁
しなかったのか。私ははっきりと、これは県議会軽視ではないのかということ
を聞いているのですよ。二度にわたっての決議をしていますよ、県議会では。
これは軽視ではないのかということ聞いているのに、なぜ答弁をしなかった
のか—そのことを今聞いています。そして、本当に軽視にならないのか、その
ことをはっきりと答えてください。状況が変わったということではなくて、こ
の県議会の決議に対してどう考えているのか、その決議をされたことについて。
そのことを答えてください。

○奥村啓子福祉保健部長 平成16年度の県議会議決の中には助産学科を早期に新設するという事と、それから看護師2年課程の通信制を早期に新設すること、それから看護師3年課程を新設することという中で、県立浦添看護学校を存続させるとともに、平成16年度の県議会で可決した意見書の要望事項に早期に取り組まれるようという内容でございました。それに対しては助産学科を看護大学にやったということです。それから看護師の2年課程の通信制はその課程そのものは設置はできなかつたんですけれども、本県が大分在学している九州の3校に本県でのスクーリングを実施していただいたということで、環境は大分改善されたと思っています。それから、看護師の3年課程を新設するという事は、平成20年度から県立浦添看護学校に設置いたしました。そういう状況がございますので、これらの要望事項についてはおおむね対応できたものと考えております。そして存続に関しては、当時は、看護師が800名不足という背景があったと認識しております、そういう意味では現在では名桜大学、それからぐしかわ看護専門学校の開校等で民間における看護師養成が数として非常に大幅に増加して、第7次看護師職員の見通しも充足率の改善にもつながっております。こういう状況を踏まえて、先ほど申し上げました県と民間の役割分担を図りながら、看護大学での専門性の高い看護師養成、それから民間養成所への運営費への支援、それと授業料等の修学資金を必要とする学生への支援、その拡充、そして離職者防止とか、そういう県が担うべき役割を充実、強化しようということで考えておりました、そういう意味では平成16年、平成17年の県議会議決の趣旨にも十分にこたえてきたと考えております。そういう意味では、県議会軽視ということは決してございません。

○渡嘉敷喜代子委員 平成17年の6月と10月にこれは決議されていますよね。そして、このことについて一般の人からも、やはり県議会はそのようなものですか。頼りないですねということまで言われているんですよ。そして与党の皆さん含めて、これは議会軽視ではないのかということに怒りを感じているわけですよ。皆さんも与党の立場でそういうことをはっきり言えないかと思うんですけれども、裏ではやはりこれに対する怒りを感じているわけですよ。そして奥村福祉保健部長も今そういうことを何となく避けて話しているような気がしてならないんですけれども、新看護研修センターの整備とか、それから今回これにかわる児童虐待の問題とか、そういうことに力を入れていきますよと言うんですけれども、これは当然やるべきことであって、これに引きかえてこれをやりますよということではなくて、やはり県議会で県立としての存続ということを求めているわけですから、それに対する今回の説明も、本当に土壇

場になってから提出するという状況で、すごく皆さんは怒っているわけですよ。そして、先ほど説明がありましたように、医師会や看護協会の理解が得られているものと考えておりますというような答弁をしておりますが、何を根拠に理解が得られているものとするのか。

○奥村啓子福祉保健部長 まず1点は、民間移譲に際しての委員会というものを設けました。これは平成20年に、その委員の中に医師会長、それから看護協会の会長が含まれております。それと各月に、2カ月に1回ですが、県で医師会との定例の連絡会議を開いてございます。その会議の場で9月の条例を上程するに当たって、議題としてそれを出しております。その中では医師会は、県のそういう方向について理解をしますということで、回答を得たところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 今回の審議については、私たちは十分審議をやり尽くしているということで、継続審査になってはいますが、与党の皆さんが勉強不足だから継続しましょうということでしたので、今回私たちは質疑しなくて、与党の皆さんからどうぞ、質疑をして審査を深めてくださいということです。私はこれで終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 この議案は9月から継続になってはいますが、9月の継続に対しての動議が出されて、それに反対する討論がお二人からありました。その中で、民間の看護師養成校から苦情が来まして、県立浦添看護学校に比べて県内の民間養成校の評価が低く認識されて、先にそのとおり報道されたということでプライドを傷つけられたというのか、そういった思いがあるようなので、ここでその点を福祉保健部長に質疑をするという形で是正をできればと思っております。1つは、討論の中で、民間移譲に対する県立浦添看護学校と、民間になるとこのナイチンゲールの崇高な奉仕精神を教育理念に掲げ、看護師の自覚と誇りを堅持することが民間でできるかどうかという討論がありました。その点はどう思いますか。民間ではそういった看護師の精神を堅持できないようなものなのではないでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 民間養成校も県の医療提供体制に貢献したいという

高い志と、それと教員の皆さんも入ってくる学生もそうですけれども、看護師を目指す誇りを持って従事したいという思いで来るというのは当然一緒でございます。そしてやっぱり学校それぞれいろいろな理念、指針というのは、それぞれ若干違うとは思いますが、今申し上げたように沖縄の医療に貢献したいという高い志を持って取り組んでおります。実績といたしましても、看護師の合格率も遜色ないと思っておりますので、そういう意味では民間も一緒だと理解しております。

○桑江朝千夫委員　そうですね。国家試験の合格率も遜色ないですし。ただ、討論の中で、さも民間は質が落ちるのだというようなとらえ方ができるような報道だったので、それを大変懸念していると民間養成校からあるものですから、そこと比較をしながら少しお聞きしたいのですが。今、福祉保健部長は、いわゆる看護師の養成の根本的な精神というものは、県立浦添看護学校も民間も当然のことながら変わらない。そこで合格率も、民間も遜色ない状態になっていると言っております。その卒業生から県立病院に就職する割合というのはどうですか、民間から県立病院に行く学生の就職というのは。

○平順寧医務課長　県立病院に入っている方々の約8割は県内の県立看護学校以外のところから入っておられます。

○桑江朝千夫委員　8割は民間養成校から来ているということですか。

○平順寧医務課長　先ほどの全部が民間養成校というのは訂正します。平成21年度の県立病院の選考採用試験でどこから入ったのかということで一採用数が全体で187名でしたけれども、そのうち11.8%が県立看護大学です。それから琉球大学保健学科から2.7%、それから県立浦添看護学校の進学コースから卒業生の方々が11.2%、それから民間養成校のおもと会、その沖縄看護専門学校から8.6%、それから那覇看護専門学校から3.7%、北部地区医師会北部看護学校が14.4%、それから昔、県立の沖縄看護学校から卒業された方が2.7%、それから昔の県立那覇、コザ看護学校から卒業された方々が2.7%、それから県外からの方々もおられまして、それが42.2%となっております。

○桑江朝千夫委員　4つ、5つぐらいの民間養成校があるのですが、民間養成校の先生方のこともわかりますか。教授陣というのか、内容も。討論の中で県立浦添看護学校には優秀な教授陣がいるのだということ、それは僕らも認める

のですが。そういった対比の仕方というのは、まるで民間養成校よりすぐれた教授陣であるにとらえることもできるのです。だから、そこら辺がレベルの関係でどうなっているということも教授陣はわかりますか。民間のことですからわからないのはそれは仕方ないですけども。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的に、教職員というのは専門職ですから、きちんと教職になっていい、選抜された専門家が、民間であろうと県立であろうと教えているわけですから、その優劣はないと私は思います。

○桑江朝千夫委員 民間養成校にも経済的に恵まれていないというのか、困窮とまではいかなくても大変きついで行かれている方もいると思うのですが、こういった方にも奨学金の助成制度はありますか。

○平順寧医務課長 沖縄県の修学資金は県内の看護養成校すべてを対象にしておりますし、それから国の独立行政法人日本学生支援機構、そこからもかなりの方が、民間養成校の学生方が借りております。

○桑江朝千夫委員 数は把握していませんか。

○平順寧医務課長 これは平成22年10月に調べたものですが、その段階で在学している方々のうち、県内の養成校の方々の586人、全在校生の約41%近くが独立行政法人日本学生支援機構から借りております。それから沖縄県の看護師修学資金を借りている方々が合計で121名で在校生に対する割合が約8.5%。それから沖縄県国際交流人材育成財団とかいろいろ小さなものがございまして、全体として何らかの奨学金、あるいは修学資金を借りている方々は836名で、全在校生の58.4%が何らかの奨学金を借りて学業に入っているという状況でございます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 まずこれは継続になっていますから、少し確認も含めて質疑をさせていただきたいのですが、県立病院は看護師不足という中で問題を抱えておりますが、そのあたりから県立浦添看護学校と県立病院の看護師不足の関係というのはあるのかないのか、そのあたり少し御説明をお願いできますか。

○平順寧医務課長 県立浦添看護学校と県立病院の看護師不足との関係ではないのですが、まずは教員等の交流ですが、それはやっていただいております、先ほど申しましたように県立浦添看護学校の卒業生から11.2%、県立病院の昨年度の採用者数の11.2%が県立浦添看護学校からの卒業生であったということでございますが、県立病院は採用試験でやっておりますので、これは公平に全学校に対応しておりますので、直接的に県立浦添看護学校から県立病院というものではない状況にはあります。

○佐喜真淳委員 看護師不足は直接的には関係ないという話ですが、例えば今回、県立浦添看護学校が民間に移譲するということですが、当然メリット、デメリットがあると思うのですが、そのあたりはメリットというか、あるいは県立の役割というのが、僕は県議会でも確認したのですけれども、役割がなくなったといたらおかしいのですが、そういう部分とそしてメリットの部分を少しお聞かせ願えますか。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど民間の役割と県の役割という話をしましたが、メリットとしては財政効果を踏まえつつ新たな看護師研修、それから離職者防止も含めてそういう研修と専門性の確保とか、それと修学資金の支援もやはり不足した部分もございますので、それも拡充していくという、そういう意味での県の今後進める施策を強化していくということと、またもう一つは、職員の定数の関係で福祉保健行政との課題への活用というか、その対応もその中でやっていけるという、そういう意味での行財政効果というものがメリットかと。デメリットにつきましては、看護師の養成という部分からは、そういうデメリットというのではないのではないかと考えております。

○佐喜真淳委員 今、修学資金の話が出てまいりましたけれども、拡充していくと。当然いろんな角度から議論の中で、借りられない人とかの救済措置等々も考えているのですか。

○平順寧医務課長 我々の修学資金を次年度も拡充する予定でやっておりますが、まずはきちんと状況を把握することが重要だろうと考えております。ですので、うちもきちんとそういう方々の相談窓口というものをきちんとつくって、きちんと相談に乗ってあげながらやっていきたいと。それをしっかりと周知させていきたいとは思っております。修学資金については、平成21年度が資金と

しては3000万円でしたけれども、平成22年度が7000万円、それから平成23年度は9000万円に拡充する予定でございます。

○佐喜真淳委員 今、県でいつからやるのかわからないですけれども、相談窓口を設置するという話がありましたが、そこは県が責任を持ってやるということと、これはいつごろこの窓口を設置するのか。

○平順寧医務課長 次年度に向けて、まずきちんと担当を置いて、今まではそういう各学校で相談という形でやっていたものですから、その中で本当に困っている一部の方だけが我々のところに電話があったというようなことがありまして、そういう方々をすべて拾っていったのですが、やはり我々がきちんと相談を受けますよということを担当を早目に置いて、取り組んでいきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 当時の2回決議したという過去の流れがあるのですが、その当時背景というのが、たしか医師会の方々もいわゆる継続がよろしいのではないかという案があったのですか。普通に今医師会というのはどういうふうになっているのか、その動向というか医師会の立場というか、どういうふうな看護学校を位置づけているのか確認できるのであればお聞かせ願えますか。

○宮里達也保健衛生統括監 1会員ではあるのですけれども、会長とはいつも密接にかかわっていますし、看護協会長とも密接にかかわっておりますので、彼らの意見も先ほど福祉保健部長から説明したように、過去に県議会議員の皆さま方をお願いしたのはいろいろな課題がありますよと。その課題を解決しないまま、県立浦添看護学校もなくしますということには到底耐えられませんよと。そういうことで県議会をお願いしたわけです。それに対して誠実にといいますか、僕は途中参加ですから一全経過ではないのですけれども、誠実に一つずつ、先ほど奥村福祉保健部長が答えたように答えて解決の策を具体的に示して行って、これでよろしいですかといろいろ調整の結果ほとんど解決したということ、かつ県立浦添看護学校が養成している看護師をなくすのではなくて、民間の力を使って今後も継続してもらいますという2つの理由から、医師会も看護協会もあえて今回は声を上げていないと。むしろ賛成といいますか、そういう見解が示されているものと理解しております。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますけれども、今看護協会の話もされていた

のですけれども、医師会は当時と今とでは、もういろいろな課題というお話がありましたけれども、いろいろな課題はあったと思います。その課題そのものは医師会として既に解決されているし、継続的に看護師の養成はできるという環境を県が責任を持ってやってくれるということで理解していいですか。

○宮里達也保健衛生統括監 基本的にはそうです。100点満点をもらっているとまでは言いませんけれども、今、我々は2カ月に1回、医師会、あるいは必要に応じて看護協会の参加とかも臨時的にですけれどもあったりします。そうしながらいろいろな、あるいは歯科医師会とかそういういろいろな医療関係者とは定期的に会合を持って調整をしておりますので、その中でそういう理解が深まっているということだけは事実として言えると思います。

○佐喜真淳委員 医師会もそうだと思うのですけれども、看護協会、いわゆる看護師の集まりとか組織だと思うのですけれども、看護協会では今言った県立浦添看護学校の話、民間に移譲する話の中で、以前と今とでは、今言った医師会と同じような立場で賛成しているのですか、細かく説明できればお願いをしたいのですが。

○宮里達也保健衛生統括監 けさも私は看護協会長とも話をしたのですけれども、実はきのうの午後7時から琉球大学で、今抱えている我々の課題は何かということで医療関係者で集まって話をしたのですけれども、基本的には研修なのです。ただ学校で勉強して、卒業してそれで終わり。すぐには患者になれないで、それでストレスになりますので、そういうことではなくてきちんとした研修—今、我々は地域医療再生計画というのをやっておりますので、その中で研修というのにターゲットを置いてシミュレーションセンターをつくりますし、看護協会は新看護研修センターを新たにつくると。それを連携しようという会を持ったのですよ。その研修ということを大きな柱として県は頑張ってくれと、それが1つです。それとかもう一つ、今足りない—県議会議員の皆様からもよく言われる在宅—特に子供への訪問看護とかそういうのも足りないですので、そういう新たな課題にぜひ取り組んでほしいという要望が強いと考えております。

○佐喜真淳委員 医療機関の関係組織なり、医師会並びに看護協会も県立浦添看護学校に対しては、以前と今とでは状況も変わりましたし、当然、県が持つ役割分担というのも含めて変わったということで、どちらかという賛同して

いるというお話でございます。桑江朝千夫委員からもお話がありました民間養成校と公立養成校の、一公立養成校は以前、討論の中であるいは委員会の中で少し話が出たかもしれませんが、民間だと質が落ちるといのは実際にあるのですか、もう一度確認しますけれども。なぜかという、皆さんのお手元に来ていると思いますが、マスコミ報道がされていますので少し読みます。「県議会における県立浦添看護学校の民間移譲問題に関する議論において、県立浦添看護学校に比べて県内の民間養成校の評価が低く認識され、報道されたことで、その民間養成校に通っている学生や先生方が意欲を落とされている。」というまさにこれは実は看護師の不足問題も含めてですが、質の問題も含めて、一方で一生懸命頑張っている民間の方々がメディアを通してこういう報道をされると、そこでプライドを傷つけられるだろうし、ある意味沖縄県の医療にとっては非常にマイナスだと思うのですよ、看護師の関係で。ですから、私はくどく聞いているのですけれども、本当にこういう報道がされた新聞というのは、僕はよくわからないのですけれども、民間に移譲するとそんなに質が落ちてくるのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○宮里達也保健衛生統括監 この質疑は私が答える資格があるのかどうかわかりませんが、民間の方に聞かれるのが一番いいと思うのですけれども、私自身は民間も県立浦添看護学校も、教える側の情熱も学ぶ側の情熱も一緒だと考えております。

○佐喜真淳委員 まさにそのとおりだと思います。これは国家試験とかそういうものが民間養成校だろうと、公立養成校だろうと状況は一緒ですから、本当に一つ一つ私は御報告させていただきたいのですけれども、ここは那覇看護専門学校とか、あるいはおもと会とか、そういう方々が本当に懸念しているのですよ。私たち民間養成校、国家試験合格率において他の都道府県の養成校と比べて遜色がなく、また民間養成校を生かした教育活動の充実、あるいはまた専任教諭の資質向上に積極的に取り組んでいると。そして民間養成校卒業生の8割から9割は県立病院に行くと。そこもまた彼らが心配している、本当に誤解のないような報道の中で、我々はそれだけ頑張っているのだという、直接的にはこの県立浦添看護学校の議論の中の話とはまた別なのですけれども、ただ、やはりそこが間違った報道をされることによって、私はこの沖縄の医療という問題が、県民に対する先入観がそう植えつけられるのが懸念されると思うのです。民間養成校だから悪いということは決してないと私は思っているし、当然今、宮里保健衛生統括監の答弁の中で、そこは同じ認識だと思うのですよ。で

すから今回、マスコミの皆さんがいらっしゃいますから、このあたりはぜひ民間養成校がだめで公立養成校がいいという根拠のない上下関係というのはあってはならないし、やはりこれは是正するべきだということを指摘をしておきたいと思います。最後になりますけれども、今県議会の一般質問等に、これから次年度に向けていろいろなメニューというのがございまして、看護師養成とか、新看護研修センターですか、次年度に向けての取り組み状況というか、どういう構想を考えておられるのか、説明してもらえますか。

○平順寧医務課長 次年度に向けて、先ほど申しました修学資金の拡充、これについては平成23年度9000万円を予定ということで御説明を申し上げまして、それについてはまた平成23年度もいろいろと調整をしつつ、またさらなる拡充も十分に考えていきたいと思っております。やはり困っている方々の相談も十分に乗りながら、そういう人たちを幅広く拾っていききたいなと思っております。それから新看護研修センターについて、平成23年度は設計をやりまして、平成24年度、平成25年度に整備していきます。そこでいろいろなシミュレーター、いわゆる訓練ができるような一免許を持っているのだけれども、時間を要してなかなか臨床に入れられないという方々を訓練したりとか、それから沖縄県は新人看護師がよく離職される方が多いものですから、そういった人たちの研修とかそういったものを充実していきたいと思っております。それから離島の看護師の方々は研修に来るのに費用がかかりますので、こちらでやっている講習会を衛星通信であちらでも見れるような形で、テレビ会議システムみたいな形でやっていきたい。それから高度医療をあわせて認定看護師の要請も高まっております。認定看護師がいますと、県立病院もそうですが、医療機関の診療報酬がどんどん上がっていきますので、そういう高度な専門性の向上がある認定看護師の要請もそこを中心に、いわゆる新看護研修センターを研修の拠点という形でやっていきたい。それから平成24年度に向けては、1月ぐらいから早急に有識者を集めていろいろと検討していきたい。例えば院内保育所とか、それから短時間正規雇用とか、課題がいろいろとあります。そういったものについても、何から優先していくのかということをお早急に取り組みをみていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 最後になりますけれども、いろいろな角度から議論もされましたし、当然、皆さんはそれを看護師の養成、育成、あるいは職場環境といえますか、そういうところも持っている。修学資金制度も拡充しながら、やはり沖縄県の看護師の確保のために頑張っていくというお話でございまして、福祉

保健部長に最後にお聞きしたいのは、これは継続の議案になっておりますけれども、皆さんの予定では再来年からの開校ということで—そのタイムスケジュールも含めてですけれども、看護師は県立浦添看護学校が県立から民間になったとしてもこれは支障もないという話ですし、当然学校に行きたいという方々に対しても、経済的に厳しい方々にも修学資金制度を拡充しながら対応していくということでございますから、そのあたりは民間に移譲しても問題ないということを含めてですが、最後の御決意というか、この県立浦添看護学校が民間になるということも含めて福祉保健部長の見解をお伺いしたいと思います。

○奥村啓子福祉保健部長 看護師の確保対策、そういう人材育成の中の一環としての本当に重要な政策課題だと認識しております。養成から始まってその専門性を高めながら、いかに地域の中でニーズに応じた専門家を確保して育成していくかというのが非常に大きな課題だと認識しております。それで、養成については先ほど来申し上げましたように、今まで民間と一緒にやってきておりましたが、民間も本当に遜色のない同等な状況で頑張っていってほしいので、やはりその辺は民間の力をかりて、そして本当に県でやらなければいけないことを県でやっていくという、その辺を踏まえて、やはり養成というのは確かに数として全国と比較しても非常に多い状況です。しかし、先ほど来話したように離職者も多いということで、その離職防止を中心に、そしてまた認定看護師とかそういう専門性を高めながら、また在宅医療とかそういうニーズにも合ったような形での看護師を養成していくという、その辺を県の役割を中心にしながら、限られた財源の中で県はそこに特化していきたいと。そして民間に移譲されたにしても、やはりそういう意味での養成校としての質は決して劣ることはないと考えておりますし、そういう意味では養成を確保していくことは十分です。それと皆さんが懸念している授業料の件につきましても、確かに現在よりは高くはなりますが、それについても修学資金を拡充して、またその制度の中で柔軟に対応して、貧しくて学費がなくて修学を断念する生徒がいないように、その辺も含めて広く救えるようにしていきたいと考えておりますので、そういう意味では今回の民間移譲も、今後の看護師養成施策を充実していくという一つの一環としての考えに基づいてやっておりますので、その辺を御理解いただければと考えております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 最初に、民間養成校と県立養成校の優劣の問題を議論していますけれども、私は民間経営の問題を指摘したのですよ。民間の看護学校で、個別に教師や生徒が公立に比べてどうかという議論はしたことは一切ありません。民間だから、経営の問題では経営が成り立つようにということがとられるのは当然ではないですかということを指摘して質疑に移ります。

これまでの受験生の浦添看護学校の応募者の状況、推移はどうだったのでしょうか。倍率でも結構ですけれども、民間養成校との比較でもどうだったのでしょうか。

○平順寧医務課長 志願倍率でお答えいたします。まず平成20年から3カ年で、平成20年の県立浦添看護学校の志願倍率が—2年課程しかありませんが3.62倍です。それから平成21年の県立浦添看護学校の2年課程が3.55倍、それからこの年から3年課程が始まりましたが4.21倍、それから平成22年、ことしの2年課程が3.03倍、それから3年課程が4.74倍でございます。済みません、全体の合計を言ってしまったので再度申し上げます。平成20年の県立浦添看護学校の志願倍率が3.18倍です。それから平成21年の2年課程が3.55倍、3年課程が4.96倍、それから平成22年、ことしの2年課程が3.03倍、それからレギュラーコース—3年課程が5.85倍となっております。

○西銘純恵委員 平均で結構ですけれども、民間養成校の倍率は3年課程はどうでしょうか。

○平順寧医務課長 民間養成校の3年課程の平均で申し上げます。平成20年が4.07倍、それから平成21年が4.03倍、それから平成22年が4.48倍でございます。

○西銘純恵委員 志願の方法の詳細は聞くことができませんけれども、県立養成校と民間養成校のテストは別だと思っているのですよ。ですから併願という形での数字でも出てくると思っているのですが、ただ3年課程で今年度が5.85倍という倍率というのは、私は高いと。だから県立養成校に志願する生徒は相当多いと見るべきだと思っているのですよ。それともう一つは、県立養成校の関係の看護師不足を解消できるのかというところでお尋ねするのですけれども、現在の県立病院の看護師の不足数、11月5日時点のはいただいているのですが、新しい報告をいただきたいと思います。県立病院の看護師不足数です。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が執行部に対して資料を要求したが、持ってないとのことであった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 県立病院課は病院事業局になるのかしら—それでいただいたのが、定数に対する不足数が11月5日の時点でおおむね230人と。230人なのですよ。ですから、実際は看護師は不足しているし、確保しなければならないと。そしてもう一つお尋ねしたいのは、県立病院が7対1看護体制をとっていくと看護師はそろそろ充足されるということとずっと主張されているものですから、看護部門、看護師というところで7対1看護も含めて必要数とするのが1900人と、これは病院側から出てきているのですよ。だから、現在から言っても400名余りをすぐにでも7対1にすれば必要だと。もう県立病院だけでもこれだけ看護師は不足しているのですよ。だから民間養成校が幾らできても、看護師をすぐに必要とする皆さんが足りないために疲弊して過労でやめていくという実情をすぐに変えることができているというのを、皆さん認識しなければいけないと思うのですよ。それで私は看護師不足解消ということで考えているものが民間養成校ができるといったのですけれども、県立病院自身の看護師不足を解消するためには、本来ならば県立浦添看護学校を生かして、そしてこの県立浦添看護学校を支えていくという立場に方針をきちんととるべきだと思います。逆に民間にゆだねていくというのが県立病院を支える側になっていないのではないか、これを指摘するのですがいかがですか。

○平順寧医務課長 県立病院に働きたいという方々もかなり多いと思うのですよ。民間養成校を卒業された方々も、結構、県立病院の採用試験を受験しておりますから、やはり公平に採用していくと。県立病院では、例えば中部病院とか南部医療センター・こども医療センターでは高度な医療が勉強できますので、それを希望する方々が多いと思うのですよ。そういう意味で、県立病院も採用試験という公平な形で採用しておりますので、県としては少し県立病院の看護師不足の状況もございますので、それに対していろいろと修学資金の条例の改正とかそういったのも早急に取り組んでいきたいなと思っておりますし、また病院事業局とも十分に相談しながら、どういうことがあればもっと県立病院が確保できるのかということについて、例えば勤務環境づくりとかいろいろ

なものに福祉保健部として支援できるものがないのかどうか、十分相談をしたいとは思っております。

○西銘純恵委員 修学資金を拡充するというをずっと強調されているのですけれども、この県の修学資金というのは県立に入れないうなものとか、実際は借りられないという、ある意味では本当に必要としている人が排除されるような要件が入っているというのが問題だと思っているのですが、それについてどう認識されているか。私は県の修学資金には3つ問題があると思っています。どれでもみんなが借りられると思っていますか。

○平順寧医務課長 確かに修学資金は、今までは県立病院—昨年の2月県議会で宮古病院と八重山病院を入れたのですが、県立病院を含めて急性期医療というのは夜間救急とか勤務が厳しい状況もございますので、そういうところに誘導できるような形でも考えないといけないと考えております。そういったものについて早急に取り組んでいきたいと思っております。それから修学資金については、確かに今まで精神病院とか診療所とか、今では少し行きたがらないところを誘導しようということもあったのですが、それを全体的に看護需給もよくなってきますので、困っているところをそこら辺を十分に考えていきたいなと思っております。それから先ほどから言いました、今までは修学資金の十分な相談、そういったことができなかつた部分があったかと思えます。そういったこともきちんと周知をさせて、県も養成校も一緒になって、きちんと学生の相談に乗れるような体制づくりをやりたいと思えます。

○西銘純恵委員 私はとても認識が甘いと思っております。1つは、この宮古地域と八重山地域に就職すれば借りた修学資金を返さないでいいですよと入れたから改善されるということを言われたのですけれども、実際は県内のどこの病院に行ってもいいですよと、なぜそこまでやらないのですか。そして、それが本当に看護師不足を解消するという立場に立てば、そこまでもって初めて生きていくわけですよ。だから二者択一的に県立浦添看護学校を廃止するかわりに修学資金を拡充しますよというのが、ある意味では少し改善をしながら、実際はそこにあるから問題はないよというような誇大広告ではないけれども、過大して言っているということをとっても問題だと私は思っております。もう一つは、本当に救済措置ということを佐喜真委員からも出たのですけれども、救済措置というのであれば、修学資金をなぜ給付制にしないのですか。もう返さないでいいですよという給付制をなぜ沖縄県はつukれないのですか、こ

れが聞きたいのですよ。もう一つは、今現在でも借りるときには連帯保証人が2人必要なのですよ。この連帯保証人ですが、沖縄県内に住所を有し独立した生計を営む身元確実な成年者、そしてこれは給料も多分安定していなければ連帯保証人になれないわけでしょう。これが足かせになって、絶対に借りられない人がいっぱいいるわけですよ。これについて皆さんは、枠を拡充したから借りられまうと言うのですか。本当に救済措置になっているというのですか。

○平順寧医務課長 今年度から保証人についても、以前は所得証明みたいなものとしてはいたのですが、ことしからそれは廃止しました。例えば、未成年であれば1人は親の方で、1人はそれ以外の方でもいいという形でやっております。結構、幾つか電話相談があった方々についても保証人で悩んでいる方についてもいろいろと相談しながらことしも拾っていきましたので、やはりそういう相談をきちんとやっていくことで、幅広く拾っていきけるのではないかと考えております。

○西銘純恵委員 何か今の答弁は一連帯保証人をつけられないのですよ、沖縄県民の今の状況が、生活福祉資金でも連帯保証人がつけられなくて借りられない、だから保証人をなしにするということに変えていったわけでしょう。そしてもう一つは返さないといけないと。民間になって70万円とか、200万円、300万円の卒業までのお金を借りて、それが返すのに15年、18年とかかかっていくわけでしょう。だからそれを給付制にして、実際に看護師になるのであれば給付しますよと。そういう制度にならない限り、皆さんの救済措置というのは問題だと思います。救済措置にはならないということを私は指摘しますが、ちょっと福祉保健部長の答弁もいただきたいです。修学資金を拡充するからというのはとんでもないと思っています。

○奥村啓子福祉保健部長 確かに給付制の奨学金という議論はございますが、そういうのにするには非常に財政的な問題もございますが、今話したように予算を拡充するだけではなくて、今まで漏れていた方にきめ細かく窓口で相談していく体制もつくっていくと。それともう一点は、資格を得るための学校ですので、当然、卒業後は職は結構あるわけで、そして県立病院で職につくと一定程度の収入も得られるわけですので、そういう意味では保証人についてもその辺の理解は得られると思っております。

○西銘純恵委員 今の県民の状況が全くわかっていない、若者の状況一日本学

生支援機構のお金を借りた皆さんでも、年収が本当にないような状況の中で返せない、所得が低い状況の中で、だからこれも給付制にもっていくとか、新しい流れが出てきているわけですよ。ましてや県立浦添看護学校というのは県立で、一度家庭に入ったとかいろいろと困難を抱えながら入ってくるということは、ストレートに進学をしていくのとは違うと思うのですよ。ストレートに行くといったら親御さん自身がその計画をして進学をさせていく。でも家庭の状況とかいろいろ見ながらやっていくというのは、さらに家庭としては経済的には困難だけれども、これを生かしていくというような、そういう立場の皆さんがあると思いますので、私は先ほど指摘をしたとおり、やはり救済をするという立場からの県の修学資金になっていないということを指摘しておきます。

最後に、県議会軽視をしているという問題についてやりたいと思います。今度の県立浦添看護学校の民間委譲に係る経緯をお尋ねします。拾って結構です。県議会決議と絡めて、その後、民間移譲を進めるに至った時期的なもの理由です。

○奥村啓子福祉保健部長 最初から言いますと、平成15年のころに新沖縄県行政システム改革大綱の中で、県立浦添看護学校の今後のあり方については需給見通しを踏まえながら、平成17年度までに民間移管を含めて関係機関と連携しながら検討するとなっております。平成15年度から平成17年度にかけて、指定管理制度というのもあり得るのかという議論もしたのですが、学校の運営というのは指定管理はできないということでそれは断念して、民間にということ前提に県立浦添看護学校を平成18年度4月に県の直営としました。それまでは財団法人沖縄県医療福祉センターが管理・運営していたという状況がございますので、その財団法人沖縄県医療福祉センターを廃止して県の直営となったわけです。そして、沖縄県行財政改革プラン—平成18年3月に出されたプランの中では、県立浦添看護学校の事務事業を移管する民間事業所を選定し、できるだけ早い時期に民間に移管するという方針が示されたところです。それを受けて、平成18年度について移譲の条件等を移譲検討委員会を設けて議論したところで、その移譲に当たっての県としての方針をとりまとめて、そして平成19年度に移譲検討委員会の設置をしまして、その中でこの移譲の考え方、それから移譲先の募集、それから評価方法—移譲先の選考に係る評価方法等について検討したところです。そして県立浦添看護学校、平成20年2月から4月に募集をいたしまして、その間、現地説明会も開催しながら応募が2校ありまして、その移譲検討委員会の検討の中で検討選定した結果、平成20年12月5日に移譲予定先を決定したところでございます。

○西銘純恵委員 私は今の経過で特に重視したいのが、県立浦添看護学校が直営になった平成18年4月—2006年ですよ。その前に指定管理者とかいろいろと検討、行財政システム改革でやっているときに、県議会決議というのは2005年7月14日、そして2005年10月13日、2回連続して県立存続ということをやって、直営ということに翌4月になったわけですよ。だから県民の総意として県議会が全会一致で直営の県立存続をやったときに、直営ということをやった翌年度の4月からやったわけですよ。それがどうして、その後の3年、4年間ですか、民間移譲に向かって動くのですか。そこが納得できないのですよ。直営にした時点で、この問題については県議会においても、そして県がとった直営になったという時点でも、これでこの問題は終わっていたのではないですか、そこなのですよ。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほどの説明の中で少し不足していた部分がございますが、平成15年3月の新沖縄県行政システム改革大綱の中での、その当時は医療福祉センターが県立看護学校を運営していたわけです。ですから、そのときはこの公の施設としての医療福祉センターのあり方というのを議論したわけです。その中では設置目的を達しているということで、廃止を含めて検討するという事になって、それとあわせてこの県立浦添看護学校をどうするかという議論の中で先ほど申し上げましたように指定管理とかいろいろ議論した結果、それはできないということで、では医療福祉センターを廃止するという決定がなったものですから、その時点ですぐに民間ということは時期的にかなり無理があるということで、一たん県に戻して県直営でやって、それと同時に県直営にはするけれども、近い将来できるだけ早い時期に民間移譲をするという、それをセットでこの沖縄県行財政改革プランというのは出されております。

○西銘純恵委員 皆さんがこの行政が一方的に政治を行った、県政を行っているということを丸ごとあらわしたような報告に聞こえたのですよ。要するに、医療福祉センターを廃止するけれども、県立浦添看護学校は県立として存続をさせてほしいということで県民の中から署名も集まって、そして動いたわけですよ。何が動いたかといったら、県議会が県民の声にこたえたわけですよ。そして平成17年に2度にわたって県立として存続をするという決議なのですよ。どこにどうのこうのではありませんよ、県立存続の決議なのですよ。それを一切無視して、行政は行政で進めた手順に従って進めましたという答弁で、これは本当に県議会は要らないのですかと私は聞きたいです。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど申し上げましたけれども、この沖縄県行財政改革プランの中でも民間移譲を前提ということがございます。そしてその沖縄県行財政改革プランをつくるに当たっても、やはり有識者を含めていろいろなパブリックコメントをやりながら作成されたという、そういうものもあります。それと県議会の議決も先ほど来申し上げましたように、その当時の看護師不足という背景の中で、またその県議会議決の中には先ほど申し上げました助産学科の設置、それから通信制の新設、3年課程の新設というこれらのことを条件に、それについて取り組まれるようにという、また平成17年、平成18年の議決がなされたと理解しております。その3点については、先ほど申し上げましたように要望事項についてはおおむね対応できたと理解しております。

○西銘純恵委員 県議会議決の中身は皆さん検討されましたか、2つの議決です。7月14日付の議決も、今後そのときに役目が終わったと。看護師充足ということはずっと言われるものですから。でも、介護などの新たな需要に対応するためということ、県議会議決はわざわざ入れているのですよ。介護の現場でも看護師とかが出てくると。そしてほかにも、特別支援教育の中でもいろいろな分野で看護師という職は病院だけではないという部分でふえてくる。だから等ということ、新たな需要が出てくるよということ、県議会議決は触れているのですよ。だからそういう意味では、県議会議決を全く無視した形で、それも進めてきたものが有識者とか何とかと、それはあくまでも一部でしかないと思っております。ましてやこの議決に至るに当たっては、医師会、看護師協会、そして12万名余りの署名も集めて、県議会が全会一致で議決したわけでしょう。それを一切無視して進めるという行政手法について大問題だと思うのですよ。1つ事例を挙げるのですが、2年前に重度心身障害者の医療費助成を廃止しようとしたよね。助成制度について皆さんから要請がたくさん来たのですよ、廃止しないでくれと。それを存続させたわけですよ。軽減でも、削減でもいいのですが、皆さんそのまま継続させた事例を持っています。だから、県議会軽視ですかと先ほどから私は言っているのですけれども答えていませんので、これだけまず答えてください。

○奥村啓子福祉保健部長 この要請の中も、先ほど来申し上げました3つの要望事項もあわせて、今後、いろいろな需要が見込まれるというのは当然理解しております。今回ののは、要するにこの背景は先ほど申し上げましたように看護師が不足しているという背景が一番大きかったと思っております。そういう意

味では、民間移譲というのは別に廃止ではなくて、要請というのはそのまま持続していくということが前提で我々も作業を進めておりますので、そういう意味では要望事項の3点についてもおおむね改善を見た、対応できたと理解しておりますので、そういう意味ではそのときの時代背景も変わっているし、また署名に参加した医師会や看護師会の方々についても今後求められる県の役割を強化してほしいということでの考えも変わってきておりますので、そういう意味ではおおむね理解してもらえるのではないかとということで、決して県議会軽視ということではございません。

○西銘純恵委員 聞いたことだけに答えてほしいのですよ。今現在の状況の変化は私は聞いていません。この決議をした直後に民間移譲に向けて動いていったことについて県議会軽視ではないかと。県立存続という決議を上げたことに対して福祉保健部長は県議会をどう見るのですかと、それだけ答えていただければ結構です。

○奥村啓子福祉保健部長 県議会軽視ということは、決してそういうつもりで進めているわけではございません。

○西銘純恵委員 議会軽視をしなければ民間移譲も終わっていたわけでしょう。ストップしていたわけでしょう。県立存続していたわけでしょう。だから言葉は県議会軽視をしていないと言っても、実際は県議会無視なのですよ。そのまま進めているのですよ。だからこの手法について厳しく指摘して、もう少し今の県議会との関連でお尋ねしたいのですけれども、前に12の社会福祉施設を民間移譲したときに、今度は去年の4月に民間との協定書を結んでいます。1年後に廃止条例にかけてきています。前は平成18年—2006年3月7日に移譲するところと民営化に関し次のとおり協定を締結するというので協定書を結んでいます。このとき、そのときの県議会で移譲についての議決を得ています。そのときの協定書と今度の協定書の違いについてお尋ねしたいのですけれども、私はずっと担当の方と、これは問題があるよということで議案との関連でやりとりをしていましたので、答えられる課長にでもお願いします。

○平順寧医務課長 これは県立社会福祉施設の民営化に関する協定書ですが、第13条は本協定の効力ということで、この協定は12施設の県立施設の廃止が前提となっており、沖縄県議会平成18年2月定例会における沖縄県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の議決を経て効力を発す

るものとする、社会福祉施設についてはそうっております。

○西銘純恵委員 この協定を結んで、そのときの2月定例会の最終日に県議会の議決を経て効力が発生したのですよ。今度はどんな協定書になっているのですか。その停止条件というのは明記されていないと思うのですけれども、どうしてですか。県議会には1年後にしか立てませんよ。

○平順寧医務課長 県立浦添看護学校の基本協定書では、明確に社会福祉施設一本協定の効力という形では書いておりません。移譲日等というところで第2条ですが、甲は県立浦添看護学校を平成24年4月1日をもって乙に移譲すると。ただし、移譲日は次の各項に定める条件を満たさなければならない。1点目、沖縄県議会において沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の議決が得られていること、2点目に看護師養成所の指定に係る厚生労働大臣の承認が得られていることということが条件になっております。

○西銘純恵委員 私は今度の協定書で、移譲日については明記されているけれども、県議会の議決がなければこの協定の効力を有しないという停止条件を明記しなかったということが、特に今度は問題だと思っているのですよ。なぜかといいますと、県議会決議を経て県立で存続をするということをやった後の協定でしょう。そうであれば余計に県議会の議決が得られなければ効力を有しないよということを業者との関係でも紳士協定にならないのではないですか、どうですか。余計に明記すべきなのですよ。前は県議会中に協定を結んで、その県議会で議決したのですよ。でも状況の変化は大きくあるわけですよ。県議会が県立存続、民間には委譲しないとやっているのだから、余計にこの停止条件を明記しないといけなかったと思うのですよ。県議会軽視ではないですか。

○平順寧医務課長 もともと社会福祉事業団に運営の委託をやっているものを移譲という形だったと思います。看護学校というものについては、相手先については社会福祉施設の有無にかかわらず、教員の確保について準備をしないとイケないということもあります。我々としても公の施設の民間移譲ですので、きちんと熟度を見定めてから県議会にかけていくということをしないと、その状況が見えないまでは我々は提案できないものだと考えております。そういうことで、今回、9月県議会にかけたわけでございます。

○西銘純恵委員 前のときは、そもそも社会福祉事業団が県の外郭団体として

やっていたと、そこにそのまま移管していくと。そのときでも県議会で議決しないとだめですよと、県議会というものをきちんと見ていたわけですよ。けれども、今度は県議会での民間にしたらだめですよと2回も決議を受けて、なおかつこの県議会の決議について一切触れない協定書を結んだというのが県議会無視ではないのかと、本当に。そこは大問題だと思うのですよ。

○平順寧医務課長 移譲日の要件ということで、県議会の議決を得られていることということで入れております。それからその社会福祉施設のように、効力のどうのこうのと一この協定書というのは、その準備に当たってお互いの約束事を取り結んだものでございますので、その準備等について、その有無についてはそれがおかしいというものではないと私は思っておりますし、県議会の議決が得られるという文言を入れておりますので、そう理解しております。

○西銘純恵委員 私は本当に、県議会で議決を得られなければ協定は効力を有しないということをわかっていながら、それを一年前に停止条件も明記しないままやるし、一年後に県議会にかけてきたということ自体が本当に県議会を何と思っているのですかと、無視しているのですかと、県議会は関係ないですよと、そのような立場をとっているのかということを描き指してもう一点お尋ねします。売却のときにも県議会にかけますが、財産の処分というときにどのような計画でいますか。処分のときの県議会との関係だけお答えください。

○平順寧医務課長 条例に基づいて、建物については7000万円以上を超えるものについて、県議会の議決を得なければならないということになっておりますので、平成24年4月1日を移譲のめどとしておりますので、直近の県議会でそのときに双方で鑑定評価をしつつ、合理的な譲渡額の中でその条例の要件を満たす状況を見ながら、県議会にきちんとかけていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 皆さんのこのスケジュール表の中にはありましたか。それだけ確認して終わりますけれども、県議会の議決についてです。

○平順寧医務課長 これは当然、その条例に沿ってやっていくということは考えております。先ほどのスケジュールの中には、皆さんにお示ししたものについては入れていないものがありますが、それについては額が確定しておりませんのでそれを入れていなかっただけであって条例に沿って適切にやっていきます。

○西銘純恵委員 言い逃れなのかと私は本当に思うのですよ。9月県議会に出したスケジュール表をみんないただきましたよ。これには財産の処分について、平成23年度一次年度の県議会の議決が全く書いていないのですよ。ましてや去年、民間と契約した書類もみんな9月県議会で資料をもらいましたでしょう。そして財産の評価、土地は1万1000円、建物は9億余りですか、あるのですよ。だからこれは県議会の議決事項になるだろうというのがどうしてスケジュールに入れていないのですか。そこも問題だと思います。本当に県議会を全く見ていないのではないですか。

○奥村啓子福祉保健部長 7000万円とか金額要件があるものですから、それが確定しないことにはという部分もございしますが、確かに当然それを超える場合には県議会の議決が必要というのが前提ですので、このスケジュール作成はこちらが入れるのを間違えた、記入ミスだということで決して県議会の承認を得ないとかそういうことではございません。我々のスケジュールの中ではきちんとこういう要件を満たす県議会事項という県議会の承認を得る必要があることについては、きちんと県議会の議決を得るということを前提に作業を進めております。

○西銘純恵委員 少し答弁に誠意がないのです。いただいた資料はことしの9月10日につくられたスケジュール表です、これに入っていないと。不動産の鑑定評価は、去年、民間とやるときに鑑定評価をやっているのですよ。建物の評価も優に7000万円を超えて何億でしょう。だからどんなに評価が落ちたにしても、1年間で何億も評価が落ちると見ているのですかと逆にそこを聞きたいのですよ。だから、この間も県議会も全く無視するような形で進めてきた手法に対して、本当に怒りをもって私の質疑を終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 奥村福祉保健部長、今、県立浦添看護学校の問題で、昭和52年に設立された県立浦添看護学校が果たしてきた役割は、これは県民一人一人が等しく、特に医療業界、看護師の養成所という形で果たしてきた役割は大変大きいものがあると、これはだれもが認めていることです。今から33年前というのは、沖縄県の医療現状自体が、医者も、看護師も大変不足していた時代の

この役割というのは大変大きいと。その33年間、これは平成18年前後から民間移譲云々という話が出てきましたけれども、この民間における看護師養成もその設立された当初とは全然違うような状況、これだけの看護師が今養成されているにもかかわらず、特に県立病院で看護師の定着率が大変厳しいと。その中で、今論議されている大きな課題だと考えているわけですよ。今、特に県立病院の看護師の問題で、毎年より多くの看護師が養成されて、各病院に送り出されてはいるのですが、毎年毎年、年々歳々この離職者—看護師をやめる方々が多いと。この歩どまりをどうするかということが今、福祉保健部に大きな課題だと考えているわけですが、福祉保健部からもらった資料の中に、先ほど平医務課長からも説明がありましたし、また佐喜真委員からの質疑にもありましたけれども、新看護研修センターの整備というのがしっかり打ち出されているのですが、具体的にはどういう予算でもって、どれぐらいの規模で、どういう中身を考えていますか。

○平順寧医務課長 新看護研修センターですが、平成23年度に設計しますが、今の予定では約2800平米近くの建物、大体5階建て以内とっております。その新看護研修センターでさまざまな、そこは研修の拠点という形でいろいろやっていますので、特に九州各県と比較しても沖縄県は新人看護師の離職、退職者がかなり多いと言われて、それは非常に不安だとかいろいろなことがありますので、いろいろな訓練もしないといけないだろうと。それから認定看護師もありますし、潜在看護師ですが、できればこちらとしては将来ナースバンクといえますか、休まれる正職員の方々のかわりにやれる方々、在宅の方たちをプールしておくような仕組みとかいろいろなことを、そういった所を拠点に何とかやっていけないと思っております。

○仲田弘毅委員 資料によりますと、年間約1800名の看護師の方が離職されている、これは大きな問題ですよ。ぜひその歩どまりのために、福祉保健部長には一生懸命頑張ってもらいたい。それから今度の代表質問の中で、知事から看護師の海外研修制度の答弁がありましたけれども、具体的にはどういう内容ですか。

○平順寧医務課長 一般質問で知事からも答弁がありましたが、沖縄県の21世紀ビジョンの中で地理的特性を生かしてアジアの国際貢献、医療貢献—医療とか、防災とか、いろいろな形での貢献をしていこうということがありますが、そのためにも国際貢献を担うような看護師を育成していこうということで、学

生のと時から、それから働いた方々、そういった人たちを海外研修で一例えばハワイとか、在宅医療が進んでいるオーストラリアとか感染症が進んでいるイギリスとか、医療の先進地に研修できる仕組みをつくって行って、沖縄県は国からも養成する学生がかなり多い地域だという形で評価されておりますので、それから海外からアジアの方々とかの研修の受け入れをしているのです。いろいろな実績がございますので、そういう国際貢献を担う拠点下として沖縄県を考えていきたいと。それから海外研修にあわせて沖縄県内の完結医療ができる高度医療を担う看護師を養成していきたいと。ただ、これについては国の協力が必要なものですから、国と今後十分に調整をしていきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 新人の看護師もベテランの看護師も力をつけていく。沖縄県の医療行政のリーダーとして頑張る。それを養成していくこともまた後輩たちの大きな励みになっていきますし、ぜひ頑張っていただきたいと思えます。

それと、妻帯者の看護師のための院内保育所、これも大きな課題になっているかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○平順寧医務課長 現在、院内保育所は14カ所ございます。県立病院以外の公立も14カ所ありますが、なかなか院内保育所の数がふえない状況がありますので、看護師の勤務環境づくりということについては、やはり院内保育所をきちんと整備していくことが重要だと考えておりますので、我々も各医療機関の方々と十分に話し合っ、どうということが支障でそれが進まないのか相談をしながら、県が支援できる部分を十分に把握しながら対応していきたいと思っております。

○仲田弘毅委員 先ほど民間移譲した場合の修学資金制度のお話がありましたけれども、もう一回少し詳しく説明をお願いしたいのですが。

○平順寧医務課長 修学資金について先ほども言いましたが、まず金額が平成21年度の3000万円から平成22年度は7000万円、平成23年度は9000万円にする予定としております。今後とも、その執行状況、授業料等困っている学生の状況を踏まえて幅広く支援できるように、さらなる拡充ということも十分に検討していきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 先ほどの佐喜真委員の質疑の中で、奨学資金を含めて修学資金の借り入れができる人とできない人が出てくる、できない人の場合はどうす

るのかという質疑がありましたけれども、例えば県が入学者の何割ぐらいがその該当者、あるいはその該当から外れるメンバーがいると、これはしっかりと把握していますか。

○平順寧医務課長 最近、各養成校の方々から調査した内容ですが、学費等について相談があった方々が、レギュラーコースの3年課程の方々に37名おられたとなっております。それから准看護師の養成のところで、31名の方からそういう相談がありましたということが調査でわかっております。

○仲田弘毅委員 福祉保健部長、これは概算でいいのですが、看護師学校を卒業して県立病院に勤務して、この修学資金をいただいた方々が返済する一つのシミュレーションみたいなものも持っていらっしゃるでしょうか。例えば、初任給が幾らで、年収が幾らで、期末手当を含めて幾らで。

○平順寧医務課長 県立病院に入りますと初任給が月額18万8000円ぐらいです。それから年間で言いますと、期末手当、それから夜勤手当などもございますので年間350万円ぐらいになるかと思えます。ちなみに修学資金の返済ですが、こちらとしては一県立病院については、我々は今返還免除規程の中に入れてみたいということで調整をしておりますが、例えばほかのところに勤めて返還しないといけないという場合においても、本人が返せる金額を十分に相談してその金額で毎月出しておりますので、本人の支障がない形でやっております。

○仲田弘毅委員 やはり熱意を持って頑張れる子供たちをしっかりと救っていただきたいという要望ではありますが、今回、この民間移譲で県としての財政効果、先ほど箱物の処分の問題もありましたけれども、この財政効果と看護師が、民間病院も含めて看護師を養成して、県立病院への配置、あるいはそこでの吸収をどうしていくかという福祉保健部長の意気込みというか、考え方をお聞かせ願いたいのですが。

○奥村啓子福祉保健部長 財政効果と申しますと少し金額的には何なのですけども、民間移譲の場合は資産売却の益というのが約4億円ぐらいで、あとは運営費の益が2億4000万円余で財政的には効果が出てきます。そういうのを活用しながら県が果たすべき役割と申しますか、今、いろいろ申しあげました離職者防止対策とか新人研修も含めて、また新たな事業への対応、在宅ケアとか、

認定看護師とか、そういう専門性の確保、また海外への研修とかも含めて、こういう事業に活用していければと思っております。そして、今一番大きな課題というのが授業料の件だと思いますので、そういう面も予算的にも拡充していきますし、また相談窓口等も設けまして、借りられない方が出ないような形で広くきめ細やかな相談にも対応できるような体制もつくっていきたいと思っておりますので、看護師養成確保も含めて、今後とも県としてはいろいろな施策でもって取り組んでいきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 ぜひ、沖縄県の医療行政で一生懸命頑張っていく子供たちのことですから、経済的に厳しい家庭の子供たちもしっかりとフォローアップして、沖縄県のために頑張らせていただきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど、県立養成校と民間養成校の志願率、倍率という競争率の数値がありましたが、県立養成校が平成21年、平成22年と年を追うごとに高く民間養成校より出ているのですが、これはどうして県立養成校が倍率が高いと分析されていますか。

○平順寧医務課長 確かに授業料のこともあるだろうと思っております。ただ、民間でも民間のある専門学校ですが、8.23倍のところもあるのです。ですから一概にそうとも言えないという部分はあろうかと思っておりますが、民間養成校も我々は非常に高いなど。沖縄県は志願者数が非常に高い県だと。日本看護協会からも全国的には下がっていても、沖縄県は非常に上がっているという意見を聞いております。

○仲村未央委員 余り背景が分析されているような感じではないのですが、この間の一先ほどは医師会と看護師会の御意見の質疑に答えてこうだということをおっしゃっていましたが、今、県立浦添看護学校の現場の声というか、後援会あるいは保護者や学生の皆さんの声というのはどのように聞いていらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 我々も6月でしたか、保護者の方々に2回ほど、それから学生の方々も含めて対象者に集まっていたいただいて説明をしたところでございま

す。確かに、先生が急に変わることに不安とか、それから当初こちらが説明したときに、今いる在校生の授業料が上がるのではないかという誤解もありましたので、それは説明して理解はしていただきました。あとは県立養成校で卒業できない場合の、医療機関に勤めるときに何かデメリットはないのかというような意見がいろいろありまして、それは実際にいろいろな県立病院の中でも、民間養成校から来られた方も看護師長にもなっておられますということも、いろいろな話もやったところでございます。

○仲村未央委員 県立浦添看護学校が、これから県立ではなくなることにについては理解を得られたと判断をされたのですか。

○平順寧医務課長 我々は、その後も学生の方々に、今後は県議会にかけますけれども、また県議会を終えてから説明に来ますからと、十分に相談に乗りますからということをお約束したところでございます。

○仲村未央委員 いや、質疑に答えてほしいのです。今この時点で理解を得られたと一沖縄県立浦添看護学校後援会、沖縄県立浦添看護学校の保護者、沖縄県立浦添看護学校の学生、こういった皆さんに説明会を通じて理解を得られたと見ていらっしゃるんですか。

○平順寧医務課長 我々は、民間移譲することの経緯とか県の考え方を説明して、一人一人の質疑にも答えるという形でやりましたので、我々としては一定程度は理解、あるいは不安解消も図られたものではないかと思っております。ただ、十分かと言われるとそういうこともありますので、また再度来ますよということで説明を終えたところでございます。

○仲村未央委員 一定程度、県の考え方は説明をしたということですが、結果として理解は得られていないが、もう見切り発車として今回の提案をするということよろしいですか。

○平順寧医務課長 我々の主張は理解していただいたと思っております。不安解消も図られたと思えますけれども、やはり十分かと言われると、もったきちんとやらなければいけないだろうと思えますし、何回もやっていきたいということでもた説明したところなのです。

○仲村未央委員 福祉保健部長に答えていただきたいのですが、後援会や保護者や学生の皆さんに理解が得られたということで平医務課長はおっしゃられています、いかがですか。

○奥村啓子福祉保健部長 私が直接行ったわけではないのですが、報告を受けた限りでは、4月に新旧の後援会長と面談をしたとか、それから6月には役員と面談をしていると。それからまた6月には1年次の学生と意見交換会をしたということで、今、結果として医務課長が話ししたような形で質疑にも丁寧に答えて、そういう意味では一定程度の理解は得られたのではないかと解釈しております。

○仲村未央委員 県立看護学校の廃止と民間移譲の撤回を求める署名、学生の中でその署名活動が行われたということは御存じですか。そして、それはどれぐらいの規模に広がっていて、在校生を初めその活動、それから後援会の皆さんからの我々への、同窓会からの県議会への陳情、これはいつ出されているのか、それをもってどのように、今おっしゃるような一定の理解が得られたという認識が出てくるのか、もう一度お尋ねいたします。

○奥村啓子福祉保健部長 署名の数ということは、今のところ見ていないので把握はしていませんが、この12月15日にそういう要請があったということは存じております。

○仲村未央委員 だから結局、そういった要請がまさに12月15日、2日前ですか、そういった中で行われていて一定の理解が得られたと判断をされるのか、どう見ても見切り発車としか見えないのではないですか。

○奥村啓子福祉保健部長 先ほど申し上げましたのは、去年、今年度の学生を募集する際に、予定ということですがけれども民間移譲がありますということを前提に募集して、そして入学していただいた方々、そしてその御父兄や役員の方ということでの話し合いでしたので、その中では一定の理解は得られていると思いました。

○仲村未央委員 在校生の皆さんが、本当に直接的に声を上げる、学生でありながら、学業をしながらこういった学校の存立そのものにかかわるような事態に直面をして、それを要請活動せざるを得ないというところまできているとい

うことのこの不安、これを本当に正面から受けとめようという気持ちはないのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 この要請の中でも主な論点というのは、ほかにもあるのですが、学資に対する不安ということが一番大きいのではないかと考えております。そういうことに関してはこれまでも説明いたしましたように、修学資金等を拡大することで将来を解決しようということと、それと現在いる学生については、今の学費を現状維持しますし、来年度入学する方までは現状の学費も維持されますので、この辺は理解を今後求めていきたいと考えております。

○仲村未央委員 そういった学生の要請に対して向き合ってもいないのに、それが背景にはこういうことがあるのではないかとという憶測だけで、それが問題だからこの部分は解決できるということを皆さんは勝手に言っているのですが、直接そういった学生の皆さんに、今回の署名活動についても起こっていること、どれぐらいの筆数が集まっているのか、こういったことも把握されていないのでしょうか。向き合っていないのでしょうか。

○平順寧医務課長 まだその署名の数がこちらに報告がございません。

○仲村未央委員 もう本当に見切り発車としか言いようがない。本当に現場をおいておいて、皆さんの理屈だけを一方的に説明して、そういった話し合いも打ち切ってやってから、民間移譲をしてからそれから向き合おうというような状況に至っているというのが本当に残念です。それからもう一つですが、県立浦添看護学校の存続以外の決議もこれまでになされています。その中で、特段の要望事項が県議会の決議として上がってきているのですが、これは平成16年の決議なのですが、そのときに看護師2年課程、通信制について早期に新設することということもあるわけですよ。これについてはその通信制が沖縄県の県立としてなされてこなかった、その理由についてお尋ねいたします。なぜできないのか。

○平順寧医務課長 国で、通信課程の制度化がされたのが平成16年度からなのです。そういうこともあるし、また進学コースもやっておりますので、そこら辺でもカバーできる部分がありますので、そういう形になっていったと考えております。

○仲村未央委員 通信制は必要ないという判断ですか。県議会の決議は通信制—まあ看護師2年課程通信制を早期に新設することというのが、まさに平成16年度に、そういった制度が導入されるそのときに決議をされているわけです。これについて、この間検討はしたけれども特に通信制については必要ないということで今日まできて、もはや県立浦添看護学校すらなくなっていくという、こういう状況ですか。

○平順寧医務課長 通信制については、ですからそういう議決も得まして、こちらで大きな負担となっているのがこちらにあって授業を受けるということがありましたので、こちらでスクーリングをやっていただいたということで、負担の解消を軽減させたということでございます。全くそういう方々についても、また我々としては修学資金の対象としておりますので、いろいろな負担軽減にも取り組んでいきたいと思っております。

○仲村未央委員 聞いていることに直接的に答えてほしいのですよ。通信制は必要ないという判断だったのか、必要あると思っていたけれどもやらなかったのか、県議会の決議はこの間どう受けとめたのですか、平成16年から今日まで。

○當間秀史福祉企画統括監 通信制が必要なことはもちろん、県としても十分に認めておりました。その当時、私は医務課長をしておりましたので、その通信制課程の新設が県内でできるかどうか検討したところ、やはり県の限られた財政では無理があると。であれば今、何がネックになっているかという、確かにそのときでも県内の学生たちが九州にスクーリングに行っていました。この部分を何とかできないのかということで、九州各県の専門学校を訪ね歩きまして、3校と調整して説得をして、沖縄県でスクーリングをしてくれるということをやりました、さらにそのスクーリングの場所についても、看護協会と相談をして、看護協会からも人を出す、場所も提供するというような形で、県が主体となってこのスクーリングは県内でできるように取り組んできたところです。

○仲村未央委員 まさにそうだと思います。限られた財政では無理があると。やはり通信制をやるにはそれなりの体制が必要だし、非常にコストがかかるのですよ。それを受けて皆さんは必要性を十分に認識していると。今まさに答弁でもありましたが、今回、県立浦添看護学校を廃止するに至って、この通信制についてはどのようにこれからやっていこうかというときに、今後の課題のも

う本当に一番最後のところ、見通しのあるかないかのところに置いて、しかも通信制については民間活力による通信制の導入を促進するということで、今、検討課題に棚上げにしていますけれども。これだけ県立浦添看護学校がやろうにも、県がやろうにも財政の制約があってできないようなことを、民間の活力を待っていてこの通信制が県内で起こり得る情勢があるのですか。

○平順寧医務課長 通信制を受けられる方は准看護師の資格を持っている方で10年目の方なのです。卒業10年目の方々であって、その方々の平成20年の従事届で見ましたところ、准看護師をやっている方で10年以上で進学したいという方々を見ますと大体500名ぐらいで、毎年100名ぐらい行かれています。そうしますと、いろいろとやってみますと、あと五、六年ぐらいするとかなり激減する、数が減ってくるという数字ではあるのですよ。まあその割合でいくと、同じようにいくとなると、ただ民間養成所の一検討課題と、我々はまず准看護師の方々も看護師の供給源という形で考えておりますので、まずは看護師の数を一離職防止ということで働く看護師をふやしていくということで、いろいろやろうと思っておりますが、通信制についても、今後の検討課題としてはとらえて、そういう中でほかの民間の医療機関とも十分に意見交換をしながらしたいと思っております。

○仲村未央委員 准看護師の養成は、これからも那覇看護学校で行われていて、そしてどんどん准看護師自体は一定程度の数は輩出されていく。けれども、今という対象者がふえていく方向に10年たっている方々がないということは、これは需要と供給のバランスからいっても、もっと採算がとれなくなる分野なのですよ。そういう中で、採算がとれない分野を今後民間に期待しますなんていう適当な今後の検討課題と上げている事態に、本当に誠意を感じないのですよ。しかも准看護師の養成をやっている那覇看護学校は2年課程、いわゆる進学、看護師になるコースはもう廃止をしますよ、それは決定していますよ。残るのは県立浦添看護学校だけなのですよ。これについて、本当に今、准看護師の養成はありながら、確かに病院の経営上、ニーズはあるかもしれませんが、けれども、准看護師にまずなった方々の立場を一番に考えるべきが、県としての医療行政のあり方ではないですか。やはり准看護師で働き続けることと、看護師に変わっていくことの生涯所得も考えたら、それは2年でまず免許を取って准看護師になったけれども、途中からでも看護師の道を志したいという人がいるわけですよ。そういった方々にこたえるからこそ通信制も必要ではないですかと。十分に必要性を認識していますとおっしゃるのに、平成16年から今日までこう

いった努力を本当にやってきたのか。別にスクーリングを沖縄県でやるということのを否定していませんよ。これは非常に努力もあったと思います。わざわざ呼び込んできて沖縄でさせたということは、これは実績でしょう。けれども、本来、本当に公的な部分がこたえとしたら、こういったことこそ体制を整えていくのが離島県のあり方ではないですか。

○當間秀史福祉企画統括監 確かに、准看護師の皆さんの職務改善を図るというのは本当に必要なことだと考えています。ただ、まず県行政として限られた資源を生かすために、今、我々に与えられている課題というのはまず看護師の確保なのです。准看護師につきましては、看護師需給の見通しの中においてもこれは看護師としてカウントされております。そういった意味からすると、まず我々が早急に優先順位をつけて取り組まなければならないのは、看護師の足りない部分をどう埋めていくかということなのです。ですから今、年間1800名の離職者、そういう方々がございます。それに対する再就職支援等々がまずは優先されていくと。だからといって、准看護師が看護師になることについておろそかにするわけではなくて、これも課題としてとらえつつ、まずはこの限られた資源の中で優先的にやっていくべきものは何かというのをとらえて、今、我々は動く必要があるのではないかと考えております。

○仲村未央委員 まさに県民所得の向上というのは大前提で知事が掲げながら、こういった処遇の改善を本当にどこで底上げを図っていくかというときに、一番本当に医療を、暮らしを支えるこういった人たちの所得の向上が具体的に図られる現場が今言うような、例えば一つ一つの、准看護師が看護師に変わっていくこととか、こういった一つ一つのことを通じて県民所得は上がるのですよ。そういった労働力をきちんと適正な働き方をすれば、これに見合う賃金があるということが保障されるという、これが福祉の分野でいう今の大事な問題だからこんなにむきになって言うのですけれども、これも本当に誠意が見えないままこの県議会の決議もなし崩しにされて今日まできている。これは、はっきりしていると思います。それから先ほど来、限られた資源の中でということのを何度も繰り返しておっしゃっていますが、県の定数管理というのは、例えば福祉保健部においては平成25年度までに52名、福祉保健部の中で人間を減らしなさいというような定数管理が出ていますが、これについてはこの52名という数字はどこから発生するものなのですか。

○金城武福祉保健企画課長 これは平成15年3月に策定をしました県の定員適

正化計画というのがございまして、その中で平成15年度から平成20年度までの10年間で職員をおおむね10%程度削減するという計画が県全体として立てられております。その中で1期から3期ということでありまして、平成21年度から平成24年度が第3期になっておりまして、その中で福祉保健部につきましては52名を削減して、45名を再配置するというような計画になっております。

○仲村未央委員 つまり、この52名というのは、その現場の需要を踏まえて、その需要に則して積み上げて出てきた数字ではなくて、各部局そうだと思うのですが、全体的な定数管理が10%減らしなさいという前提の中で、この数値が各部局に割り当てられていると理解してよろしいですか。出元はつまり、全庁的な定数管理の中で福祉保健部の減らす分が52名ということになると。

○金城武福祉保健企画課長 基本的にはそういうことになりまして、ただ、これは福祉保健部のスクラップと、それから全庁粋事業というのがございまして、要するに行政需要の高いところについては全庁粋事業で新たに確保していくということですから、単純に削減にならない場合もあるということに一要するにこれは行政需要に応じての再配置がございしますので、場合によっては増になる可能性もあります。

○仲村未央委員 何が言いたいかという、皆さんからいただいた資料によると、定数でもう頭打ちにあっていてこの52名を減らすためにはスクラップ分で69名、そしてビルド分で17名と、どんぴしゃりで52名という削減目標がしっかりと帳じりを合わせるように削減とビルドというのが出てくるわけですよ。そうすると、今回、県立浦添看護学校の民営化によって、定数が減らされる分というのが28名、これは平成24年度4月1日実施の分で28名、先ほどの平成25年度までに減らさなければいけない部分の大きなウェートをこの28減ということで作られるわけですよ。そういう意味では、限られた資源配分ということをももちろん前提にしなければいけないけれども、でもどこかで帳じりを合わせるかのように、こうやって無理に行財政改革をすることによって本当に必要なところとそういったところが見落とされて一見切り発車と私は先ほどから言っていますけれども、そういった結論ありきの状況に持ちこんでいこうとする、そういうのが非常に見えるのですよ。だから県議会の決議も関係ない、学生が署名活動をしようと、現場の沖縄県浦添看護学校後援会や沖縄県浦添看護学校同窓会の皆さんが言おうと、皆さんの結論はあるのですよ。そうしないと52名の削減はつukれないのですよ。だからこれはこのようなやり方で進められている

ことを全体を通して非常に大きな課題があると思っていますので、我々の対応としては9月県議会と同じような形で反対ということを表明して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほど福祉保健部長のメリットの最後のところで定数とおっしゃったのは、まさに今のところに反映されているのだなということがよくわかるわけなのですけれども、限られたという枠の中で何かをしようとする、どこかを削ると。どこかで何かをつくると。その考え方そのものが、各都道府県が見直してきていることを沖縄県は続投していると、そこに沖縄県の今のあり方が実に県民生活と乖離していると。これをまず指摘しておきたいと思いません。先ほどから県議会無視ではないかという話があつて、保健衛生統括監は先ほど医師会等のお話をされておりましたが、私は医師会の當山優さん、あの方の論はまだ生きていますと思っているのですよ。なぜかといいますと、その当時の医師会が、しかも看護協会も、それから助産婦も、介護も、たくさんところを網羅して、署名活動で12万名余りを持ってきたわけですよ。そのときは看護学校の数は今より少なかったかもしれませんが、言っていることが生きていくということは、県立病院の看護師は自前でやれよと。県立病院の看護師を自分たち医師会が養成してきたところから足されていくことは何事かと、そういう論だったのですよ。つまり今の県立の6病院の看護師を、県はしっかりと自前でやるべきではないかという論を張っておられたわけなのです。そのことをきょうは重点的に質疑したいと思うのですけれども、皆さんはこの決議文を無視していると我々が言っているのは、この決議文にはこう書いてあるのですよ。看護師の供給不足は、看護学校は多くなりましたけれども供給不足は続いているわけです。今でも皆さんの試算でいっても700名足りないわけでしょう。それはなぜかというニーズが高まっているし、7対1看護体制も実行されたからなのですよ。そうするとニーズがあつて、そしてそれによって養成も高まってきた。そうすると、でも足りない状況は何も変わっていないのですよ、環境は。学校はふえたけれども、足りない状況は何も変わっていないのですよ、その認識は一致しますか。

○宮里達也保健衛生統括監 この間、民間養成所もふえて養成数自身はふえているのですよ。今、私たちの認識は確かに比嘉委員の御指摘のように、現場に必ずしもいないという現実はあるのですけれども、先ほどほかの委員からも指

摘があったように、大きな課題の一つが離職防止なのだということがあるわけですよ。なぜ離職をするかというのと、先ほど平医務課長の答弁の中でも1年目の離職が一番多いですよというのがありました。それとか、あるいは看護師というのは女性が多いですので、例えば妊娠、出産、育児、数年は休んで、そろそろ子供が成長したときには復帰しようという、そういう方々へのバックアップ研修システムやそういうものが足りないということで、実はきのうも琉球大学に集まって、各県立病院の副看護部長が来られて、琉球大学の看護師の方とか医師会の方々が集まって、研修をいかにあるべきかというのをまさに検討しているのですよ。ですからその辺のところも、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

○比嘉京子委員 今の質疑は養成校がふえたけれども、ニーズとしてはまだ需給バランスがとれていないという認識は一致しますかどうかという質疑で、一致するかしないかなのですよ。

○平順寧医務課長 学校はふえたのですが、来年、再来年からようやくその学校からの卒業生がふえて、供給数がかなり上回ってくると思っております。

○比嘉京子委員 もっと詳しく議論したいところもあるのですが、ここで言っている200人不足というのと、皆さんが出している数字からするとどこかに500名が消えているのですよ。この議論は別においておきますけれども、まずは今、なぜ我々の決議がそうなったかという、看護師の供給不足が見込まれている、または今でも不足しています。この現状は変わりません。今、いろいろな理由がありますよ。でも現実には不足なのですからこの言葉は共有できるわけなのです。その中で、県営で運営するという必要性に対する認識、これが県議会の一致事項だったのですよ。県営で運営することの必要性をみんなで認識しましたという決議なのです。その決議を皆さんは無視していませんかというのが先ほどの議論です。そのことで、不足の上に県立浦添看護学校が重要なのだということの認識を一致する我々が決議をしたわけなのです。そこに対する皆さんの酌み取りがまったく無視はしていませんよというかもしれないけれども、やっていることは無視なのです。そのことを我々はまず指摘しないといけないわけです、そのことが1つです。では私は、県立の今の6病院の閉鎖状態、これは何もことしだけではないですよ。あの当時の医師会は、県立病院を自分たち医師会が養成する看護師、今もおもと会だってそれぞれの持っている病院に対して確保したいというたくさんのインセンティブをやって

いるわけです。医師会も北部看護学校館を持っているわけです。では県立病院は、自前で県立浦添看護学校を支えるだけの人材を担保できているのかということが、この県立浦添看護学校の存続に関しては大きな意味を持っていると私は思っているのですよ。そのときにそれぞれ大手の病院は、もちろん那覇医師会やそれぞれの医師会は、それぞれの病院にさまざまな資金を援助する学生を通じてインセンティブを与えているわけですよ。皆さんは先ほど県立浦添看護学校から平成21年度の採用で11.2%だと、これはインセンティブがないのですよ。ないどころか県立浦添看護学校に行かないほうが有利なように誘導されているのですよ。平成21年度までずっとですよ。この間ずっとですよ。県がつくった修学資金、いわゆる3万2000円の援助資金、これを借り入れたときに免除になる、卒業後どこに就職したら借り入れが免除になるかという返還免除規定の中に、県立病院は一切入れていなかったのですよ、そうでしょう。どうですか。

○平順寧医務課長 3年ぐらい前まで国の補助制度で、国の一律の基準で各都道府県同じように扱ってきたという影響もあろうかと思います。我々としてはその修学資金による誘導といいますか、そういった急性期医療の勤務という形で早急に取り組みたいとは思っております。

○比嘉京子委員 できなかったからやらなかったのですか。それとも、できたのにやらなかったのですか、どちらですか。

○當間秀史福祉企画統括監 少し誤解があるのは、県立病院の看護師は自前で調達できるというのは、これは地方公務員法に抵触する話でありまして、自治体が職員を採用する場合は能力の実証を経て公平公正に採用すると。要するに試験制度にやりなさいということなのです。ですから、例えば県立浦添看護学校から全部採るとか、そういうことはまず地方公務員法に抵触するのでこれまでできなかったということです。今のお話は、要するに県立病院に働いたら奨学金が免除になるということとは別で、奨学金をもらった方がなおかつそのテストに合格したら入れるということになります。

○比嘉京子委員 質疑にきちんと答えてもらいたいです。今のは全然その論ではないですよ。きちんと教えてください。

○平順寧医務課長 何と言いますか、1つはそういう県立病院への一以前はよ

く言われていたのが、精神病院とかそういうところになかなか行きたがらないということがありました。急性期医療に対して勤務を希望している方が結構多いという意見もいろいろありました。そういうことがあって修学資金がそう国の基準がそうになっていたのだらうと思います。我々は県の制度という形で、国庫補助制度がなくなりましたので、我々としても、まずは離島から入れ込もうということで、昨年2月県議会にかけたと私は認識しております。

○比嘉京子委員 先ほどからこれは制度的に無理だったのかどうかを聞いているのですよ。入れられたのに入れられなかったのか、入れられなかったからできなかったのか、入れられるように制度が変わったのか、交渉すればできたのかできなかったのか。何でこんな簡単なことをこんなに長々と説明するのですか。

○平順寧医務課長 確かに、平成17年度まで国庫補助の基準に基づいて一律でやっていたと。その後、県になりました。あとに、その間の検討の中でまず離島からと出てきたのが昨年2月県議会という形でございますので、その間はいろいろ検討はしていたのだらうと考えております。

○比嘉京子委員 皆さんは少しずれていると思うのですけれども、県立病院に行ったらもらったお金は免除にならないのですよ。だから行きたくなくても免除になる民間の200床以下のところへ行って、3年間で借りたものを免除にしたいとだれだって思うわけですよ。若い人たちは厳しいところで鍛えられたいと思う人は多くいるのですよ。例えば、県立病院に採用されたといっても免除にならない、そして宮古病院、八重山病院、北部病院を入れたらどこに採用されるかわからないから、そうするとこれも選べない。こういう環境をつくってにおいて、県立浦添看護学校から県立病院に行く人は11.7%ですよと言っている、この裏が実に何というか—先ほど私は當山優さんの意見を言いましたけれども、皆さん自身が県立の6病院の今の看護師不足、または7対1看護体制を次々にやっていかないと過重労働が解消されない、過重労働が解消されないから離職率が多いわけでしょう。イタチごっこをしているようなものですよ。だって、県立病院は毎年80人ぐらいやめる人のストップをかけることさえもできていないのですから。自分の足元からできていないのですから。そういうことをやらないで66床のベッドを閉鎖させて8億円の減収にさせておきながら、それでいながら一方できちんと県立病院の看護師を自前で養成する気があるのかなのか、このことがこの県立浦添看護学校の存続に大きく影響する。皆さんは

リンクしないと思っているけれども、県民からするとおかしな話です。皆さんは担当課が違うから、私たちの問題ではないと言っている節がありました。前回もそうでした、福祉保健部長はね。そこそこことは違うでしょうという言い方をされておりましたよ。だけれども一方では東京都まで看護師を探しに行く環境で、一方ではインセンティブも与えようとしないう、与えられる材料も平成17年度からあるのにもかかわらず、4年間も、5年間も寝かしておくというこの感覚、これはどう説明つけるのですか。これはどうやって生徒を選ぶのですか、県立病院を。

○奥村啓子福祉保健部長 平成17年度までは国庫ということで、それ以降は確かに要綱の改正というのができたということはあるけれども、この間いろいろな財源の確保云々もありまして、そういう具体的な議論には至らなかったということではあります。ただ、今回やはり県立病院とか、また離島の看護師確保がかなり厳しいということで、宮古病院、八重山病院についてはその要件を緩和したところですが、ただ、おっしゃるように、確かに宮古病院ですぐに数年間勤務するということは、県立病院の人事異動の中で必ずしもそれが適正になされていないということもいろいろ出てきましたので、先ほど来申し上げましたように、今後、急性期病院という形で、他の病院も含めてこの200床未満という要件を緩和しようということで、検討を進めているところでございます。

○比嘉京子委員 では、今の県立病院の看護師不足と皆さんの看護養成というのは、どのような責任を感じておられるのですか。

○平順寧医務課長 まず県立病院に対する試験制度であるのですけれども、希望している人はかなり多いのです。募集処理も1.5倍とか2倍とか、多い方が県立病院の試験を受けているのです。県立浦添看護学校の卒業生の方々も受けておりますし、またそれが民間移譲になったからといってもその方は受けられる形になっておりますので、公平に試験を与えているわけでありまして、ただ我々としては、県立病院の看護師不足を一確かに離職者がおられるので、離職防止ということでいろいろやらないといけないというのは、民間養成所も県立養成所も含めてそうなのですが、やはりそこら辺の対策について、福祉保健部としてできるものは先ほどの修学資金も一つだし、それからそのほかに勤務環境づくりなど福祉保健部としてできるものは何なのかということも病院事業局とは十分に議論していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 毎年、病床を閉鎖しているということに対しては、皆さんはどう理解しているのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 看護師不足での病床閉鎖等確かに県立病院の中での勤務環境とか、経営の問題とか、いろいろな要素があつての結果だと思しますので、直接的にこちらとの業務—インセンティブがないからという形での結びつきはないと思っております。ただ、やはり職場環境を改善していくためにどういう支援ができるのか、どういう協力ができるのかも含めて今後は取り組んでいきたいと思ひますし、またそういう意味では先ほど申し上げましたように修学資金の要件を緩和することで県立病院へ就職する方々のインセンティブが働くという、そういう環境整備も取り組んでいきたいと考えております。

○比嘉京子委員 今、自分たちの管轄で県立浦添看護学校をやっている一方では全然足りないということが起こっていて、上げられる収益も上がらないという状況が毎年起こっているわけですよ。そのことに対して、今言ったように5年間もできることをやらないで放置するようなことをやっているというこの矛盾、それに対して今どんな責任を感じるのですか。

○奥村啓子福祉保健部長 病院の看護師不足という現実と、我々が看護師養成を含めての各補てんでの施策と直接的に関係あるとはとらえてはいないわけですし、県立病院は看護師を募集すれば応募する方はいるわけですので、そういう意味では、我々の施策が足りないために結果として向こうが不足したという直接的な形での関係はないものと理解しております。

○比嘉京子委員 福祉保健部長、それはやっていないから何とも言えないという言い方になるかもしれませんが、一方で県立病院の存亡さえも非常に危機的に、中部病院の過重労働を解消しなければいけない、ことしだってそれを解消するためにもっともっと看護師が必要であるということのはっきりしているわけですよ。そういうことからすると、皆さんと県立病院の連携、そのことをきのうの質疑でも補完関係はどうなっているのかと聞かれたときに、全くある意味で十分な答えを言えていないわけなのですよ。そこら辺を県民から見たら非常にちぐはぐな県政。なぜかという、一方でこう不足をさせていながら、一方で看護師をしっかりと養成しようとしなないという、これを民間頼みにして毎年やってきたわけですよ。民間からも来るからと毎年やってきたわけですよ。その結果として毎年不足なのですよ。そうすると具体策としてこれまで

もずっと聞いてきたのは、その県立6病院を自前でどのようにして埋めていくかという発想はないのかと聞いてきたわけですよ。ないから今になっているし、ないからインセンティブでもできることをやらないわけですよ。そこに対する責任感がないわけでしょう。

○**當間秀史福祉企画統括監** 県立病院の看護師不足の大きな問題は何かと言いますと、県立病院においてはやはり県立というネームバリューがあるものですから、これは看護師を募集すると必ず1.2倍とか3倍、応募が来ます。だから必要な分の看護師は埋められるのです。問題なのは途中で抜けていく、離職していくというのが多いのです。先ほどお話があったように80名ぐらいです。その部分が大きくて看護師が不足しているという状況が生まれてくるわけです。ですから我々としては、離職者防止対策が重要だろうということを考えているわけです。

○**比嘉京子委員** 皆さんが先ほどから新看護研修センターとかハード面のことを言うのですけれども、本当に今この話が、次にこういう展開をやりますということと、県立浦添看護学校の存廃問題というのを絡めるところにも私は非常に疑問を持っています。なぜかという、これは浦添看護学校が県立であろうと何であろうと研修というのはやらないといけない事業なのですよ。だから自前で必要があったらやらなくてはいけないのですよ。やるためにハードで5階建てが必要かどうかは別ですよ。5階建てがなければできない事業かどうかは別として、実にこのお金の使い方というのが、限られた財政の中でという割には実におかしな論だと私は思うのですよ。なぜ今ある県立浦添看護学校でそれをできないのか、なぜ県立病院の一角でできないのか、これは5階建てつくりできない事業なのですか。なぜやらなくてはいけない事業に即ハードが必要なのですか。お金がないわけでしょう。ない中でどうやって離職防止をするか、研修制度をやるか、個々の専門性のためのナースの養成資格を上げるか、こういうことをみんな問われているのはわかりますよ。わかりますけれども、これを存廃するからできるのだという、いわゆる廃止するからこれができるのだという論は、全くおかしな論だと思うのですがどうですか。

○**宮里達也保健衛生統括監** 今、比嘉委員の指摘した新看護研修センターというのは、大学には医師の分、看護協会に運営してもらおう分、両者が結合して日本で今非常におくれている初期研修の部分、書で勉強した後、テストが通ったらすぐに患者の前に立つという現実から、一定のシミュレーションをしながら

—これはもう韓国や台湾でもそれを義務化しているようなのですけれども、そういうのが日本では非常におくれているのです。これを沖縄が全国に先導して大学と看護協会で組んでやろうということで、これは成功させたいのです。ただ、そういうことは基金があったからできたのです。県の予算でやっているというよりも、国から特別な基金でいただいて、それに特化してやりましょうということでやっています。これは決してハードなだけではないです。それと、やはり限られた資源をどう分配するか、民間もたくさんの学校があるわけですから、それも公平に分担するにはどうしたらいいのかとか、税の公平な分担はいかにあるべきかという中でこういうことが議論されているのだと理解します。

○比嘉京子委員 今、皆さんが書いているこのシミュレーションですが、言ってみれば、この5億円をつくって次々の事業をやり出すというところになっているわけなのですよ。その5億円をつくって3億円をそれをつくるのですと書いてあるわけなのですよ、それを指摘しているのですけれども。今それをやるのだったら、むしろ先ほどからおっしゃっている一番やらないといけないのは、優先順位は看護師の確保なのだと、確保にも今事欠いているわけでしょう。確保に事欠いていながら、一方ではやらなければいけない事業があるわけですよ。ですから、こういうものは全国に先駆けてやろうとするのだけれども、先ほど言った本当に准看護師の人たちを、今看護師コースに戻して自分たちで給与をアップさせるためにやりたい人たちを見切り発車をするわけですよ。だから皆さんのその判断の基準というのが、県民と大きくずれているのではないですかという指摘なのですよ。今このハードが本当に沖縄県に優先順位として必要なのか、そういう議論なのですよ。限られた人材財政というわけだから。そこで准看護師コースの人を看護師にやるために県立浦添看護学校で。資格が今できていないわけですよ、ほかでやられていないわけですよ。そういうことを皆さんはもっと大事にしたり声を聞く態度があるのですかということが先ほどから指摘されているわけですよ。だから言っているのですよ。これはやらなければいけないのですよ、研修制度も、初期研修制度も、専門研修制度もやらなくてはいけない。だけれどもハードをつくるのが先ではないでしょうと、今持っている施設の中でできるだけのことをやろうという考えはないのかと、その上でむしろこの3億円を修学資金に積み立てて、日本学生支援機構よりも大きい修学資金を出したらどうですかと、そこが大事なのではないですか。みんながそこに納得すると思いますよ。順番が全然違うと思いませんか。

○**當間秀史福祉企画統括監** 先ほど新看護研修センターの話が出ましたけれども、これは話が出たように基金事業なのです。要するに県の事業ではなくて、国からいただく事業の中でハードを整備すると。ソフトを県の中で充実していきますしようと、例えば在宅の部分、医療ケアの部分をやろうということというだけの話で、これは県と民間の役割分担の中でやっていくと。さらに看護師確保の部分では先ほど言いましたように年間で1800名もの離職者がいると、そういう部分で何とか対策を練っていききたい。さらに修学資金も拡充して生徒たちを育成していきますと、他の民間養成所のところの運営資金もきちんと充てていきたいと思いますということを、看護師の確保という面から強化していきたいと考えているわけです。

○**比嘉京子委員** まとめますけれども、県立病院の看護師不足は看護師は募集したら来るのだけれども、途中でやめるのが問題だと皆さんはおっしゃるわけですが、それで病床閉鎖がずっと続いているという認識でいいのですか。今、県立浦添看護学校の存廃問題なのですけれども、県立病院の存続のためにも、皆さんが医師会がかつての提案のように、県立病院をしっかりと支えるだけの人材育成を県で賄いなさいということは、もちろん他の学校から来ることは大いに歓迎ですよ。そうだけれども今のこういう、言ってみればそういうようなことが続いている中において、皆さん自身が看護師養成に対する一私はやはり県立病院の存続にも大きく影響していると、だけれども皆さんにはその認識がかなり薄いと。かつてずっと質疑をしてきましたけれども、その認識がどうしても連携されていないと。そういうようなことから、他の部局に今のような認識のギャップがそういう判断をさせるのではないかと。そのことは県立病院の存続にも大きな影響を及ぼしていると、今の考え方は。そういうことをぜひ指摘をして、皆さんの考え方に対しては、今回、私どもは反対の意を表していきたいと思えます。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**赤嶺昇委員長** 質疑なしと認めます。

よって、平成22年第4回議会乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、福祉保健部長の説明を求めます。
奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、乙第6号議案沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書その2の13ページをお開きください。

この議案は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、出会い系喫茶が店舗型性風俗特殊営業として法の規制対象となることに伴い、本県条例中の出会い系喫茶等営業に係る禁止行為、罰則等の規定を削除する必要があることから条例を改正するものであります。

なお、今県議会において県警察本部が所管する沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例も出会い系喫茶に対し、深夜の時間帯の営業禁止や沖縄県すべての地域を営業禁止地域とするなどの規制を盛り込んだ改正を予定していることから、法の規制対象となることでより厳しい規制となります。

以上で、乙第6号議案についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、新たな説明員着席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、甲第4号議案平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算第1号について審査を行います。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。
伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 甲第4号議案平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算について御説明申し上げます。

議案その1の17ページをお開きください。

第2条の資本的収入及び支出の補正は、資本的収入につきましては他会計負担金で3106万5000円の補正増を行うものであります。資本的支出につきましては、16カ所の県立病院附属離島診療所の老朽化した医療機器整備や新たに必要な医療機器の整備として1400万円、宮古病院、八重山病院の助産師外来に必要な医療機器を整備するために1706万5000円の補正増を行うものであります。また、国庫補助金の端数処理に係る返還金として2000円の補正増を行うものであります。

以上で、甲第4号議案の説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、甲第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 補正ですから余りお尋ねはしないのですが、医療機器の耐久度といいますか、耐用年数、それとの関連で必要機器の購入が適切に進められているかというのを判断する意味で、今後のことですが資料をいただきたいということだけ要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第4号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、福祉保健部及び病院事業局関係の陳情平成20年第41号外72件の審査を行います。

ただいまの陳情について、福祉保健部長及び病院事業局長の説明を求めます。
 なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

まず初めに、福祉保健部長の説明を求めます。

奥村啓子福祉保健部長。

○奥村啓子福祉保健部長 それでは、陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元に配付してあります陳情に関する説明資料をごらんください。

福祉保健部関係では、継続の陳情が66件、新規の陳情が5件あります。

継続となっている陳情第99号及び第162号については、処理方針に変更がありますので説明させていただきます。

資料の74ページをお開きください。

資料の74ページには、陳情第99号沖縄県がん対策推進基本条例の6月定例会での制定を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。

変更箇所については、75ページの資料で御説明申し上げます。

75ページをお開きください。

変更理由の欄をごらんください。

変更後の処理方針は、条例を制定あるいは制定予定の府県に対する調査結果を踏まえ、県民に対し、広くがん対策の普及啓発を推進する必要があるため、処理方針を変更するもので、75ページの下線部分に変更箇所になります。

変更部分に係る処理方針を読み上げます。

がん対策推進条例については、制定に向けて取り組んでまいります。

資料の96ページをお開きください。

資料の96ページには、陳情第162号沖縄県がん対策推進基本条例の早期制定を求める陳情の変更後の処理方針を記載してございます。この陳情の処理方針の変更箇所及び変更理由については、先ほど説明しました陳情第99号と同一でありますので、説明を省略させていただきます。

以上が、処理方針の変更に係る説明であります。その他の継続分については、処理方針に変更がありませんので説明を省略させていただきます。

続きまして、新規の陳情5件について、その処理方針の概要を御説明いたします。

資料の108ページをお開きください。

陳情第185号B型肝炎問題の早期全面解決を国に求める陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、福岡県谷口三枝子であります。

本陳情は、沖縄県議会において、意見書を提出してもらいたいとの内容ですが、処理方針の様式をとり、参考までに状況等を申し上げます。

1 国内においてB型肝炎キャリアは110万人から140万人、患者数約7万人と推定されていますが、注射器の使い回しによる被害者の正確な数は把握されていません。また、注射器の使い回しによる感染の機会があったのは昭和23年から昭和63年の期間とされています。B型肝炎は血液を介する感染以外にも母子感染、性交渉により感染が起こるため、国は被害の証明の方法として母子手帳か、市町村の予防接種台帳、接種痕等の証明を求めています。10月1日現在、全国10地方裁判所で511名が係争中または和解協議中であります。

2 肝炎の治療については、平成20年度から国の肝炎治療特別促進事業に基づき実施されております。治療における月額負担限度額は、平成22年度から1万円に、上位所得世帯は2万円に引き下げられ、軽減が図られております。また、対象治療もインターフェロン治療のみから核酸アナログ製剤治療も含めて拡大されました。

3 平成21年12月に制定された肝炎対策基本法に基づき、国は肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関し、基本指針を策定することになっております。

続きまして、資料の109ページをお開きください。

陳情第194号医療にかかわる事業税非課税措置等存続に関する陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、沖縄県医師会会長宮城信雄であります。

処理方針を申し上げます。

国は、政府税制調査会での議論を経て平成22年12月16日に平成23年度税制改正大綱を閣議決定しました。事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされております。

続きまして、資料の111ページをお開きください。

陳情第200号離島におけるがん患者支援対策に関する陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、ゆうかぎの会代表真栄里隆代であります。

処理方針を申し上げます。

1 北部、宮古及び八重山圏域では専門医が少なく、さらに症例数が少ないことから、放射線治療等の高度な医療機能の維持が困難であります。県としま

しては、がん診療連携支援病院である北部地区医師会病院、県立宮古病院及び県立八重山病院とがん診療連携拠点病院との連携を強化して、化学療法等当該圏域のがん治療の充実を図っていきます。

2 県においては、離島診療所の運営費補助、離島からの急患空輸に医師を添乗させる等、離島地域の医療の確保についてさまざまな施策を講じているところであり、また、航空運賃の割引については、県管理の空港使用料の低減をもとに各航空会社の協力を得て、離島割引運賃が実施されております。

3 県においては、がん診療連携拠点病院で実施される緩和ケア研修会の支援を行っているところであり、宮古及び八重山地区においても研修会が行われております。今後も引き続き支援していくこととしています。また、緩和ケアチームを設置するよう医療機関に呼びかけていくこととしています。

4 患者の診療は、医師法に基づき医師の対面診療が原則となっておりますが、再診以降においては対面診療が困難である場合に電話やテレビ画像によっても差し支えないとされています。インターネットを活用したセカンドオピニオンについては、同法に抵触する可能性があります。県としては、現在、国において、遠隔医療に関して規制・制度改革の検討がなされているところであり、その議論を注視していきたいと考えております。

5 がん診療連携拠点病院機能強化事業の中で、がん診療連携支援病院である県立宮古病院及び県立八重山病院に相談窓口を設置することとしています。また、院内患者サロンの設置について医療機関に呼びかけていくこととしています。

6 現在、医療費が高額になった場合の負担軽減措置として高額療養費制度があります。高額療養費制度は、70歳以上や低所得者に対してより医療費の負担を軽減する仕組みとなっております。

続きまして、資料の113ページをお開きください。

陳情第202号県立浦添看護学校廃止条例の否決と民間移譲中止を求める陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、県立浦添看護学校同窓会会長菊池君子外1人です。

処理方針を申し上げます。

看護師の養成・確保については、県と民間の連携により進めてきたところがあります。現在では、民間養成所等が増加し、県内の看護師の多くが民間で養成されております。このような状況変化の中で、県立浦添看護学校については、限られた資源を踏まえ、民間力の活用を図るとともに、看護師の養成・確保対策を効果的かつ効率的に推進することとしています。県としては、財政効果等を踏まえつつ、新看護研修センターの整備、離職防止対策、修学資金による

学生への支援等、県が担うべき役割を総合的に強化していきます。

続きまして、資料の115ページをお開きください。

陳情第206号国・自治体の責任ですべての子どもによりよい保育の保障と子育て支援を求める陳情について、御説明申し上げます。

陳情者は、沖縄県公務公共一般労働組合委員長長尾健治であります。

処理方針を申し上げます。

1 県ではおきなわ子ども・子育て応援プランを策定し、地域における子育て支援、母子保健の推進、仕事と家庭の両立の推進など8つの基本目標のもと、保育サービスの充実、地域子育て支援拠点の整備、放課後児童クラブの設置等の子育て支援施策に取り組んでいるところであり、今後とも、市町村と連携しながらこれらの施策の推進に努めてまいります。

2 子供・子育て関連予算については、これまでも増額に努め、施策の拡充を図ってきたところですが、子育て支援に係るニーズは依然として高いものと考えており、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。併せて、国に対しても、本県の現状を踏まえた支援の拡充を求めていくこととしております。

3及び4 子ども・子育て新システムの制度設計に当たっては、保育の質が保障されることや、特別な支援を要する子供が確実にサービス利用に結びつく仕組み等が十分に検討される必要があると考えております。同システムについては、現在、国において作業が進められているところであり、引き続きその検討状況等を注視してまいります。

5 保育所整備のための土地取得については、これまでも国の補助制度はなく、保育所を設置する社会福祉法人においては、個人からの寄附、あるいは独立行政法人福祉医療機構等からの借り入れによって、資金調達を行っているところであります。

なお、国においては、都市部における土地確保を後押しするため、土地賃料補助の創設を検討しているところであります。公立保育所については、市町村がみずから責任を持って保育を実施するという考え方で、平成16年度から運営費が、平成18年度から施設整備費が一般財源化されております。また、保育所の運営費拡充については、保育士配置の最低基準の改善等を九州各県医療福祉主管部長会議を通じて国へ要望しているところであります。

以上で、福祉保健部に係る陳情の処理方針について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○赤嶺昇委員長 福祉保健部長の説明は終わりました。

次に、病院事業局長の説明を求めます。

伊江朝次病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 病院事業局に係る陳情案件について、処理方針を御説明申し上げます。

病院事業局に係る陳情案件は、お手元に配付してあります資料、陳情案件処理方針のとおり継続の5件であります。

処理方針につきましては、前定例会から変更はありません。

以上で、病院事業局に係る陳情の処理方針の説明を終わります。

○赤嶺昇委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 福祉保健部長にお伺いいたします。97ページの継続の陳情第162号より、がん対策基本条例についてですが、いよいよ県でも条例制定に向けて取り組みたいという非常にすばらしい回答が出ておりますけれども、このがん条例を制定あるいは制定予定の都道府県に対する調査結果を踏まえて、県民に対し広くがん対策の普及啓発を推進する必要があるためとなっておりますが、この条例の制定に向けたプログラム、日程ですが、それができていればお聞きしたいのですが。

○平順寧医務課長 具体的には今からですが、案をつくって沖縄県がん診療連携協議会とかいろいろなところから陳情も出ておりますし、また患者会からも出ておまして、いろいろな形でそういう方々に説明をしながら、それが終えた段階で議案を提案したいなと思っております。

○奥平一夫委員 この条例案の内容なのですが、これは今の陳情第162号の沖縄県がん診療連携協議会が出されているような基本条例案、それを基にこれから議論をするのか、当局としてはどう考えてらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 今、医務課内の中では素案をつくっている段階で、中身はいろいろな他都道府県の条例も参考にしたり、いろいろと調整をして、今、素案づくりをやっているところです。

○奥平一夫委員 今回の提案されておりますこの条例案なのですが、これはかなり精神的な、あるいは地域に合った条例案としてそれぞれ協議をしながら今提案をされているのですが、そういう意味でこの案を中心にして議論をされると思っていますけれども、その素案というのはどういう形で、だれがつくるのでしょうか。

○平順寧医務課長 まだ中身を医務課内で検討しているので、ですからいろいろなものを参考にしながら法令との関連とか、文言とか、いろいろなものを調べながら、そこら辺を今整理している段階です。

○奥平一夫委員 日程的にはいつごろをめどに、それを制定していこうと考えていらっしゃいますか。

○平順寧医務課長 各がんの協議会の方々とか、患者会の方々とか、いろいろな話をしながらですので、そこら辺がどのぐらいの時間がかかるのかということになりますので今の段階では一それが終わりましたら早目に出したいなと思っています。

○奥平一夫委員 わかりました。それではこれについてはこの辺で終わらせていただきます。次は111ページ、新規の陳情第200号。これは宮古島の皆さんから出された陳情でありますし、私はこのゆんたく会の皆さんとお話もさせてもらったりもしております。そういう意味で、彼らの苦しみといいますか、思いと言いますか、そういうのを非常にわかっているつもりであります。ところがこの処理方針を見ますと、少しピンぼけているのではないかと思っておりますが、例えば1番の放射線治療が必要ではないかということに対しても化学療法でというふうな、そういうことの処理方針があったりと。航空運賃の割引など経済的負担軽減策を講じてほしいと言えば、離島割引運賃があると。こういうピンぼけな陳情の処理の仕方をしたら非常に失礼だと僕は思うのですよ、どうですか。

○平順寧医務課長 離島のがん専門治療については、今、専門医をふやしたい

ということで旅費を出したりとかいうことをやっておりますが、この辺については機能としてできるのかどうかということもいろいろありますので、そこら辺も含めて検討しないといけないものですから、こういう内容になっております。それから旅費についても、今、離島に住所がある方は約3割引きですか、そういう形が航空会社の御協力によりやられておりますが、いろいろと検討課題だろうと考えております。

○奥平一夫委員 もう一つの6番目、経済的な支援対策を構築してもらいたいというその処理方針も、現在、医療費が高額になった場合の負担軽減措置として高額療養制度があります。高額療養制度は70歳以上や低所得者に対して、より医療費の負担を軽減する仕組みとなっております。これは陳情にほとんど答えていないのではないですか。やはりもっとその身になって陳情を処理するという気持ちとか、意欲といいますか、きちんと書いてくださいよ。こんな処理方針ではどうにもならない処理方針で、いい加減な処理方針だと思っています。そこで、少なくとも1番目を一伊江病院事業局長、この陳情をごらんになっていらっしゃいますか。本当にこんな処理の仕方でのいいのかと僕は素人ながら非常に思うのですけれども、いかがですか。医師として。

○伊江朝次病院事業局長 ここにある医療機器の点ですけれども、放射線治療機器、それからPET、これはかなり高額なところがあって、正直言って今宮古地域、八重山地域で整備するのはかなり厳しいという状況はあると思います。私たちもずっと離島にいたわけですから、そういう治療あるいは検査が必要になった場合は、もう患者には申しわけないけれども沖縄本島へ行ってやってくださいということでやっておりました。化学療法については、専門医がいない場合は沖縄本島の専門医と連絡をとりながらやるということ、それから今、県立中部病院からでも、例えば血液の専門医が定期的に宮古地域あるいは八重山地域に行って診療したりしています。だから県立病院からの連携はやっているという状況はあります。正直、患者にとってはかなり負担が大きいというのがあります。

○奥平一夫委員 私が言っているのは機器を入れなさいということではなくて、こういう陳情があったとしても化学療法でという話にはならないと。例えば、こういうことはどうだろうかという提案であったり、交通費の面とかそういういろいろな負担の面の軽減を検討していきますとかという答弁でもいいと思うのですけれども。確かに、こういう放射線機器を入れるとか、PETを入

れるとかというのは恐らく不可能に近いことだとは承知しているのです。ただ、思いでこう陳情している皆さんに対して化学療法だという話にはならないと思う。放射線治療について、例えば方法としては八重山地域、宮古地域でそういう機器をお互い連携してやるとか、いろいろな方法があるかとは思いますが、ぜひこういう無情な陳情処理のやり方はやめていただきたいと思っております。きょうは時間が押していますのでこれぐらいにしますけれども、次の定例会で詳しくやりたいと思います。

次は、病院事業局長に少しお伺いしたいと思えます。継続だけなのですけれども、今回、私も一般質問で南部医療センター・こども医療センターの7対1看護体制がどうだという質問をいたしました。経営的にもかなり効果がある、それから看護のさまざまな現場でいろいろな波及効果が出ているという成果が出ております。ただ、質問の最後に病院事業局長にそれを踏まえて中部病院はどうなんだと、つまり南部医療センター・こども医療センターの試行は中部病院の本格的な導入を前提にしているということだったものですから、残念ながらもう少し検討するということでもありますけれども、どうなのでしょう。例えば、今52床の病床が休床していますが、かなり経営的にもマイナスの影響が大きいと思えますし、それと同時に看護師の加重—いわゆる現場での職員の加重労働がずっと言われてきている。やはり県立病院の中核病院として、しっかり患者の医療に当たるという意味では、これはもうぜひ予定どおり中部病院の7対1看護体制をぜひ実現していくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 奥平委員のおっしゃるとおり、私もそう思います。全力で取り組んでいきたいと思っております。

○奥平一夫委員 全力で取り組むのですけれども、いつごろをめどに取り組むのですか。現場の皆さんも、病院事業局長の発言をみんな注視していると思うのですよ。ちなみに、中部病院自体で7対1看護体制を実現するための看護師を導入した際のシミュレーションというのはもう既に病院みずからがつくっているのではないかと思うのですけれども、この辺を紹介していただけますか。

○伊江朝次病院事業局長 今、病院現場との増員数とかをヒヤリングで検討している段階なのです。ほぼ固まりつつあります、ですから今後の交渉にゆだねていくことになると思えますけれども。

○奥平一夫委員 僕が聞いた話では、かなり具体的なシミュレーションがもうできているか、できつつあるというお話を聞いているのですよ。だから隠さずに、この辺の話をきちんと出して、病院事業局長、私たちは応援者ですから。ぜひ隠さずに。

○伊江朝次病院事業局長 私もまだ正確な数字は見せてもらっていないのです。ですから、奥平委員のおっしゃるように隠しているつもりはございません。ですから、今の段階ではとにかく全力でそれをやるということで考えていきたいと思っております。

○奥平一夫委員 ただもう4月から始めると。例えば、年度初めから開始をするとなっても、もう既にできていなければならないですよ。だからこれはもうできていると僕は思っているわけですよ。病院事業局長のこの含み笑いは何かなと思いつつ今聞いているのですけれども、これは多分収益は上がるとシミュレーションができていると思うのですよ、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 私も正確な数字としては、はっきり言ってまだでき上ったものは見ておりません。民間病院の方々から聞いても、やはりそういった看護師の増員と診療報酬のD P Cの点数がありますけれども、その収益の増はやはりどちらかという足が出ると民間病院の方々も言っております。ただ、それをやることによつての相乗効果、これが大きいと。だから、そこを期待してやる必要があるのではないかと考えております。

○奥平一夫委員 私も今、民間病院の方がそういう足が出るというお話を—これは選挙の途中で出てきたのがありますけれども、県立病院がこういうことをしたら赤字が出ると、年数億円の赤字になるということを選挙で堂々と書いて、宮城登さんは書いて出していますよ。だからそういう選挙のことではなくて、しっかりと今度やはり南部医療センター・こども医療センターで施行して、今、病院事業局長がおっしゃったようにこれだけの効果が出ていると、収益も出ていると。そして収益以外にもさまざまな効果があるとおっしゃっているわけですから、これはもうだれはばかることなくもうやりますと、僕は当然言うべきだと思うのですよ。いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 やりたいです。

○奥平一夫委員 やはり中部病院が7対1看護体制を実現していくということは、いろいろな意味で県立病院全体に大きな影響を与えるだろうし、特に我々宮古病院、八重山病院は一もちろんこれはこれから試算していかなければならないのですけれども、かなりよい効果が出てくるとは思うのです。だからそういう意味では、しっかりと7対1看護体制をもう来年度から実現しますと、実施しますということを書いてくれないと、先々また次の病院—北部病院でありあるいは宮古病院、八重山病院でありということへ展開していけないと僕は思うのですよ。だからこれを年度ごとに2つも3つも一緒にやるというのはその辺も難しい話ですから一まあ難しいかどうかは僕はわかりませんが。やはり中部病院の7対1看護体制の実施というのは、これは県立病院の再生に向けての試金石だと思っていますから、そういう意味であと一言どうぞ、病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 奥平委員のおっしゃるとおりだと思っています。

○奥平一夫委員 わかりました。私としては、もう来年度早々にその辺の実現はできるだろうと、この話は次の方に譲りたいと思っています。次は、例えば7対1看護体制を6つの病院で実現をしたときに、看護師確保の問題について病院事業局長のお話をお伺いしたいと思うのですけれども、あと何名ぐらい必要となりますか。これは試算は出ていませんか。僕は事務局の方から出ていると聞きましたよ、出してください。一般質問の質問どりのときにこれを質問しますということも通告しています。

○伊江朝次病院事業局長 約230名だと思います。

○奥平一夫委員 実は、今度の決算特別委員会で病院事業局からいただいた県立病院の希望職員数アンケート調査というのがあります。これは看護師だけに限って見ますと1900名ぐらい必要だと。現在、看護師数が1554名、それでよろしいですか。定数が1566名ですか、では現在、何名の看護師が全体でいるのですか。それを聞いているのですけれども。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部より12月1日現在の現員数は1551名であるとの説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 病院事業局でとられた職員アンケートの1900名、これは今定数が1900名ですからそれにははるかに及ばない、定数が1566名ですね。7対1看護体制にしたときに230名だと全然合いませんけれども、これはどういう希望になっているのですか。いずれにしましても、現場からこれだけの職員が欲しいということが言われているのですけれども、現状としては今1551名で現場の思いにまだ添えていない—いろいろな事情があるでしょうけれども、まだできていないと思います。その看護師確保の問題で、もちろん病院事業局と福祉保健部ではまたいろいろ違うのでしょうかけれども、この県立浦添看護学校の問題を通していろいろ惹起されたことは、やはり同じ医療を扱うところとして福祉保健部と病院事業局の連携がよくないと僕は思うのですよ。だから、看護師を養成していく福祉保健部と、看護師を求めていく皆さんとかなりそごがあって、そういう形で県立病院でも看護師の不足がかなり顕著に見られていると。つまり、できるだけ養成をする側のインセンティブをつけて、この県立病院への就職するみたいな形で志望者をふやしていくということを、できるだけそういうインセンティブみたいな政策でもって県立病院の看護師について充足していくという、そういう連携というのが非常に必要だと思うのですけれども、病院事業局長はどうお考えですか。

○伊江朝次病院事業局長 看護師の応募の状況というのは、今の御時世ではどうしてもそれぞれの選択肢があって、例えば嘱託職員でいいとか、あるいは臨時的任用職員でいいとかというような、あるいは正職員を望むとかというのがあるのですよ。どちらかという、これは僕のエビデンスはないのですけれども、印象としてはやはり皆さん正職員を望む方が多くて、今の県立病院の中では正職員の方はなかなか採れないということで、民間に流れていったりしている状況ではないかと思うのです。だからそういう意味では、私たちが看護師を確保する意味では条件を改善していかないとなかなか難しいのかなと。それから奨学金に関しては、看護学生の方々というのは民間の医療機関からもらっている方が多いですよ。そういうひもつきもありまして、なかなかすんなりと県立病院ということにもいかないという状況もあると思います。ですから私たちとしては、そういう支援があれば考えないこともないのですけれども、今の状況では少し難しいと。私たちも受け入れがまだ十分にできていないと思ってお

ります。

○奥平一夫委員 確かに民間も民間できちんと看護師を養成して自分たちが経営する病院に送り込むという、そういうインセンティブな政策で結局やっているわけですから、なかなか県立病院に回ってこないということなどもあるわけですよ。ですからそういう意味で、民間からはたくさんの県立病院への志望者があって入っているのだけれども就職をしている人がたくさんいると福祉保健部長がおっしゃっていましたが、それが中途退職者がかなり出るわけです。これまでの県立病院の退職者数を見ましても、平均で80名程度やめていくという方が毎年出ている。ことしも皆さんからいただいたこの資料を読みますと、もう12月1日現在で42名の看護師が退職をしたいと申し出ているわけですよ。ですから、このように途中でやめていくこの現状は何かというと、僕なりにいろいろとこの委員会で質疑をする中で、やはり過重な労働があるということで、もちろん家事のこともあるだろうし、家庭のこともあるだろうし、いろんな理由があって途中でやめられる方が多いということで、これをまた充足していくというのも至難の業ということで、非常に県立病院がうまく循環していかないのがあって、経営的にも今69床が休床していて看護師もそれなりに不足しているという状態があるわけですよ。ですからこれを福祉保健部と連携をしながらこのインセンティブを生かして県立病院へ流れるような、希望者がふえるようなシステムを、そういうことをやっていけばいいと思っているのですが、なかなかそれが一今、県立浦添看護学校の話が問題になっていますけれども、そのインセンティブがないとなかなかできないと。瞬間的に思ったのですけれども、ではそういう看護師養成だったら、県立浦添看護学校を病院事業局で経営したらどうなのだろうかと思うのですけれども、いかがですか。僕はいい発想だと思いますけれども。

○伊江朝次病院事業局長 自前で作って、その人たちがみんな病院に入ってくるのだったらこんな楽なことはないだろうと思うのですが、今の病院事業局の状況ではなかなかそれは難しいと思います。やはり人材養成というのは福祉保健部で頑張っていたきたいというのが本音です。

○奥平一夫委員 相当隣に遠慮しているようなところも見えるのですけれども、実は長崎県の病院—これは独立行政法人化された病院なのですけれども、これは看護師の養成学校を持っていて、今まさに養成しているのですよ。ですからそういう例もあります。だから何も県立病院だからできないというわけで

はありません。民間は民間でしっかりとみずからの病院の看護師を養成し、それを吸収していているわけですから、県立病院がそのことをやって悪いということはないと思いますし、もっと本当は福祉保健部がしっかり連携しながら県立病院へもインセンティブをかけた政策を、あるいは修学資金もそれなりの制度の中でインセンティブをつくって、やはり200床以上でもいい、中部病院でも、南部医療センター・こども医療センターでも構わないという、そういう枠を広げて返還免除制度をつくってあげれば、おのずと流れてきますよ。そしてさらにそれを各病院で7対1体制でしっかり看護体制ができる、このことだったら私は今の現状は招かないと思っています。そういう意味で、このことも皆さんの間の中でぜひ議論をしてほしいと思っていますのですが、話を少し変えます。7対1看護体制を本当に実現するために、これは看護師だけではなくてやっぱりいろいろなメディカルの、他の病院の職員のことについても、今、県立宮古病院の安谷屋先生ともいろいろなお話をしたりあるいは病院の課題等を見ましても、かなりの専門職員を必要としていると。ただ、これはなかなか正規職員で採用できない状態で、嘱託職員であったり臨時的任用職員であったりという形で、毎年毎年その職員探しでもう必死になっていると。病院長が職員探しで必死になるということ自体もうおかしな話で、本来ならば福祉保健部なりあるいは病院事業局長のその部門でしっかりと確保して、それを各病院に送っていくという、そういう体制ができないだろうかともいつも思うのですよ。だからこの医療体制をしっかりと整えるためにも、職員をきちんと充足させることが大事だと私は思っています。そういう意味では一般質問でも本当に唐突だったと思うのですけれども、定数の条例をきちんと枠を広げて各現場の病院長なり、あるいは伊江病院事業局長がその人事権をもって職員を採用したいということをやれば、僕は病院事業はかなり好転していくのではないかと素人ながら思うのですが、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 今、奥平委員がおっしゃられたようなことというのは、私にとっては理想的なことだと思っております。ただ、いかんせん今のような状況ではそういうことではないということで、今のところはただ残念としか言いようがないという状況です。

○奥平一夫委員 私は、伊江病院事業局長には大分期待をしているのですよ。本当に病院改革—当然、経営的な改革も含めて、職場の勤務態勢の改革もしていくという意味で、あるいは働く人がしっかりと働ける環境をつくっていくという意味で、私は伊江病院事業局長はやれる力を持っていると思うのですよ。だ

からそういう弱気ではなくて、まさに現場の職員をしっかり守っていく、県立病院をしっかり堅持していくという、そういうことでもう少し意欲ある答弁をいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 おっしゃるとおり、私がここにいるのはやはり患者のためであり、職員をしっかり守って働きやすい環境をつくることだと思っております。

○奥平一夫委員 最後になりましたが、定数条例のことあるいは今の県の職員定数条例から外して病院で定数を持つという、そういうことをぜひ知事とお話ししてくださいよ、よろしくお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 ちょうど今そろっているので先ほどの質疑を確認したいです。今の陳情第148号にちょうど関連しているのですけれども。伊江病院事業局長、先ほど県立浦添看護学校の存廃の件で質疑をした中で、県立病院の今の病床閉鎖を含めて7対1看護体制をどうするかというお話だったのですが、福祉保健部としては募集をかけたら人数は集まると。だけれども続かないのだというお話でしたけれども、年度当初はきちんとベッドはあいているのですか。それなりの人は集まっているのですか。それを少し確認したいです。この病床閉鎖は毎年続いていると私は認識しているわけなのですよ。

○武田智県立病院課長 今、南部医療センター・こども医療センターで14床と、あと中部病院で52床が閉鎖中です。これの主な理由は看護師の確保ができていないためと考えております。

○比嘉京子委員 ですから、40名不足で66名のベッドが閉鎖されているというのは理解しているのです。看護師がいないからというのは、募集したら来るのだけれども、途中でやめるから閉鎖に追い込まれているのですか。それとも、募集しても来なくて閉鎖が続いているのですか、どちらですか。

○武田智県立病院課長 年度当初から閉鎖しておりまして、その閉鎖を除いた分については採用試験で看護師を集めまして、年度当初は定数どおり配置がで

きますけれども、その途中で退職する方がいらっしゃるとか、その辺が少し補充が間に合わないというところがあります。

○比嘉京子委員 先ほどの議論の中では、募集したら人は集まると、集まるのだけれども途中でやめられたりするので閉鎖があると私は思ったのですが、私の理解では毎年閉鎖は続いているわけなのですよ。別に途中でであろうと、年度当初であろうと。そのことについての認識にギャップがあると思ったのですけれども、つまりこれは看護師が絶対数必要に足りていないという理解でいいですか。ベッド閉鎖というのはなぜ起きているのか、途中でやめる人がいるから起きているのか。当初は埋まっている、年度最初はみんなやっていて、そうではないということですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 今言っている中部病院と南部医療センター・こども医療センターは閉鎖したままでスタートするのですが、年度当初は採用試験とかで埋めてスタートしても途中で退職者が出ます。その理由の1つは、4月、5月あたりだと就職はしてみたけれども合わないとか、ついていけないという場合でやめていかれる方もいますし、それから県立病院の場合は育児休業者が常時70人ぐらいます。年度当初では産前産後休暇、育児休暇に関してはわかりません。それで募集はかけるのですが、やはり途中ということもありまして、大体就職先が決まった後ということもあって、途中募集に関してはお休みする方のものに追いついていけないという現状があって、病床を少し縮小して運用しないといけないというような状態は出てきます。

○比嘉京子委員 今、いみじくもおっしゃったと思うのですよ。では来年度はその70名も見込んで募集をすべきではないかと通常なら考えるわけですよ、途中から。それは無理だということですか。つまり、その余裕枠がないわけですよ。ですから途中でやめられていくと。どんどん閉鎖を続けていくわけです。今現在12月でも42名かがやめられているのですか。やめる意向を伝えているのですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 やめています。

○比嘉京子委員 やめているわけですか。そうすると、本当だったらもっとベッドは閉鎖されないといけないのですか。そうでもないのですか。

○佐久川和子県立病院課看護企画監 42名はやめています。その理由としては、ほとんどが結婚退職というところがあって、県外転居というのが今の42名の大方の理由なのです。

○比嘉京子委員 6つの病院を抱えているわけですから、途中におけるさまざまな予想できない状況というのが生まれることは理解できますよ。しかも最初からそれをキープしておいてやるというほど財政的に潤沢ではないということもわかります。ただ、毎年のように今閉鎖されたままで中部病院の7対1看護体制を考えるかということにもつながるわけなのですけれども、この間、南部医療センター・こども医療センターを7対1看護体制に戻したいのですけれども、伊江病院事業局長も参加されて11月7日に7対1看護体制シンポジウムがありました。そのときに私はこれをぜひ皆さんにお伝えしたいと思うのですけれども、中部病院長はそのときにびっくりするぐらい逼迫した発言をされていたのですよ。中部病院の院長いわく、来年4月から7対1看護体制ができなかったら中部病院はつぶれますとおっしゃったのですよ。そのときの5名のシンポジストが言ったことは、伊江病院事業局長は聞いておられたわけなのですが、結局7対1看護体制にしていって何ら問題点というのは上がらなくて、患者にとっても、過重労働の看護師にとっても、先生方にとっても、すべてにおいてプラスなのです。これは経営からもプラスなのですよ。そのことを踏まえて、次の中部病院の一番の過重労働を緩和しなければいけないわけなのです。そのことに対して、今大変はっきりできないという苦しい心情を吐露されておられたと思うのですけれども、私は少なくともこの県立看護学校も含めてですけれども、どうしても県立病院の閉鎖、収益が上がることを上げきれないこの残念さ、それから過重労働の堂々めぐり、このことを考えますとこれは猶予がきかないと思うのですよ。そのことについての認識は一致しますか、病院事業局長。

○伊江朝次病院事業局長 はい、比嘉委員のおっしゃるとおりです。

○比嘉京子委員 では、同じ場所におられる宮里保健衛生統括監にお聞きしたいのですけれども、宮城医師会副会長の出された文章を見られていると思うのですよ、選挙期間中に現場に出されたものです。見られていなかったならそれはそれでいいです。先だっの11月21日の新聞をごらんになりましたか。

○宮里達也保健衛生統括監 読みましたけれども、少し今記憶が飛んでいます

けれども。

○比嘉京子委員 行政の定数に関する感覚は考えを全く改めなければいけないと書いてあるわけなのです。今の地方公営企業法の中においても、病院の定数を定数抑制の範囲外として、必要な職員の数を増加させることが可能で、実際に行っている県もあるのだと。そして、経営形態のあり方の論議の前に沖縄の現在の経営形態でできることは何なのかを考えるべきだと。いわゆる行政の人からすると、人員をふやすということは人件費が発生して赤字を出すという発想になるのだけれども、病院の場合はそれで必ずしも赤字にならないと。経営なんだということをはっきり書いてあるわけなのです。まさに医師や看護師を初め大量の医師、医療スタッフを配置することが必要になって、それを雇用すると診療報酬もふえ、収益が上がるし、沖縄県では県立病院の職員定数を全くふやしてこなかったと。そして、本当に1989年—21年ぶりに去年やっとやったのだということを書いてあるわけなのですけれども、私はこの間の県議会において総務部長の発言が非常に気になるのですよ。定数をどうですかと聞いたときに総務部長は、今の定数枠の中でも十分に可能性としては余力があるのだと答えられたことに対して、福祉保健部長でも保健衛生統括監でも、今の定数枠の中で7対1看護体制をできる人数の余力はあるのですか。では、病院事業局長にお伺いするのですけれども、この間の議場においてその発言をお聞きになっていたかと思うのですけれども、今、中部病院が7対1看護体制にするには、先ほどあと何名必要だと一今、病床が閉鎖されたところは、閉鎖をしたままでもやろうとするとあと何名の数が必要ですか。先ほどの答弁で中部病院長が来年4月からもうつぶれるとおっしゃっているわけですから、4月から実施するとするならばあと何名、7対1看護体制で必要になりますか。

○武田智県立病院課長 今、病院とも調整しているところなのですけれども、概算で80名から90名程度は必要と思います。

○比嘉京子委員 そのことについては実施できるような体制というのをつくりかけているのですか。

○伊江朝次病院事業局長 先ほどから申し上げているとおり、どれだけの増員が必要か、それから収支も踏まえて検討しているという状況です。

○比嘉京子委員 先ほどの総務部長の発言ですけれども、今の枠の中でそれは

可能ですか。

○伊江朝次病院事業局長 今の枠の中でというのが私は理解できなかったのですが、要するにいわゆる県の職員全体の枠を言っていると思ったのですが、そういうことなのでしょうか。この件については私は検討しておりませんでしたので、即答は少し申しかねると思います。

○比嘉京子委員 いろいろなやり方があると思いますけれども、そのときにあれはどういう意味なのかと総務部長に説明を求めるなり、そこが定数権限をまだ握っているわけです。将来的には、私は県立病院の定数を枠から外すべきだと持論は持っておりますけれども、現時点でそうならないわけなのです。そういうことも含めてもっとポジティブに伊江病院事業局長には頑張っていたほしい。そして、つぶれないように来年4月には必ず7対1看護体制を実施するという決意を改めてお聞きしたいところですが、それはなかなか難しいと思いますので、最後にもう一言、今の一もちろん総務部との交渉が必要だと思いますけれども、その真意も含めて聞かないといけないとは思っておりますけれども、つぶさないためにも私は来年の4月に必ず7対1看護体制を実施するように決意を新たにしていきたいなと思っておりますが、病院事業局長はいかがですか。

○伊江朝次病院事業局長 全力で取り組んでいきますので、応援よろしく願いします。

○比嘉京子委員 全面的に応援いたします。それから先ほどの看護師養成の皆さんも、福祉保健部長、全く連携プレーといえますか、我々にはそれが非常に見えません。だから本当に必死に思っているところで、私は養成をすることがむしろ筋が通ると。連携プレーが難しいのであれば、そこに人員を移してポジションをおいて、やはり考え方を転換していくことも必要とさえ思います。今の連携プレーに対して、現時点でもっともっと密にやるというお考えはあるのでしょうか。

○奥村啓子福祉保健部長 連携は常にこれからもとっていきたいと思っております。先ほどと同じ答弁で申しわけないのですが、修学資金の200床未満の病床、そういう要件を外す中で県立病院へのインセンティブというものも出てくると考えておりますので、そういう議論をする過程の中で病院事業局とも連

携してやっていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 75ページの陳情第99号、がん対策基本条例ですが処理方針が変わりました。ある意味、皆さんが踏みこんで条例の制定に向けて頑張るといふ決意がこの処理方針の変更だと思しますので、もう一度御説明していただきたいのは、多分、本格的に動き出すのは次年度だと思うのですけれども、時間の制約がございますから、来年の2月県議会のときにタイムスケジュールプラスその手続、そして患者会とか、あるいは医療従事者の皆さんとのヒヤリング等々のお話でしたが、そういう計画というのは2月県議会には提出できそうですか。

○奥村啓子福祉保健部長 スケジュール等も含めて、今後のこういう作業の工程についてはある程度出せるように努めていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 これは財政課とはどうなっていますか。例えば次年度以降、予算とかそうなったときに、ここは財政課と詰められているという理解でいいですか。

○奥村啓子福祉保健部長 こういう条例が一どの程度財政を保障するというこの条例というのはなかなか厳しいというのがありまして、そういう観点からも財政課と、あとは法規担当の総務私学課との調整、その辺もあります。ただ、それに至る前に、先ほど医務課長からもあったように、いろいろな協議会とか患者会の方々と、条例の持つ制約なりその辺も含めて話し合いをしていかないといけないという部分がございますので、次年度予算にどうのということのものは今のところ想定はしておりません。

○佐喜真淳委員 予算とかそうではなくて、この制定に向けて例えば先進地は多分、皆さん視察に行ったかもしれませんが、例えばヒヤリングとかそういうときに必要な予算措置があるのでないですか。そういう意味で、今予算の話をしました、条例の中での予算ではなくて。

○奥村啓子福祉保健部長 こういう調査費とか事務費的な部分については、基

金も含めて既存の予算の中で工面できる範囲だと思っておりますので、その辺は次年度の取り組みに向けての準備はできると思っています。

○佐喜真淳委員　せっかくこのように変更をされて、制定に向けてというお話ですから、これは制定に向けては2年も3年もかけるものではないだろうし、やはり集中的にやるべきだと私は思っているのですよ。ですからここで次年度中に、奥村福祉保健部長の決意の中でできるだけ早くという平医務課長のお話もありましたが、次年度に向けて制定するような形でぜひこれはスピーディーに、あるいは関係団体とも調整しながらやっていただきたいなど。平成24年度にスタートするような形でもよろしいですし、このあたりはどうか、余り長く二、三年のスパンでやるのではなくて。

○奥村啓子福祉保健部長　そういう方向で次年度、議論をして可能な限りできるような方向では進めていきたいとは思いますが、ただ、相手のあることですので、いろいろな調整も必要ですので。

○佐喜真淳委員　そういう方向で進めていただきながら、今県議会はどうしても時間的な制約がございますから、2月に向けて皆さんは準備も含めて、ある程度のタイムスケジュール、できたら本当にいつまでには制定したいという意気込みとか決意を、2月定例会に奥村福祉保健部長から答弁をいただけるように頑張ってください。

○赤嶺昇委員長　ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　今の平成22年度の陳情第99号と陳情第162号のがん推進条例の制定の件ですけれども、既に協議会からは条例案が出されていて、13カ所の制定されたところが一先進地がありますよ。ですから、そんなに難しい案にはならない検討課題だと私は思っているのですけれども、患者会の皆さんの意向を受けて既に県議会は超党派的に今年度の2月定例会の最終日に県議会として勉強会を持ったり、いろいろやってきているのですよ。それでなかなか執行部が提案というところまで行かなかったものですから。でも今度、大きく踏み出しているし、ある意味では既に内容についても提案されて半年たっている。中身をもって検討に入ったと思いますので、早くできると思っていますので。先ほども聞いていたのですけれども、それについてももう一度、条例案そのものは

既にたたき台があるという判断の上に進めるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○平順寧医務課長 先ほども申しましたが、いろいろな形のものも示していただいたりとかいろいろあります。法規ともいろいろ相談しながら、医務課内の中で今、素案をつくっている段階ですので、それができた段階でいろいろな団体にも説明をしながら、それを終えたら早目に提案したいと、努力していきますのでよろしくお願いします。

○西銘純恵委員 踏み込みたくなかったのですが、沖縄県がん診療連携協議会ですか、この中に執行部が入っていなかったでしょうか。

○平順寧医務課長 現在、オブザーバーとして毎回出ております。

○西銘純恵委員 ということは、沖縄県がん診療連携協議会から出されたのは、オブザーバーでずっと参加をされている中で出されているということ踏まえて、素案というのが全く一からの案にならないように、ましてや患者会の皆さんの存在を抜きにしてはこの条例問題は浮上しなかったと思いますので、そこをぜひ受けとめて制定に向けてやってほしいと思います。

もう一点、お尋ねします。平成21年第148号、福祉保健部の3ページ、先ほどからやっている県立中部病院の看護体制の関係ですけれども、南部医療センター・こども医療センターを7対1看護体制にしていますけれども、その評価一看護師体制を7対1にして、実際は看護師の離職率をとといいますか、課題とされているものがどうなったのか、そこら辺も検証されていますでしょうか。

○武田智県立病院課長 南部医療センター・こども医療センターは5月から7対1看護体制をやっていますけれども、その辺は県議会でも病院事業局長から話がありましたけれども、病院現場から一人一人の患者に当たれる時間がふえた。あとは1人当たりの夜勤回数が減少した。あとは新人の指導サポートに当たる時間がふえたとか評価する声が上がっています。あと今お尋ねの、南部医療センター・こども医療センターの退職者の状況ですけれども、平成20年度は退職者が47名いました。それが平成21年度は23名に約半減しておりまして、平成22年度は今直近のデータがないのですけれども、9月までのデータでは退職者が5名となっております。

○西銘純恵委員 実施してわずかに、一番大きな問題とされてきた離職者対策、退職者をなくすというものに大きな効果を上げているというところが見えると思うのですよ。もう一点、決算特別委員会で病院事業局からいただいた南部医療センター・こども医療センターの看護部門の現場で必要として一対七看護体制ではあるけれども、看護師がこれだけ欲しいという現場の声は454名ということになっているのですけれども、現体制というのは七対一にして何名でしょうか。現場の必要とする体制と相当な開きはあるのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今、南部医療センター・こども医療センターの場合は495名です。

○西銘純恵委員 看護部門のこの看護師ということだけでそうなのでしょうか。これですね、医療部門が医師、管理部門が事務現業、看護部門が看護師、診療協力部門がコメディカルということで分けて全部で724名とあるのですが、その中の看護部門は490名以上いるのでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 看護師だけです。

○西銘純恵委員 これは決算特別委員会でとった数字だったものですから、それは実際は現場の声からまだ足りないと思ったのですが、七対一看護体制というのは実際は希望する、現場から欲しいと思う陣容よりは体制的にはもっと要るということですよ。そして一番問題になっていた離職者対策にもなっていると。先ほど病院事業局長はどうして県立病院はなかなか看護師が来ないのかというときに、正職員の希望が多いということもおっしゃったのですよ。私はこの課題も定数をきちんととってやれば正職員ということにはもちろんなりますので、大きく前進をしようと思っているのですよ。それで二つほどお尋ねしますが、中部病院の52床休床、南部医療センター・こども医療センターも14床閉鎖中ということなのですから、これは看護師確保や経営に与える影響を勘案の上、七対一看護体制を中部病院に検討したいということで処理方針にあるのですけれども、私は入院患者が52床ベッドがあかないということは、実際は入院を受け入れることができない、施設はあるけれどもというこの県民側から見たときに、このままということはまず県民の医療を守るという県立病院からすれば早急に是正をしなければいけないものだと私は思うのですけれども、病院事業局長はどうでしょうか。

○伊江朝次病院事業局長 今、やはり看護師が不足した状況でそうになっているわけですから、その辺の看護師の確保に全力を挙げていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 経営に与える影響と勘案ということですのでけれども、私は視点をもう一つ7対1看護体制にしたらこのナースコールにすぐこたえることができるのか、結局は入院している患者にとっても、県民にとっても安心して医療を受けることができるというこの2点からしても、これを重点において経営というのはその次ではないかと、ある意味では。県民の医療を守るといふ県立病院であれば、その観点から定数については中部病院をすぐにでも7対1看護体制にしないといけないと。7対1看護体制にすればこの離職問題もいづれなくなっていくと。そこら辺を確認して、あとは一緒に福祉保健部も聞いていらっしゃいますので、ぜひ中部病院について7対1看護体制を早急に実現できるように、定数問題も細かくやっていただきたいということを要望して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 113ページの県立浦添看護学校の、先ほど終わりましたけれどもどうしても1点気になっています。処理方針で県は修学資金による学生の支援を拡充すると書いてあるのですが、今回この県立浦添看護学校を民間移譲にすることによってこの奨学金一先ほどの議論の中で、日本学生支援機構から586人、県内の41%の方が利用している、あと県の修学資金で121名8.5%、その他を含めると836名の方が、約58%の方がいろいろな奨学金制度を利用されていると答弁がありましたけれども、この民間移譲をすることによって受けられなくなる、そういった方も出るといったらどういったケースが考えられますか。

○平順寧医務課長 通常はないとは思いますが、あるとしたら収受不足、次年度は7000万円から9000万円にふやす予定ですが、その状況を見ながらまたいろいろな相談をきちんとやりながら、本当に修学資金を借りられなくて困っているという方々も調査してまいりたいと思っておりますので、きちんと平成24年4月1日については、そういった人がいないようにしていきたいと考えております。

○上原章委員 日本学生支援機構も収入が1000万円を超えるような人たちは利用できないというのはよく聞くのですけれども、今回、こういった形の中で本当に困る学生、また家庭が出ないようにしてほしいのですが、今、県が取り組んでいる修学資金、これの中身を教えてもらえませんか。

○平順寧医務課長 まず貸与金額ですが、第一種と第二種というのがあります。両方借りられるのですが、第一種は生活資金ということで、民間であれば毎月3万6000円、それから第二種は授業料相当をやっておりまして70万円という形でやっております。去年は申請を出していただいた方はすべて認めるような形にしたのですが、そういうところです。

○上原章委員 先ほど返還免除の話がありましたが、この返還免除のケースはどういった内容ですか。

○平順寧医務課長 返還免除要件は、今現在は200床未満の病院、それから精神病院、ハンセン病の療養所、診療所です。それから65歳以上の者の比率が、いわゆる老人病院一療養病床だろうと思います。それから重症心身障害児施設とか、あと肢体不自由児施設とかです。

○上原章委員 月々のこの生活費、また授業料、これはどの家庭にとっても非常に要望が大きいと思うのですけれども。あと今の200床以下というような条件、これは御存じだと思うのですけれども日本学生支援機構とかは10万円とか、今の時代に教育資金がいかにかどの家庭も大事かという中で、ぜひ県も貸与の金額、それから今の200床とかいう基準、これはもう緩和して本当に1人でも多くの方々がしっかり看護師としてやっていける、また今の看護師不足という県立病院の環境も考えると、この辺の要件は本当に見直す必要があるのではないかと私は思うのですよ。それはできますか、できないのですか。

○平順寧医務課長 今ずっと調整してできるだけ早く急性期病院も入れて県立病院すべて入るような形ですが、それが入るような形で調整を一生懸命続けております。

○上原章委員 具体的に調整して、例えばこれは次年度からそういうのが具体的に動き出すという、そういう方向もありますか。

○平順寧医務課長 できるだけ2月定例会に出したいとは思っております。それに向けて今、一生懸命調整をしているということでございます。

○上原章委員 今の社会状況を見て、本当に少しでも支援ができる環境を整えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 111ページの、先ほどの病院事業局長からの話の中で、放射線治療の機械とかシンチグラフィ、これらの機械が高額でなかなか離島に対してそういう治療ができないと答弁がありましたけれども、今、県内でこの放射線治療とかシンチグラフィの機械を設置しているところはどのぐらいありますか。

○平順寧医務課長 放射線治療の機械は6カ所です、すべて沖縄本島内です。資料が手元にないのですが、中部病院及び琉球大学附属病院以外は全部民間病院です、放射線治療です。それから沖縄病院も入っております。それからPETが中頭病院と豊見城中央病院となっております。

○宮里達也保健衛生統括監 シンチグラフィに関しては今、正確なものは把握しておりません。各種を入れてやるわけですから一放射線治療をやっているところではある程度できているのではないかと思うのですけれども、正確な数字は把握しておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 県立病院では中部病院だけ。そして国立では琉球大学附属病院と沖縄病院ということになるわけですよ。来年の3月から着工する予定の宮古病院ができますけれども、ここについてそういう放射線治療の機械を導入するということは考えていないわけですか。

○伊江朝次病院事業局長 現在のところは考えておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 このがん治療について、やはり薬代が高いということが一番大きな悩みだと思うのですよ、その高額な治療費です。このことについて経済的な支援対策を構築してもらいたいという陳情ですけれども、その答えが

高額医療制度があるよとか、75歳以上はどうかのこのではなくて、国でどういう動きをしているのですか、この件について。何か検討されているのではないですか。

○平順寧医務課長 国の動きがあるとは聞いておりません。

○渡嘉敷喜代子委員 国のそういう動きはありますよ。聞いていない、そうですか。これはがん条例との関連で、やはりそういうこともやってほしいということは、がん患者の皆さんの大きな要望なのですよ。国でもそのようなことの話し合いがあったような気がして私は思うのですけれども、そのあたりを一皆さんのこの処理方針の中でこういう答え方ではなくて、やはりそういう国にしっかりと要請していくとか、そういう対策の仕方をやってほしいのですよ。これが陳情者の要望だと思うのですけれども、どうですか。こんな感じでいいのですか、処理方針は。全く心がこもっていないですよ。

○平順寧医務課長 次の新しい沖縄振興計画の中で、がんに限らず人工透析の方々もおられますので、検討課題としてやっていきたいなと思っております。

○渡嘉敷喜代子委員 今回、知事の公約の中でもこのがん条例は入っていますよ。その中でこういうことも検討されていないのかな。皆さんはそのあたりはどうなのでしょう。ただ、がん条例を制定すると言って、その中身についてはまだ皆さんのところでは把握していないのですか。その中身が知りたいのですよ、その公約の中身がです。

○平順寧医務課長 先ほどから少し説明しておりますが、がん条例の中身については今いろいろな材料—いろいろなところからも出ておりますので、それを含めて課内で素案をつくっている段階です。それができた段階で患者会など必要な団体にも説明し、それが終わった段階で県議会に提案していきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、福祉保健部及び病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

まず初めに、平成22年第4回議会乙第1号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(意見、討論等なし)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、平成22年第4回議会乙第1号議案沖縄県立看護学校の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(可否同数)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、平成22年第4回議会乙第1号議案については否決と裁決いたしま

す。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長より乙第7号議案の採決に入る前に継続審査の動議の提出などについて説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 乙第7号議案について、継続審査の動議を提出したいと思えます。理由は、慎重に審議をしたいということで継続審査とさせていただきたいと思えます。

○赤嶺昇委員長 ただいま、乙第7号議案に対し、西銘純恵委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第7号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。

本動議は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

乙第7号議案を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(可否同数)

○赤嶺昇委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が継続審査することに対する可否を裁決いたします。

委員長は、乙第7号議案は継続審査とすることに裁決いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第16号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第16号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第16号議案は、可決されました。

次に、乙第17号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第17号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第17号議案は、可決されました。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論等なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第18号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○赤嶺昇委員長 挙手多数であります。

よって、乙第18号議案は可決されました。

次に、甲第4号議案平成22年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等裁決区分表により協議)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等裁決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した乙第7号議案及び陳情126件とお手元に配付してあります所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る脳脊髄液減少症の診断・治療法の早期確立等を求める意見書の提出についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては休憩中に御協議をお願いします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、議題を追加して直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

意見書の提出について議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

脳脊髄液減少症の診断・治療法の早期確立等を求める意見書の提出について議題といたします。本委員会所管事務調査事項医療及び保健衛生についてに係る脳脊髄液減少症の診断・治療の確立について、議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出について協議を行った結果、意見書を提出すること、内容及び提出方法は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

脳脊髄液減少症の診断・治療法の早期確立等を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては休憩中に御協議をお願いします。

(休憩中に、議題の追加について協議した結果、議題を追加して直ちに審査を行うことで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

視察調査日程についてを議題とし、直ちに審査を行うことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

視察調査日程について議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察調査に関して、公明党・県民会議所属の金城勉議員及び沖縄社会大衆党・結の会所属の大城一馬議員から委員外議員として参加の申し込みがある旨の事務局説明、その後、協議した結果、委員外議員として参加を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

海外視察調査に関して、公明党・県民会議所属の金城勉議員及び沖縄社会大衆党・結の会所属の大城一馬議員の委員外議員としての参加につきましては、休憩中に御協議いたしましたとお決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 赤 嶺 昇